

令和 7 年度 第 3 回四街道市ごみ処理対策委員会 会議次第

日時：令和 7 年 10 月 21 日（火） 14 時から
場所：四街道市役所 本館 1 号棟 4 階 第 2 委員会室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議事

- (1) 四街道市一般廃棄物処理基本計画（最終案）について
- (2) その他

4. 閉会

四街道市一般廃棄物処理基本計画 (食品ロス削減推進計画)



令和8年4月

四街道市

目次

第1章 一般廃棄物処理基本計画について	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	2
1.3 計画の対象区域	3
1.4 計画の期間	3
1.5 計画の適用範囲	4
1.6 計画の推進体制	5
1.7 計画の見直し	5
第2章 四街道市の概況	6
2.1 位置と地勢	6
2.2 気候	7
2.3 人口	8
2.4 産業	12
2.5 土地利用	13
第3章 ごみ処理基本計画	14
3.1 ごみ処理の現状	14
(1) ごみ処理の流れ	14
(2) ごみ排出量等の状況	19
(3) 処理及び最終処分の現状	24
(4) 資源化量及びリサイクル率	26
(5) ごみ質の状況	27
(6) ごみ処理経費	28
(7) 他市町村との比較	30
(8) 前計画の評価	33
(9) 現状と課題	45
3.2 計画の基本的枠組み	50
(1) 基本理念・基本方針	50
(2) 目標	52
(3) 計画実現への取組	53
(4) ごみ処理体制の計画	60

第4章 食品ロス削減推進計画.....	61
4.1 食品ロスを取り巻く情勢.....	61
4.2 計画策定の趣旨.....	62
4.3 前計画の評価	63
4.4 食品ロス実態調査.....	65
4.5 食品ロス削減推進計画.....	68

第5章 生活排水処理基本計画.....	74
5.1 生活排水処理の現状.....	74
(1) 生活排水処理フロー.....	74
(2) 生活排水処理等の状況.....	75
(3) 生活排水処理対策の状況.....	77
(4) 処理施設整備状況.....	78
(5) し尿処理経費状況.....	81
(6) 前計画の評価.....	82
(7) 生活排水処理の課題.....	90
5.2 生活排水処理基本計画.....	92
(1) 基本理念・基本方針.....	92
(2) 目標	93
(3) 計画実現への取組.....	94

資料編

資料 1 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例.....	資-1
資料 2 関連計画	資-7
資料 3 計画人口	資-10
資料 4 ごみ排出量の予測方法.....	資-12
資料 5 ごみ排出量の予測結果.....	資-13
資料 6 水質汚濁状況.....	資-20
資料 7 生活排水処理の現状及び予測.....	資-26
用語集	資-29

第Ⅰ章 一般廃棄物処理基本計画について

I.1 計画策定の趣旨

四街道市（以下、「本市」という。）は、令和3年9月に中間見直しを実施した「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」という。）に基づき、ごみ処理では「循環型社会形成推進に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ～捨てる、でも減らす ごみ10%削減に挑戦～」、生活排水処理では「水環境の保全に向けて市民・事業者・行政が協働して取り組み、環境にやさしいまちの実現へ～生活排水処理率100%に挑戦～」をそれぞれ掲げ、ごみの減量・資源化に取り組むとともに、適正な生活排水処理を推進してきました。

その結果、1人1日当たりごみ総排出量、1人1日当たり家庭系ごみ排出量、最終処分率に関する目標は達成できており、市民のごみ減量への意識は高まったと言える一方で、リサイクル率や1人1日当たり食品ロス発生量の目標は達成できていない状況にあります。

また、生活排水処理については、いずれの処理形態別人口においても目標を達成しており、前計画で見込んだ生活排水処理率を上回っていることから適正な処理ができている状況にあります。

循環型社会の形成をめぐる社会情勢は大きく変化しています。国においては、平成12年度に、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとする各種リサイクル法が制定されました。その後も、循環型社会形成のための法改正が継続的に行われており、前計画の計画期間中である令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。このような法整備に伴い、プラスチック使用製品産業廃棄物等を排出する事業者（事務所、工場、店舗など事業を行う事業者）に対して、積極的な排出抑制と再資源等の事業者の責務を果たすよう強く求められています。

さらに、令和6年8月に閣議決定された「第五次循環型社会形成推進基本計画」では、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、私たちが直面する環境・経済・社会それぞれの課題を解決しながら新たな市場をつくり、私たちの暮らしを改善することで、現在及び将来の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールとしています。

前計画の成果と課題を踏まえ、また、社会的背景の変化に対応するため、新たな目標を設定し、施策を推進していく必要があることから、令和8年度を初年度とする「四街道市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

I.2 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づいて策定するもので、本市の一般廃棄物処理事業の最上位計画となります。

また、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」という。）第13条の規定により、市町村は食品ロスの削減の推進に関する計画である「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないことから、本計画を「四街道市食品ロス削減推進計画」と位置付けます。

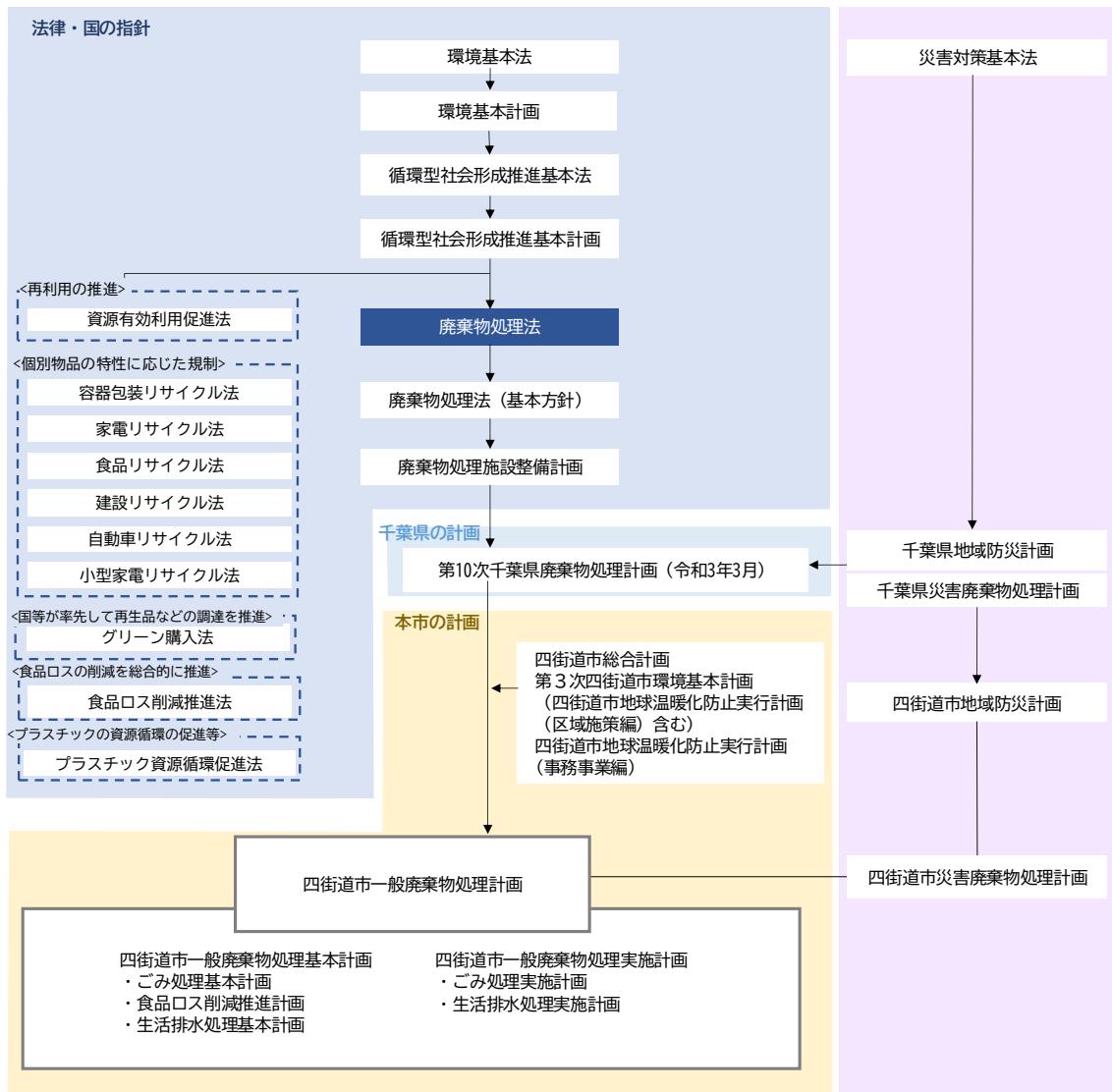


図 I.2.1 計画の位置付け

1.3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、本市の全域とします。

1.4 計画の期間

本計画は、令和8年度から10年間の計画とし、中間目標年度を令和12年度、計画目標年度を令和17年度とします。

令和8 年度 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)	12 (2030)	13 (2031)	14 (2032)	15 (2033)	16 (2034)	17 (2035)
計 画 開 始 年 度					中 間 目 標 年 度				計 画 目 標 年 度

計画期間

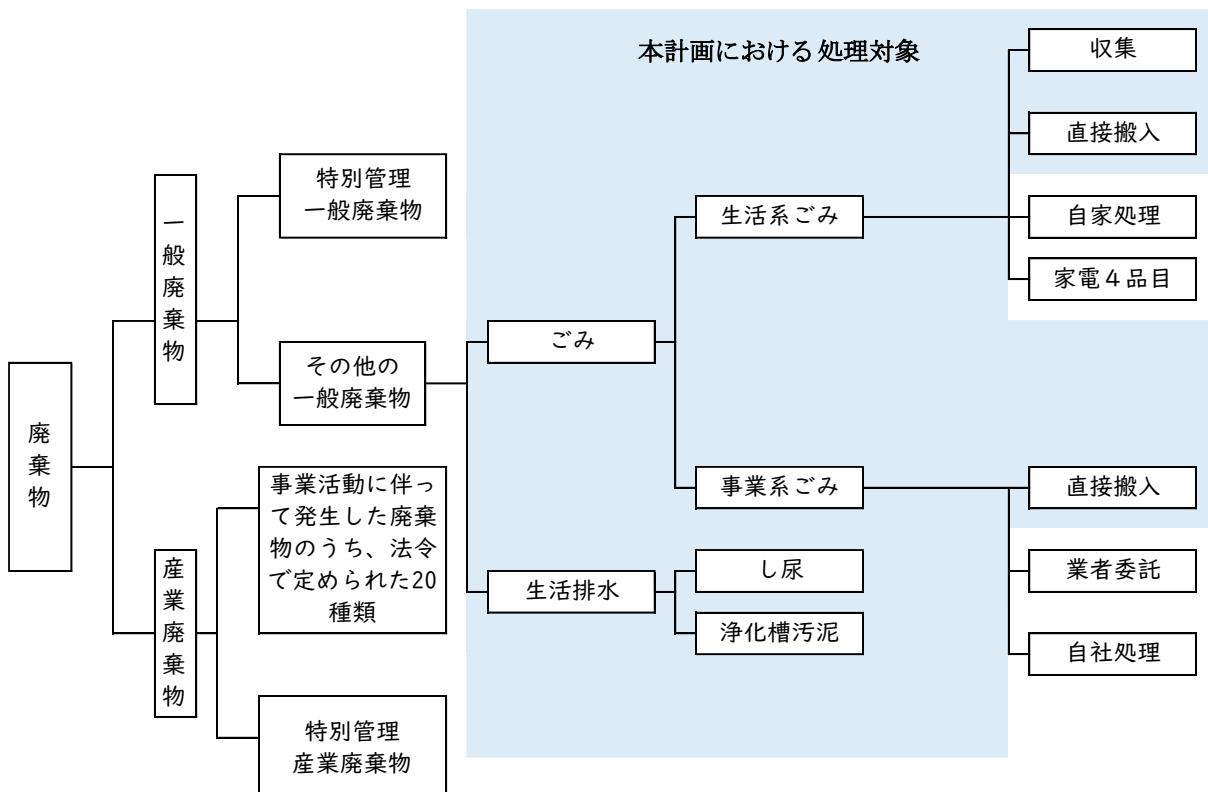


1.5 計画の適用範囲

対象となる廃棄物の範囲は、計画対象区域で発生するすべての一般廃棄物とします。

ただし、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針(環境省)」に基づき、排出者が自ら処理を行う廃棄物や「特定家庭用機器再商品化法」(平成10年法律第97号)等の対象となる家電4品目は、ごみ排出量を把握する対象から除外します。

また、特別管理一般廃棄物は、処理体系が違うため、ごみ排出量の算定には含みません。



※一般廃棄物には、災害時に発生する災害廃棄物を含みます。

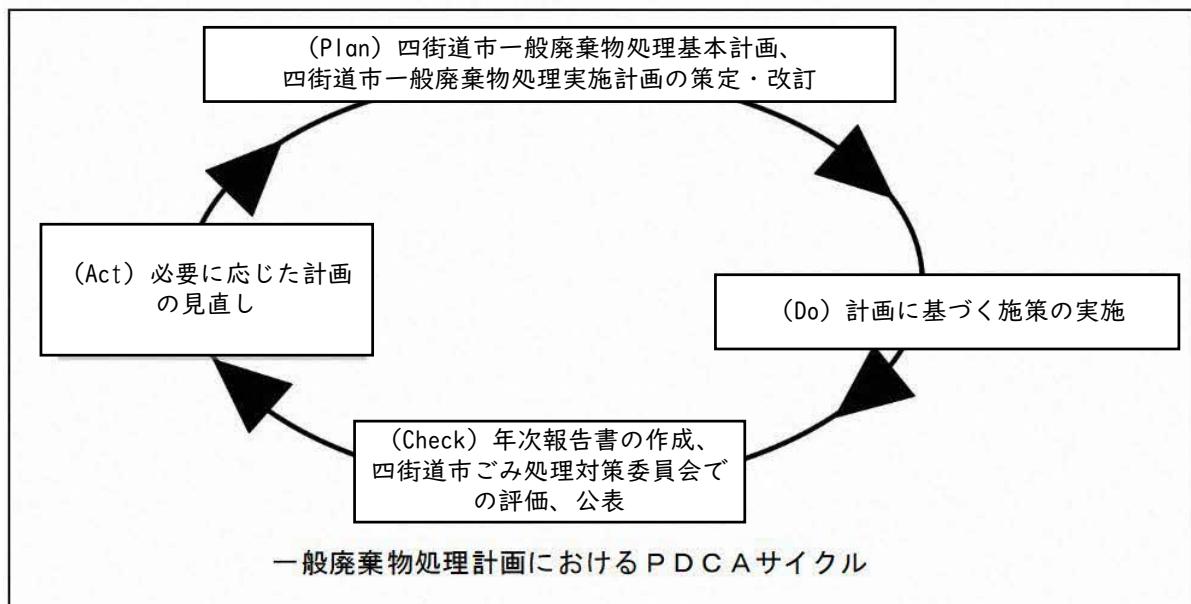
図 1.5.1 本計画の適用範囲

1.6 計画の推進体制

本計画を推進するために、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、同じ方向性を共有できる体制を構築します。

また、本計画の進行管理として年次報告書を作成し、四街道市ごみ処理対策委員会での審議を経て公表します。

- ・計画目標の設定(定量的、定性的)
- ・計画の実行
- ・計画実施のモニタリング実施、効果のチェック
- ・計画実施結果の評価を踏まえて、新たな、または継続的な目標の設定



1.7 計画の見直し

年次報告書等での点検や四街道市ごみ処理対策委員会からの意見を参考に、中間目標年度である令和12年度に中間見直しを実施します。

第2章 四街道市の概況

2.1 位置と地勢

本市は、都心から40km圏内にあり、県都千葉市や佐倉市に接し、千葉県のほぼ中央に位置し、印旛地域に属しています。

市域は、東西7km、南北9km、面積は34.52km²とコンパクトながら、JR線（総武本線・成田線）をはじめ、広域幹線道路の東関東自動車道や国道51号が市域を横断しており、交通アクセスが良好です。JR線の快速（直通）では、四街道駅から東京駅まで約50分、成田空港へは約34分と短時間で行き来が可能です。また、車では、東関東自動車道の四街道ICから東京まで約60分、成田空港や幕張新都心へは約30分で行くことができるなど、通勤・通学や日々の暮らしに大変便利な位置にあります。



図2.1.1 本市の位置図

2.2 気候

四街道市クリーンセンター最寄りの気象観測所である佐倉地域気象観測所における過去5年間の平均気温と降水量の推移は表2.2.1で、令和6年の平均気温と降水量の推移は図2.2.1で示すとおりです。令和6年における平均気温は16.6°Cであり、年間を通して温和な気候です。降水量は年間1,591.0mmであり、6月が最も多くなっています。

表2.2.1 平均気温と降水量の推移

	年降水量 (mm)	温度		
		日平均 (°C)	日最高 (°C)	日最低 (°C)
R2	1,618.5	15.5	20.5	10.9
R3	1,743.5	15.5	20.8	10.7
R4	1,288.5	15.4	20.7	10.6
R5	1,330.5	16.6	22.4	11.3
R6	1,591.0	16.6	22.1	11.6
1月	53.0	5.3	11.8	-1.4
2月	70.5	6.7	12.2	1.5
3月	154.0	8.6	14.2	2.6
4月	110.0	16.2	21.5	11.3
5月	224.0	19.3	24.5	14.0
6月	277.5	22.6	27.7	18.2
7月	66.5	28.2	33.6	24.3
8月	238.5	28.5	33.6	24.8
9月	117.0	26.0	31.0	22.6
10月	190.0	19.7	24.5	15.7
11月	90.0	12.4	18.0	7.1
12月	0.0	5.6	13.1	-1.4

(資料：気象庁（佐倉地域気象観測所）)

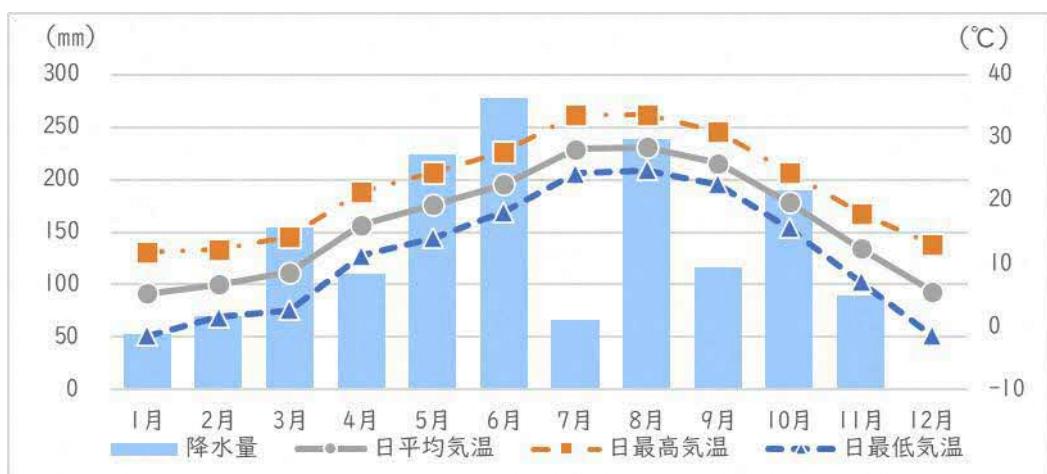


図2.2.1 令和6年の平均気温と降水量の推移

2.3 人口

(1) 人口及び世帯数の推移

平成 27 年度と令和 6 年度を比較したところ、表 2.3.1 及び図 2.3.1 に示すとおり、人口については 10 年間で 4,934 人、世帯数は 5,991 世帯増加し、世帯当たりの人口については減少しています。

表 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

年度	人口 (人)	四街道市			世帯数 (世帯)	世帯人員 (人/世帯)
		増減	男	女		
H27	91,441	-	45,609	45,832	38,288	2.39
H28	92,132	691	46,057	46,075	39,028	2.36
H29	92,906	774	46,472	46,434	39,789	2.33
H30	93,737	831	46,906	46,831	40,654	2.31
R1	94,845	1108	47,504	47,341	41,569	2.28
R2	95,149	304	47,602	47,547	42,094	2.26
R3	95,691	542	47,841	47,850	42,704	2.24
R4	96,161	470	48,091	48,070	43,296	2.22
R5	96,390	229	48,276	48,114	43,761	2.20
R6	96,375	▲ 15	48,273	48,102	44,279	2.18
10年間	-	4,934	2,664	2,270	5,991	▲0.21

※各年度 10 月 1 日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

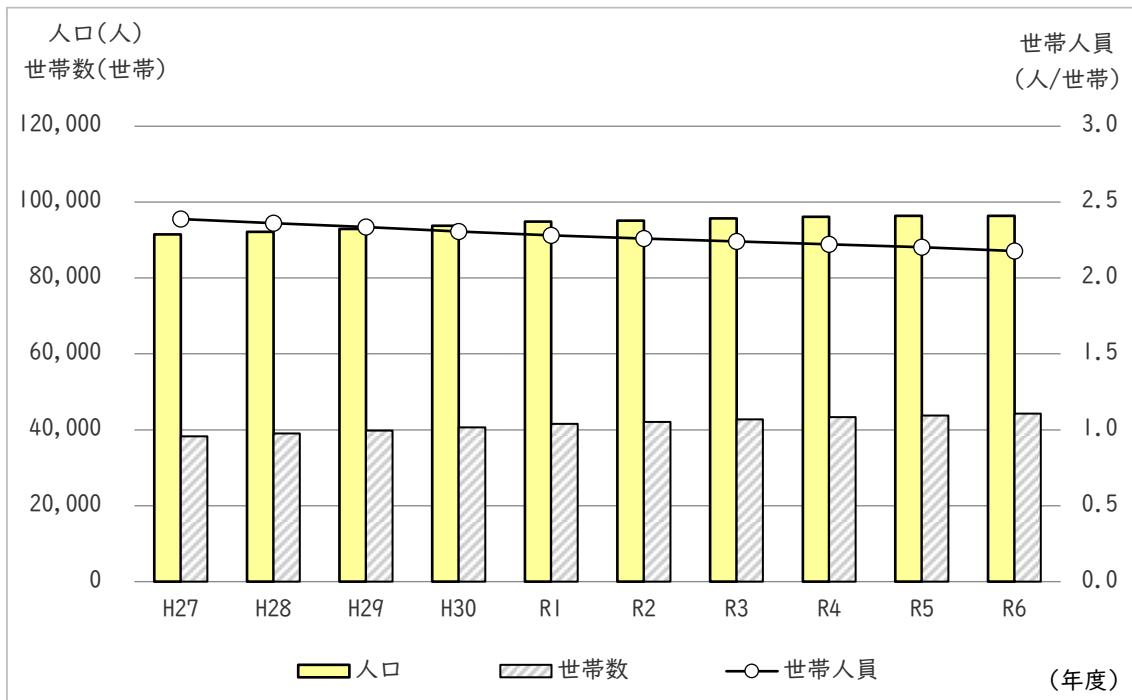


図 2.3.1 人口・世帯数及び平均世帯人員の推移

(2) 年齢階級別人口

令和6年10月1日時点における年齢（5歳階級）別人口構成は、表2.3.2及び図2.3.2で示すおり、男女ともに50歳から54歳が最も多くなっています。

表2.3.2 年齢5歳階級別人口構成

項目		総数(人)	男(人)	女(人)
年少人口	0~4歳	3,662	1,891	1,771
	5~9歳	4,431	2,320	2,111
	10~14歳	4,592	2,396	2,196
	小計	12,685	6,607	6,078
生産年齢人口	15~19歳	4,469	2,316	2,153
	20~24歳	4,342	2,338	2,004
	25~29歳	4,448	2,299	2,149
	30~34歳	5,050	2,610	2,440
	35~39歳	5,593	2,962	2,631
	40~44歳	6,201	3,253	2,948
	45~49歳	7,005	3,671	3,334
	50~54歳	8,157	4,262	3,895
	55~59歳	6,324	3,259	3,065
	60~64歳	4,952	2,538	2,414
	小計	56,541	29,508	27,033
老年人口	65~69歳	4,501	2,229	2,272
	70~74歳	5,763	2,598	3,165
	75~79歳	6,779	2,940	3,839
	80~84歳	5,690	2,602	3,088
	85~89歳	2,932	1,302	1,630
	90~94歳	1,152	412	740
	95~99歳	290	72	218
	100~歳	42	3	39
	小計	27,149	12,158	14,991
総数		96,375	48,273	48,102

※令和6度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

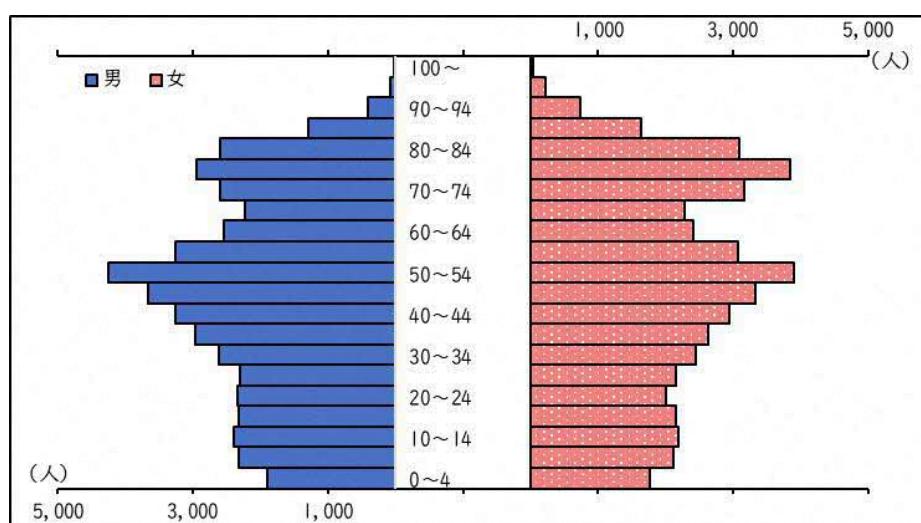
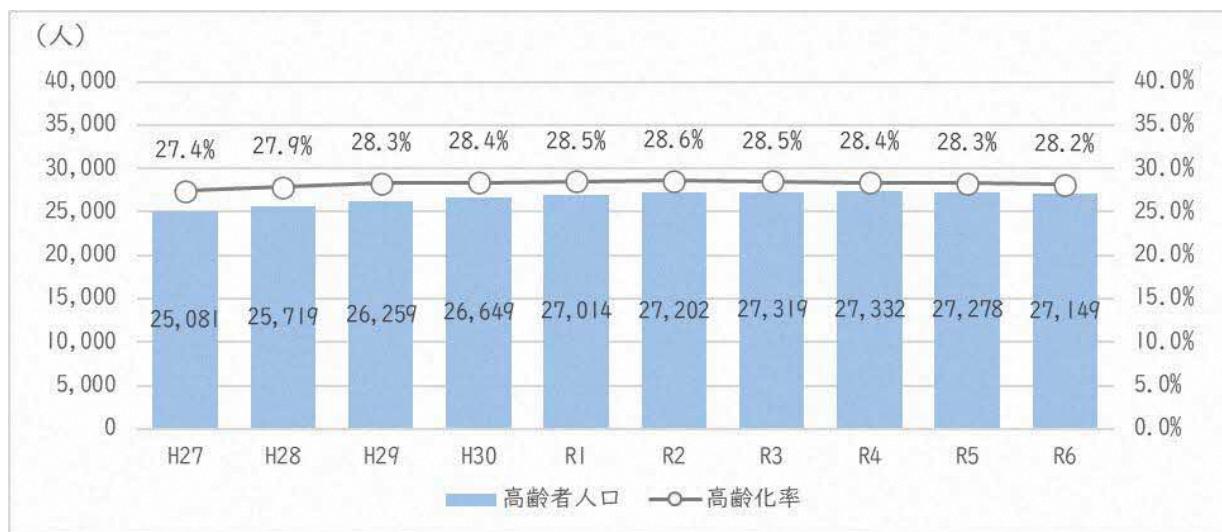


図2.3.2 年齢5歳階級別人口構成

(3) 高齢者人口の推移

本市の過去10年間(平成27年～令和6年)の高齢者人口及び高齢化率は図2.3.3で示すとおりです。高齢者人口は平成27年度から増加傾向に推移しています。また、高齢化率についてはここ2年間では微減傾向にあります。



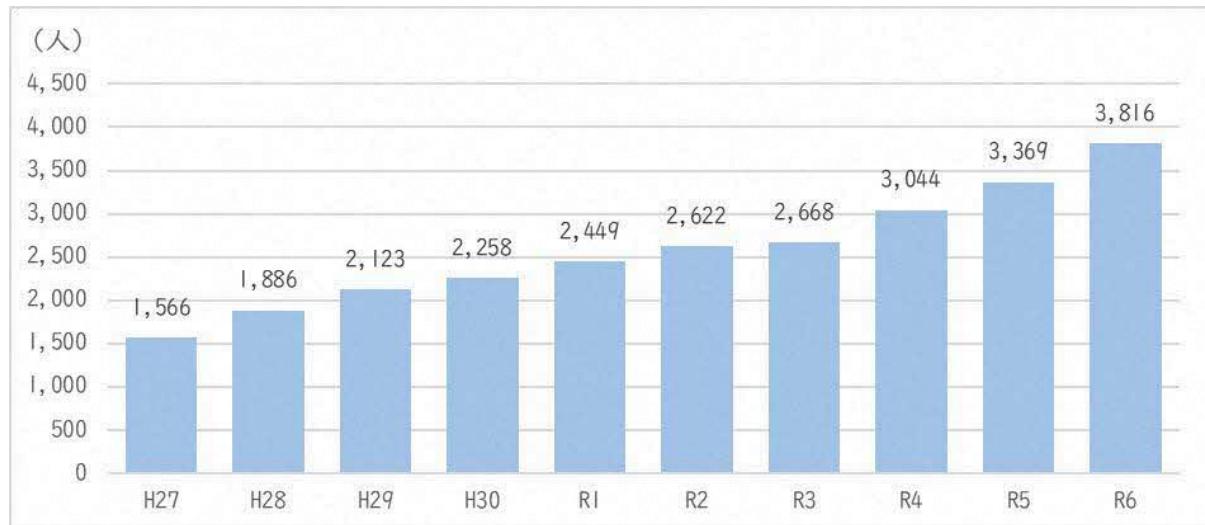
※各年度10月1日時点

(資料：四街道市ホームページ 住民基本台帳人口)

図2.3.3 高齢者人口の推移

(4) 外国人口の推移

本市の過去10年間(平成27年～令和6年)の外国人人口の推移は、図2.3.4で示すとおりです。過去10年間をとおして増加傾向にあり、令和6年は3,816人となっています。



※各年度12月31日時点

(資料：四街道市統計書データ 令和6年版)

図2.3.4 外国人口の推移

(5) 転入者数の推移

本市の過去 10 年間(平成 27 年～令和 6 年)の転入者数の推移は、図 2.3.5 で示すとおりです。総人口に対する転入者数の割合は、直近 5 年間では 4 %台で推移しています。



※各年間値

(資料：四街道市統計書データ 令和 6 年版)

図 2.3.5 転入者数の推移

2.4 産業

本市の平成27年、令和2年における産業別就業人口は表2.4.1及び図2.4.1で示すとおりです。

最も多いのは第三次産業で、千葉県全体と比較すると本市は第一次産業の割合が少ないといえます。

表2.4.1 産業別就業者数の推移

項目	四街道市				千葉県	
	H27		R2		R2	
	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)	就業人口 (人)	構成比 (%)
第一次産業	479	1.3	425	1.1	69,472	2.4
第二次産業	7,759	20.5	7,084	18.9	527,288	18.4
第三次産業	29,685	78.2	29,913	80.0	2,265,375	79.2
総数	37,923	100.0	37,422	100.0	2,862,135	100.0

※「分類不能の産業」を除きます。 (資料:平成27年、令和2年国勢調査)

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

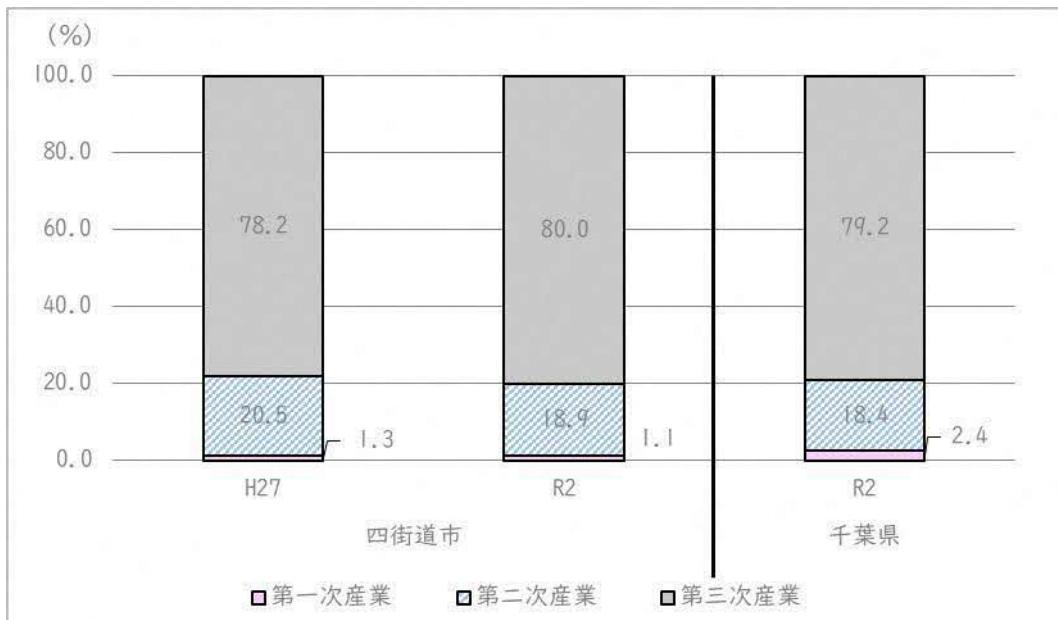


図2.4.1 産業別就業者数の推移

2.5 土地利用

本市の過去5年間の地目別土地面積は表2.5.1に、令和6年の地目別土地面積割合の推移は図2.5.1に示すとおりです。

過去5年間の推移をみると田、畑、山林、原野、その他が微減傾向にあり、宅地、雑種地が微増傾向にあります。

令和6年では、農用地(田・畑)21.7%、宅地31.2%、池沼0.1%、山林・原野14.3%、雑種地26.0%、その他6.7%となっています。

表2.5.1 地目別土地面積の推移

(単位: km²)

	田	畑	宅地	池沼	山林	原野	雑種地	その他
R2	2.69	5.08	10.28	0.03	4.78	0.58	8.59	2.50
R3	2.69	5.00	10.42	0.03	4.75	0.57	8.64	2.42
R4	2.68	4.93	10.48	0.03	4.50	0.50	8.73	2.67
R5	2.68	4.86	10.69	0.03	4.48	0.49	8.96	2.33
R6	2.68	4.81	10.75	0.03	4.46	0.49	8.99	2.31

※各年1月1日時点

(資料:四街道市統計書 令和6年版)

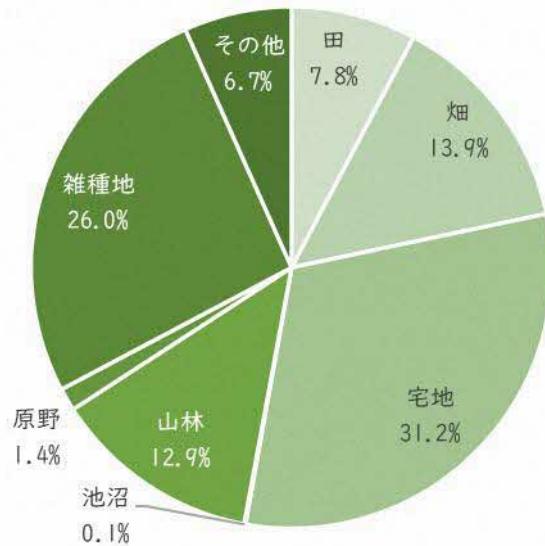


図2.5.1 地目別土地面積割合の推移(令和6年)

第3章 ごみ処理基本計画

3.1 ごみ処理の現状

(1) ごみ処理の流れ

1) ごみの分別区分及び収集体制

ごみの分別区分及び収集体制は表 3.1.1 で示すとおりです。

ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみ、資源物（プラスチック・ビニール類）、資源物の6種類に分けています。さらに資源物をペットボトル、びん類、缶類、古紙類、纖維類、廃食油に分別しています（11 分別）。また、排出時の出し方として、びん類を無色のびん、茶色のびん、その他のびんに分けること、古紙類を新聞（折込広告含む）、雑誌類、段ボール、紙パック、雑がみに分けることとしています（17 区分）。

◆ことばの定義

生活系ごみ：家庭から排出されたごみ。

家庭系ごみ：生活系ごみの内、可燃ごみ、資源物（プラスチック・ビニール類）、不燃ごみ、粗大ごみを合計したごみ。

事業系ごみ：事業者や公共施設から排出されたごみ。

表 3.1.1 ごみの分別区分及び収集体制

収集					品目			
ごみの分別種類			出し方	収集回数				
種類	分別類	小区分						
可燃ごみ	1	1	1	ピンク色の指定ごみ袋	3回/週	委託/直接搬入	台所ごみ、紙・繊維類、皮革類、木製品、草木類 ※「草・葉・小枝・茎」は透明袋(50L以下)に入れて出すことも可(指定ごみ袋でも可)、紙おむつは透明の中身が見える袋(50L以下)に入れて出すことも可、「剪定枝等」は太さ5cm以下、長さ50cm以下に切って、1束を30cm程度に束ねて紐で縛って排出	
不燃ごみ	2	2	2	オレンジ色の指定ごみ袋	1回/月	委託	ガラス・陶器類、小型電気製品、家庭雑貨、カセット式ボンベ類、文房具類 等 ※ビデオテープは透明、または半透明の袋に入れて排出	
有害ごみ	3	3	3	集積所にある専用容器(赤い缶)	1回/月	委託	乾電池、コイン型リチウム電池(型式番号が「CR」または「BR」のもののみ)、蛍光灯・蛍光管、水銀使用製品(体温計、血圧計等)	
粗大ごみ	4	4	4	電話での予約制直接搬入	随時	委託/直接搬入	家電類、家具・寝具類、その他	
資源物(プラスチック・ビニール類)	5	5	5	透明または半透明の袋	1回/週	委託	プラスチック製の袋・パック類・容器類 等 製品プラスチックの一部 (歯ブラシ、ストロー、バケツ、プラスチック製ハンガー、タッパー、くし 等)	
資源物	ペットボトル		6	6	専用ネット(オレンジ色)	委託	 の表示のあるもの PET	
	びん類	(無色びん)		7	白いコンテナ		飲食物のびんまたは調味料のびんで無色のもの	
		(茶色びん)		8	茶色のコンテナ		飲食物のびんまたは調味料のびんで茶色のもの	
		(その他びん)		9	青色のコンテナ		飲食物のびんまたは調味料のびんで色が上記以外のもの	
	缶類	(アルミ・スチール缶)		10	黄色のコンテナ		飲食物の缶または調味料の缶	
	古紙類	新聞(折込広告含む)		11	品目ごとに紐で十字に縛る		新聞(新聞、折り込み広告 等)	
		雑誌類		12			雑誌類(書籍、カタログ、週刊誌、厚紙、コピー用紙等)	
		段ボール		13			段ボール(中芯のあるもの)	
		紙パック		14			紙パック(牛乳などの飲料用で1000mLのもの)	
		雑がみ		15			お菓子の箱、ティッシュの箱、紙袋、包装紙、カレンダー、紙製のはがき、トイレットペーパーやラップの芯、封筒、メモ用紙、紙製の洋服タグ 等	
	繊維類			16	紐で十字に縛る		古着、セーター、シーツ、タオル、カーテン(レースカーテン除く)	
	廃食油			17	中身の見える容器に移し替え、ふたをし、青色のコンテナに立てて入れる		コーン油、米油、ごま油、菜種油、ひまわり油、サラダ油 等	

※換点回収として、乾電池、ペットボトルキャップ、使用済みインクカートリッジ、小型家電、使い捨てコンタクトレンズの空ケースを市役所本庁舎で回収しています。

2) ごみ処理体制

①収集・運搬体制

収集・運搬の主体は、表 3.1.2 で示すとおりです。

表 3.1.2 収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
家庭系ごみ	直営*、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	許可業者、自己搬入

*直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限ります。

②中間処理体制

中間処理の方法は、表 3.1.3 で示すとおりです。

表 3.1.3 中間処理の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	焼却
不燃ごみ	選別
粗大ごみ	破碎、選別
プラスチック・ビニール類	圧縮・梱包
資源物・剪定枝	選別、チップ化

③最終処分体制

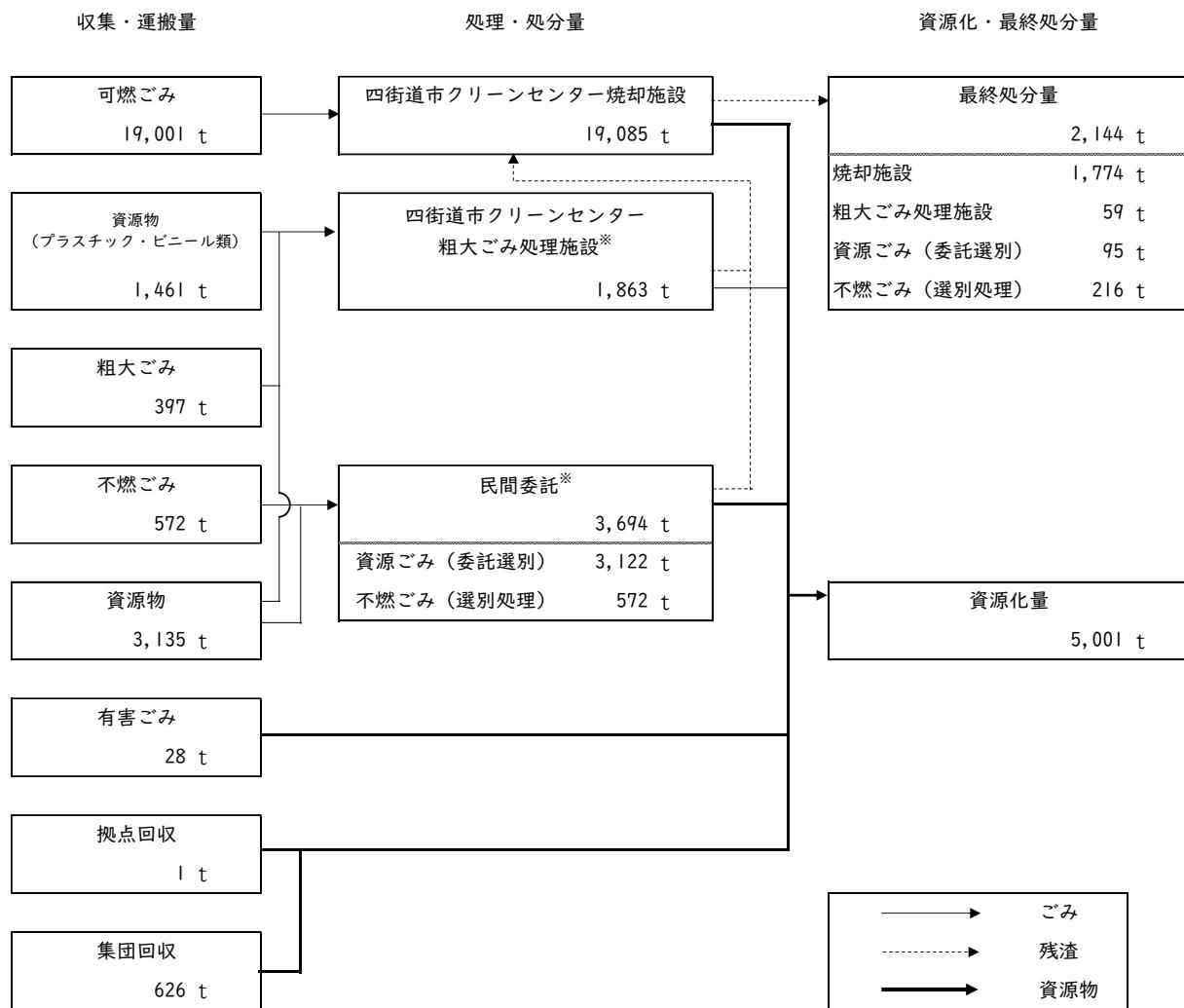
最終処分の方法は、表 3.1.4 で示すとおりです。

表 3.1.4 最終処分の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	埋立・資源化
不燃ごみ	
粗大ごみ	

3) ごみ処理フロー

令和6年度のごみ処理フローは、図3.1.1で示すとおりです。分別排出されたごみまたは資源物は、四街道市クリーンセンター及び民間業者に搬入され、その後中間処理、資源回収、最終処分等の適正な処理を行っています。



4) 处理施設整備状況

①焼却施設

焼却施設の概要は、表 3.1.5 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンター内に焼却施設を設置し、可燃ごみを焼却処理しています。

この焼却施設は、平成 20 年 6 月から 24 時間運転施設となっています。

表 3.1.5 四街道市クリーンセンター焼却施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター焼却施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	竣工時：110t/日(55t/16h×2炉) 時間延長後：165t/日(82.5t/24h×2炉)
処 理 方 式	全連続燃焼式焼却炉(流動床)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (粗大ごみ処理施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

②粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要は、表 3.1.6 に示すとおりです。

四街道市クリーンセンター内に粗大ごみ処理施設を設置し、粗大ごみ及びプラスチック・ビニール類を処理しています。

表 3.1.6 四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設概要

名 称	四街道市クリーンセンター粗大ごみ処理施設
所 在 地	四街道市山梨 2002 番地
処 理 能 力	15t/8h
処 理 方 式	横型回転ハンマ式破碎機(粗大ごみ) 油圧圧縮+ストレッチフィルム梱包式 (プラスチック・ビニール類)
面 積	建築面積：約 4,100m ² (ごみ焼却施設含む) 延床面積：約 6,600m ² (同上)
建 設 年 度	着工：平成元年 12 月 竣工：平成 4 年 3 月
設 計 ・ 施 工	日本鋼管株式会社

(2) ごみ排出量等の状況

I) ごみ総排出量の内訳

過去6年間のごみ総排出量の内訳は表3.1.7、令和6年度の排出割合は図3.1.2で示すとおりです。

ごみ総排出量は令和2年度以降減少傾向にあります。令和6年度のごみ総排出量は25,221tとなっており、このうち可燃ごみが19,001tと最も多く、次いで、資源物が3,164t（有害ごみ、拠点回収を含む）、資源物（プラスチック・ビニール類）が1,461t、不燃ごみが572t、粗大ごみが397t、集団回収量が626tとなっています。

また、本市では、令和元年度及び令和5年度に台風被害による災害廃棄物が発生しました。

表3.1.7 ごみ総排出量の内訳

(単位: t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
可燃ごみ	21,057	20,976	20,211	19,892	19,052	19,001
プラスチック・ビニール類	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461
不燃ごみ	663	769	686	647	604	572
粗大ごみ	669	758	626	597	565	397
資源物	3,391	3,623	3,469	3,410	3,254	3,164
集団回収	877	783	783	744	671	626
災害廃棄物 ^{※1}	324	-	-	-	67	-
合計	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221

※1 災害廃棄物は、合計に含みません。

※2 拠点回収は、資源物に含みます。

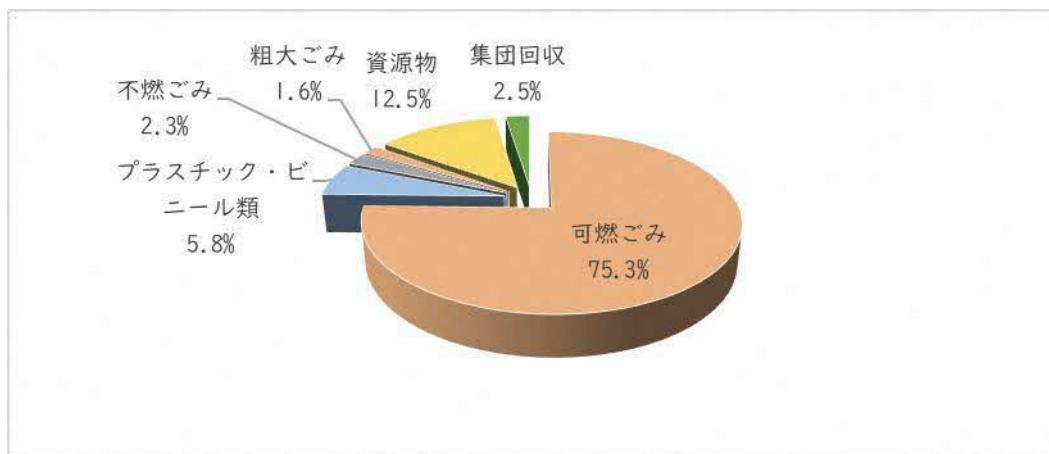


図3.1.2 ごみ排出の割合 (令和6年度)

2) 生活系ごみ及び事業系ごみの内訳

過去6年間の生活系ごみ及び事業系ごみの排出量は、表3.1.8及び図3.1.3で示すとおりです。

令和6年度の生活系ごみは20,701t/年、事業系ごみは4,520t/年となりました。

また、令和6年度のごみ排出量の割合は、生活系ごみが82%、事業系ごみが18%となっております。

表3.1.8 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

(単位:t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701
家庭系ごみ	19,120	19,596	18,528	18,102	17,318	16,911
資源物	3,388	3,620	3,467	3,407	3,253	3,163
拠点回収	0	0	0	1	1	1
集団回収	877	783	783	744	671	626
事業系ごみ	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520
災害廃棄物 ^{※1}	324	-	-	-	67	-
合計	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
生活系ごみの割合	82.8%	84.1%	83.2%	82.9%	82.9%	82.1%
事業系ごみの割合	17.2%	15.9%	16.8%	17.1%	17.1%	17.9%

※1 災害廃棄物は合計に含みません。

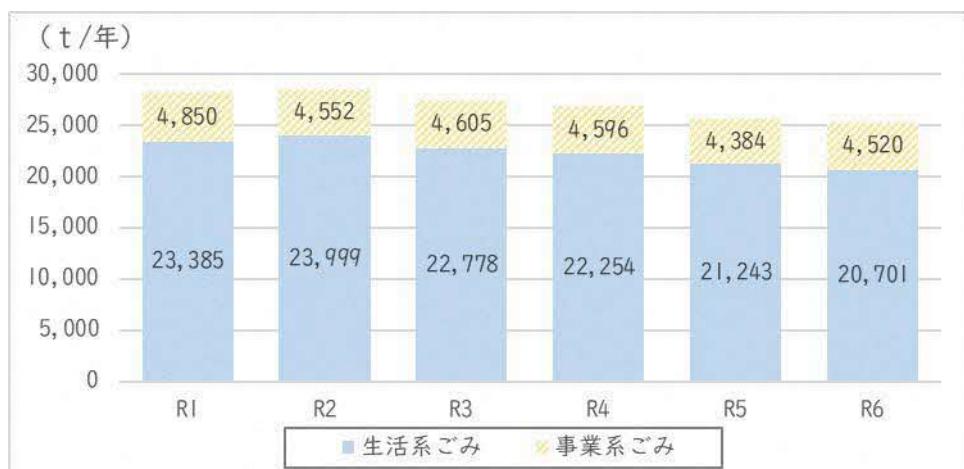


図3.1.3 生活系ごみと事業系ごみの排出量の推移

3) 捱点回収による資源物の内訳

過去6年間の拏点回収による資源物の内訳は、表3.1.9で、令和6年度の拏点回収による資源物の割合は、図3.1.4で示すとおりです。令和6年度の拏点回収による資源物は1,140kgとなり、そのうち小型家電が1,000kgと最も多くなっています。

表3.1.9 拏点回収量の内訳

(単位:kg/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
拏点回収	440	600	760	1,020	1,290	1,140
小型家電	-	-	-	920	1,170	1,000
携帯電話・PHS	-	-	-	50	50	40
スマートフォン	-	-	-	50	70	100

※総量が少ないため、「kg」での表記とします。

※令和元年度から令和3年度までは総量のみの計上。

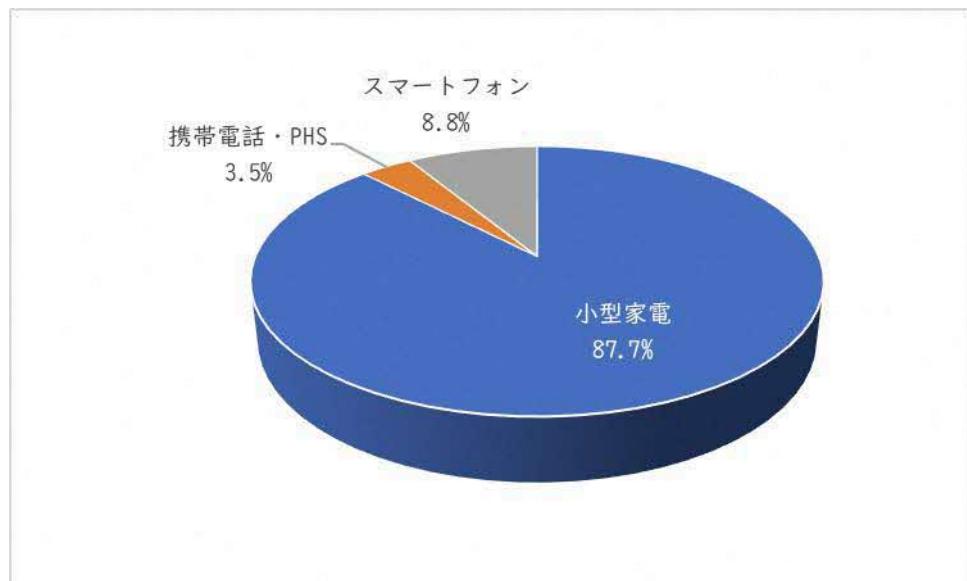


図3.1.4 拏点回収量の割合 (令和6年度)

4) 集団回収による資源物の内訳

過去6年間の集団回収による資源物の内訳は、表3.1.10で、令和6年度の集団回収による資源物の割合は、図3.1.5で示すとおりです。令和6年度の集団回収による資源物は626tとなっており、そのうち紙類(その他)が583tと最も多く、次いで繊維類の33tとなっています。

表3.1.10 集団回収による資源物の内訳

(単位:t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類(牛乳パック)	5	5	5	5	4	4
紙類(その他)	804	717	722	688	624	583
繊維類	56	55	50	44	37	33
食用油	0	0	0	-	-	-
不燃系	13	8	7	7	6	7
金属	7	6	6	6	5	6
ビン	0	0	0	-	-	-
ペットボトル	6	2	2	1	2	1
合計	877	783	783	744	671	626

※端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

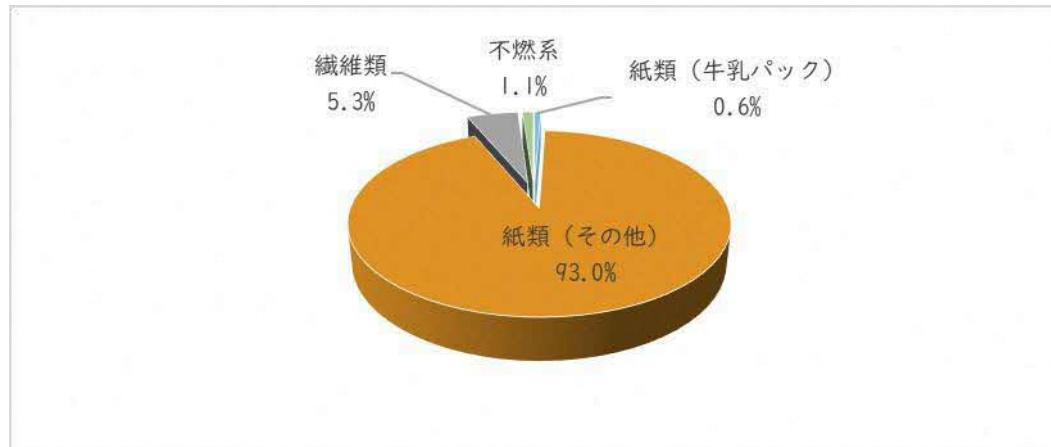


図3.1.5 集団回収による資源物の割合(令和6年度)



集団回収とは

「集団回収」とは、自治会、子ども会、シニアクラブなどの地域住民で組織された団体が、家庭から出る再生利用可能な資源物を回収し、資源回収業者に引き渡す活動のことです。

本市では、ごみの減量と再資源化を促進するため、市に事前登録し「集団回収」を行った市内の団体に対して、補助金を交付しています。



5) 1人1日当たり総排出量

過去6年間の1人1日当たり総排出量の推移は、表3.1.11及び図3.1.6で示すとおりです。

1人1日当たり総排出量は、令和2年度に増加しましたが、その後は減少傾向で推移し、令和6年度では717g/人・日となりました。

内訳をみると、生活系ごみは令和2年度に微増しましたが、その後は減少傾向にあり、令和6年度では588g/人・日となりました。また、家庭系ごみも令和2年度に微増しましたが、その後は減少傾向にあり、令和6年度では481g/人・日となりました。

事業系ごみは令和5年度まで減少傾向にありましたが令和6年度で微増し、令和6年度では128g/人・日となりました。

表3.1.11 1人1日当たり総排出量の推移

(単位: g/人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
生活系ごみ	674	691	652	634	602	588
家庭系ごみ	551	564	530	516	491	481
事業系ごみ	140	131	132	131	124	128
1人1日当たり総排出量	813	822	784	765	726	717

※端数処理の関係で、合計が合わない場合があります。

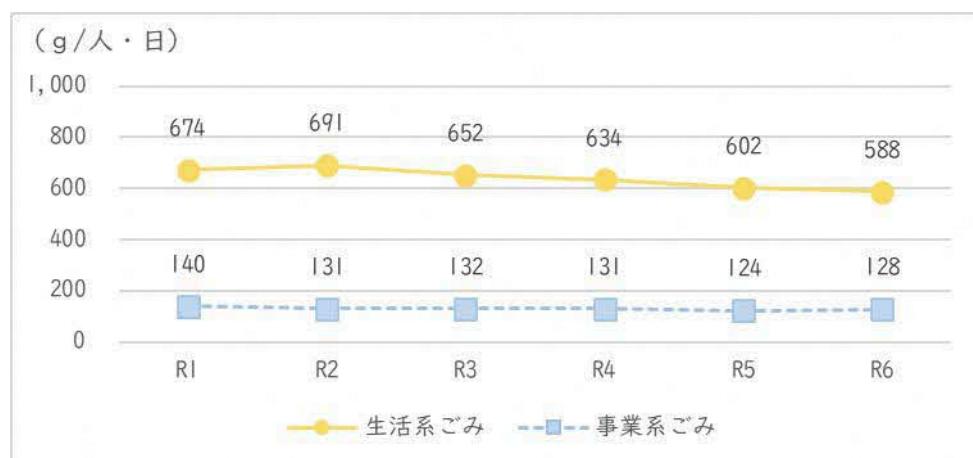


図3.1.6 1人1日当たり総排出量の推移

(3) 処理及び最終処分の現状

I) 焼却量及び焼却残渣量

四街道市クリーンセンターにおける過去6年間の焼却量及び焼却残渣量の内訳は、表3.1.12及び図3.1.7で示すとおりです。本市では、令和5年度から灰溶融による資源化を実施しているため、令和5年度から資源化量が増加しています。

令和6年度では、焼却量は19,085t、焼却残渣量は1,991t（チップ化を含む）、そのうち217tを焼却残渣資源として回収し、1,774tを最終処分（埋立処分）しています。

表3.1.12 焼却量及び焼却残渣量の内訳

（単位：t/年）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
焼却量	21,635	21,459	20,582	20,117	19,299	19,085
焼却残渣量	2,331	2,278	2,107	2,088	2,032	1,991
資源化	127	99	91	122	405	217
埋立	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774

※令和6年度は、チップ化の途中で発生した残渣（55t）を含みます。



図3.1.7 焼却量及び焼却残渣量の推移

2) 最終処分量及び最終処分率

過去 6 年間の最終処分量及び最終処分率は、表 3.1.13 及び図 3.1.8 で示すとおりです。

最終処分率は令和 2 年度以降微減傾向にありましたが、令和 6 年度は 8.5% で微増となり、7.9 ~ 9.6% で推移しています。

なお、本市では、令和 5 年度から焼却灰を灰溶融することにより資源化しているため、それ以前と比較して、最終処分量及び最終処分率ともに低い水準となっています。

表 3.1.13 最終処分量及び最終処分率の推移

(単位: t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
最終処分量	2,686	2,738	2,502	2,408	2,035	2,144
最終処分率	9.5%	9.6%	9.1%	9.0%	7.9%	8.5%

※最終処分率(%) = 最終処分量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100



図 3.1.8 最終処分量及び最終処分率の推移

(4) 資源化量及びリサイクル率

過去6年間の資源化量及びリサイクル率は、表3.1.14及び図3.1.9で示すとおりです。

リサイクル率は令和5年度で増加しましたが令和6年度では微減となり、19.7～20.7%で推移しています。

令和5年度、令和6年度では焼却灰の溶融処理により資源化量が増加した一方で、資源化量や集団回収量が減少しています。しかし、ごみ総排出量も減少しているため、リサイクル率の推移としてはほぼ同じ水準での推移となりました。

表3.1.14 資源化量及びリサイクル率の推移

(単位:t/年)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ごみ総排出量	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221
資源化量	5,587	5,638	5,456	5,345	5,312	5,001
リサイクル率	19.8%	19.7%	19.9%	19.9%	20.7%	19.8%

※リサイクル率(%) = 資源化量(t/年) ÷ ごみ総排出量(t/年) × 100



図3.1.9 資源化量及びリサイクル率の推移

(5) ごみ質の状況

本市では、令和元年度から令和6年度までに72サンプルのごみ質調査を実施しています。過去6年間の可燃ごみ組成の内訳は、表3.1.15及び図3.1.10で示すとおりです。

過去6年間をとおしての可燃ごみ組成は、紙類が全体の約5割を占めており、次いでプラスチック類、厨芥類の割合が多くなっています。

表3.1.15 可燃ごみ組成の内訳

(単位: %)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
紙類	57.5	59.0	54.2	48.4	49.5	47.5
新聞	2.9	3.5	2.6	1.1	0.9	1.5
段ボール	2.0	1.5	1.5	1.9	1.0	2.3
雑紙	3.0	1.8	2.4	1.8	1.1	2.0
その他	49.6	52.3	47.7	43.5	46.4	41.7
厨芥類	7.7	12.6	14.4	16.9	13.1	18.1
布類	3.3	2.8	2.8	3.3	2.4	3.4
草木類	5.1	6.2	7.1	4.3	4.9	4.7
プラスチック類	25.7	18.4	21.0	26.7	29.1	25.4
ゴム・皮革類	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1
不燃物類	0.2	0.2	0.1	0.0	0.0	0.1
その他類	0.4	0.6	0.4	0.4	0.9	0.7

※ごみの組成乾燥試料ベースを使用しています。

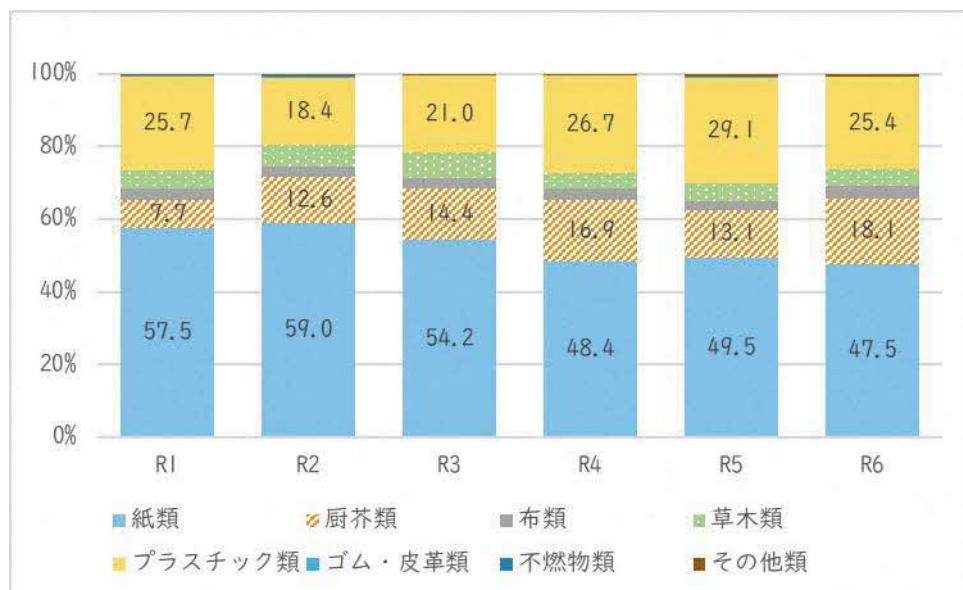


図3.1.10 可燃ごみ組成（乾ベース）の割合

(6) ごみ処理経費

1) ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移は、表 3.1.16 及び図 3.1.11 で示すとおりです。

1人当たりの年間ごみ処理経費は、増加傾向にあり、令和5年度では 14,589 円/人となっています。

また、1t当たりの年間ごみ処理経費は、過去5年間を通して増加しており、令和5年度では 55,432 円/t となっています。

なお、ごみ処理経費は、建設・改良費、処理及び維持管理費、その他に大きく分けられます。

表 3.1.16 ごみ処理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5
行政区域内人口	人	92,668	93,632	94,118	94,588	94,817
ごみ処理量	t/年	27,358	27,768	26,600	26,334	24,955
ごみ処理経費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	1,250,102	1,292,926	1,329,291	1,328,227	1,383,317
その他	千円	0	0	0	0	0
1人当たりのごみ処理経費 ^{※1}	円/人	13,490	13,809	14,124	14,042	14,589
1t当たりのごみ処理経費 ^{※2}	円/t	45,694	46,562	49,973	50,438	55,432

※1 1人当たりのごみ処理経費 = ごみ処理経費 ÷ 行政区域内人口

※2 1t当たりのごみ処理経費 = ごみ処理経費 ÷ ごみ処理量

(資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）)

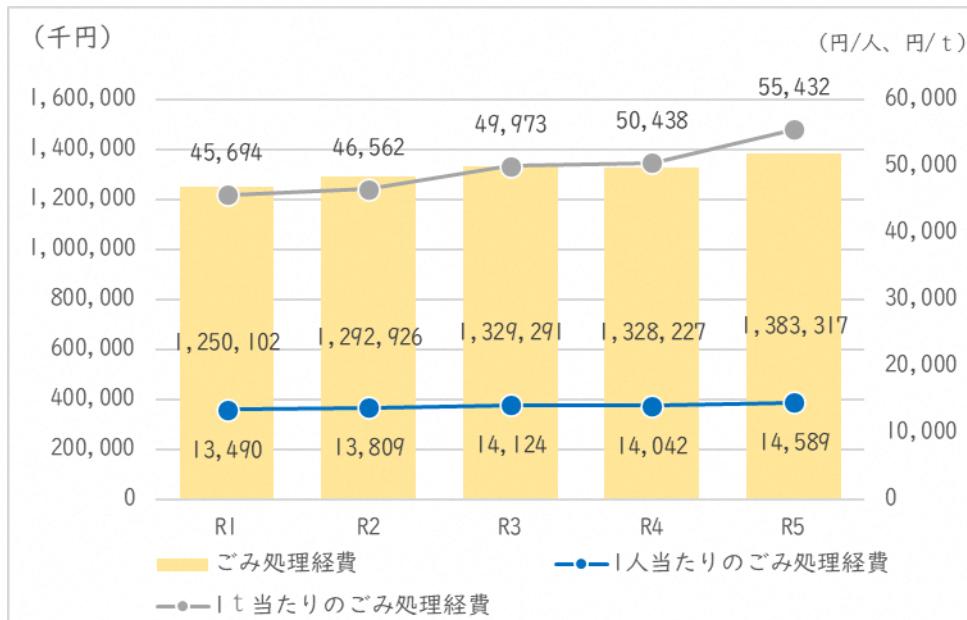


図 3.1.11 ごみ処理経費の推移

2) 処理及び維持管理費の内訳

令和5年度の処理及び維持管理費の内訳及び割合は、表3.1.17及び図3.1.12で示すとおりです。

中間処理費が最も多く、全体経費のうち55.1%を占めています。次いで収集運搬費が29.2%、最終処分費が8.6%、人件費が5.7%、その他が1.4%となっています。

表3.1.17 令和5年度の処理及び維持管理経費の内訳

	R5	
	千円	%
人件費	78,935	5.7
収集運搬費	404,481	29.2
中間処理費	761,521	55.1
最終処分費	118,867	8.6
その他	19,513	1.4
処理及び維持管理費合計	1,383,317	100.0

(資料：一般廃棄物処理実態調査（環境省）)

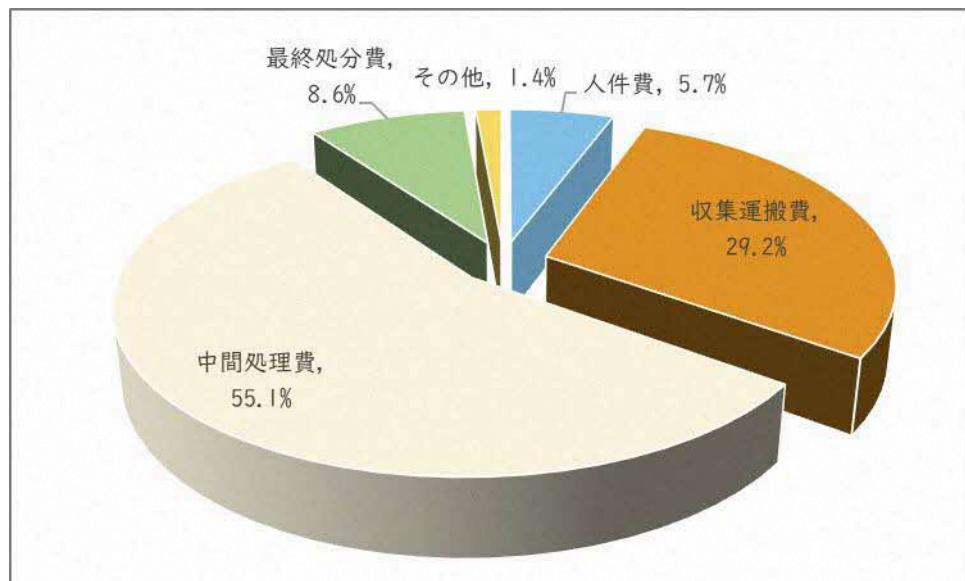


図3.1.12 処理及び維持管理費の割合（令和5年度）

(7) 他市町村との比較

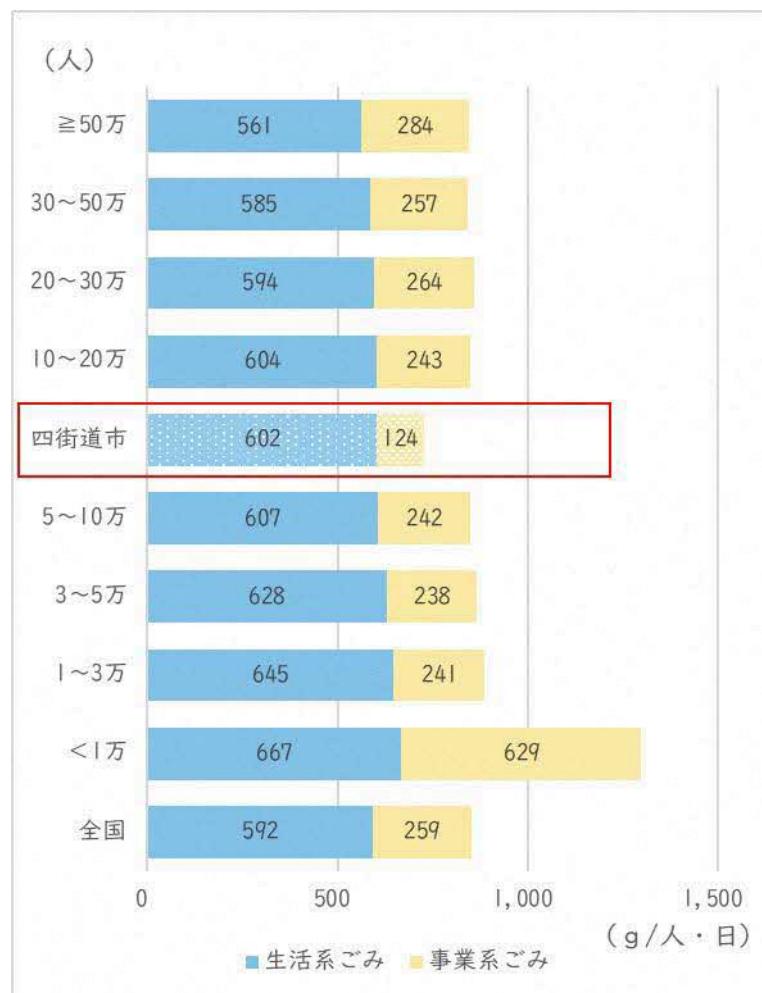
I) 全国市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ排出量(g/人・日)

令和5年度における全国市町村の人口規模別1人1日当たりのごみ排出量の比較は、図3.1.13で示すとおりです。

5万～10万人口規模別と、10万～20万人口規模別の1人1日当たりのごみ排出量と比較すると、本市が726gに対し、5万～10万人口規模別が849g、10万～20万人口規模別が847gで本市が下回っています。

生活系ごみは、本市が602gに対し、5万～10万人口規模別が607g、10万～20万人口規模別が604gで本市がわずかに下回っています。

事業系ごみは、本市が124gに対し、5万～10万人口規模別が242g、10万～20万人口規模別が243gで本市が下回っており、事業系ごみ原単位の占める割合が少ない状況にあります。原因としては、市内に事業所が少ないと等が考えられます。



(資料：日本の廃棄物処理 令和5年度版)

図3.1.13 人口規模別1人1日当たりごみ排出量の比較（令和5年度、全国市町村）

2) 全国の類似市町村との比較

令和5年度における本市と全国の類似市町村（都市形態区分・人口・産業構造の類似にて抽出された市町村）との比較結果は、表3.1.18及び図3.1.14で示すとおりです。レーダーチャートは、数値が大きいほど良好な状態を示します。

「人口1人当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「廃棄物のうち最終処分される割合」の各項目については、平均値と比較して優れている結果となっています。

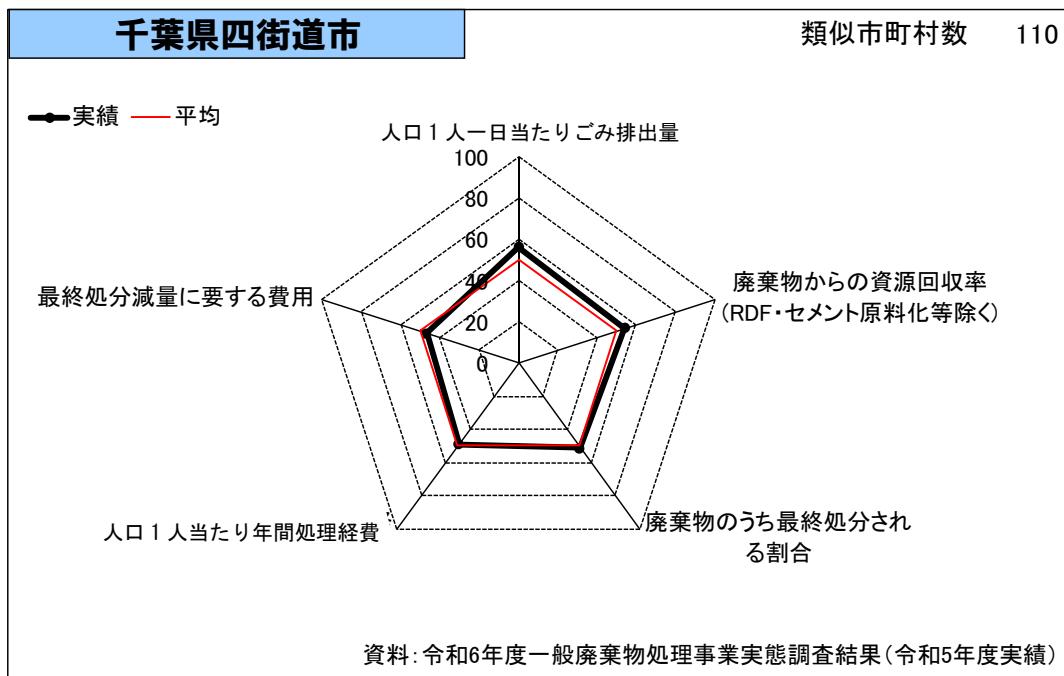
一方、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の項目については、平均値より高い費用がかかっています。

表3.1.18 本市のごみ処理の評価(令和5年度 全国類似市町村との比較)

標準的な指標	人口1人当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率 (RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.816	0.177	0.081	14,175	48,682
最大	1.314	0.449	0.697	30,308	99,623
最小	0.612	0.051	0	7,380	22,493
標準偏差	0.125	0.069	0.079	3,676	14,136
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	56.2	54.1	50.9	48.9	46.9

(資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)



(資料：市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版)

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)

図3.1.14 本市のごみ処理の評価(令和5年度 全国類似市町村との比較)

3) 千葉県内の全市町村との比較

令和5年度における本市と千葉県内の全市町村との比較結果は、表3.1.19及び図3.1.15で示すとおりです。

「人口1人一日当たりごみ排出量」、「廃棄物からの資源回収率」、「人口1人当たり年間処理経費」の項目についてはいずれも平均値と比較して優れている結果となっています。

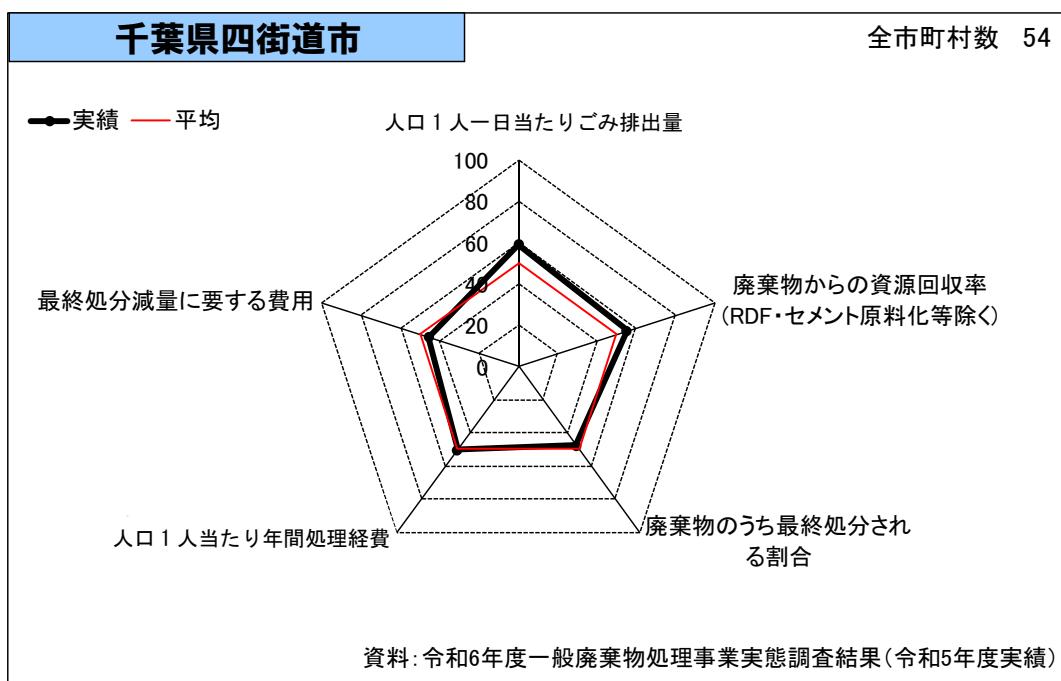
一方で、「廃棄物のうち最終処分される割合」は平均値より多く、「最終処分減量に要する費用」の項目については平均値より高い費用がかかっています。

表3.1.19 本市のごみ処理の評価(令和5年度 千葉県内の全市町村との比較)

標準的な指標	人口1人一日当たり ごみ排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメン ト原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (t/t)	人口1人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.876	0.178	0.064	14,845	46,238
最大	1.444	0.346	0.142	52,950	130,430
最小	0.602	0.049	0	8,363	22,187
標準偏差	0.155	0.051	0.039	6,898	15,796
四街道市	0.738	0.205	0.074	14,589	53,086
偏差値	58.9	55.3	47.4	50.4	45.7

(資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版))

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課))



(資料:市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール(令和5年度実績版))

(環境省 環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課))

図3.1.15 本市のごみ処理の評価(令和5年度 千葉県内の全市町村との比較)

(8) 前計画の評価

前計画では、基本方針1、基本方針2、基本方針3に基づき取り組むべき施策を掲げています。

基本方針1 2Rを意識した3Rの推進

基本方針2 市民・事業者・行政の協働

基本方針3 適正処理の構築

前計画における評価を以下に示します。

I) 数値目標

前計画では、令和7年度において以下に示す4つの指標の数値目標を設定していました。

前計画の中間目標値である令和2年度、前計画の最終年度である令和7年度の目標値（前計画より抜粋）は、表3.1.20で示すとおりです。

表3.1.20 前計画における数値目標

	H32(R2)年度 (前計画中間目標値)	R7年度 (前計画期間最終年度目標値)
1人1日当たり総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	793g/人・日	755g/人・日
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	497g/人・日	495g/人・日
リサイクル率	26.4%	23.9%
最終処分率	9.3%	9.2%

（資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋）

① 1人1日当たり総排出量

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.21 及び、図 3.1.16 に示すとおりです。令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度以降は目標値を達成しています。

表 3.1.21 1人1日当たり総排出量の達成状況

(単位: g /人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	793	764	761	759	757
実績値	813	822	784	765	726	717

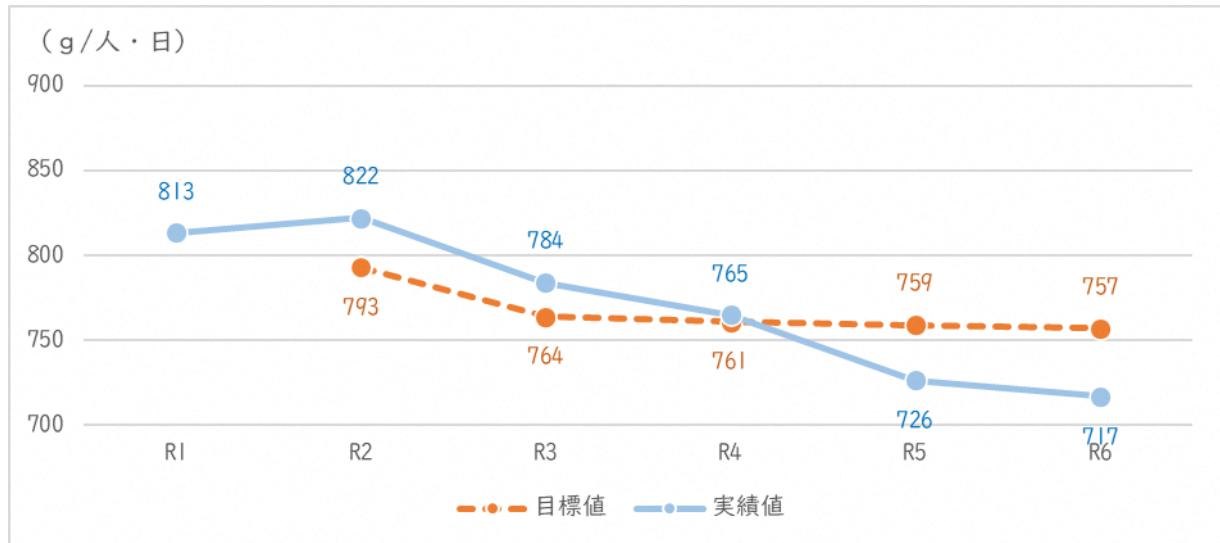


図 3.1.16 1人1日当たり総排出量の達成状況

② 1人1日当たり家庭系ごみ排出量

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.22 及び、図 3.1.17 に示すとおりです。令和4年度までは前計画の目標値より排出量が多かったものの、令和5年度以降は目標値を達成しています。

表 3.1.22 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の達成状況

(単位: g /人・日)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	497	502	500	498	497
実績値	551	564	530	516	491	481

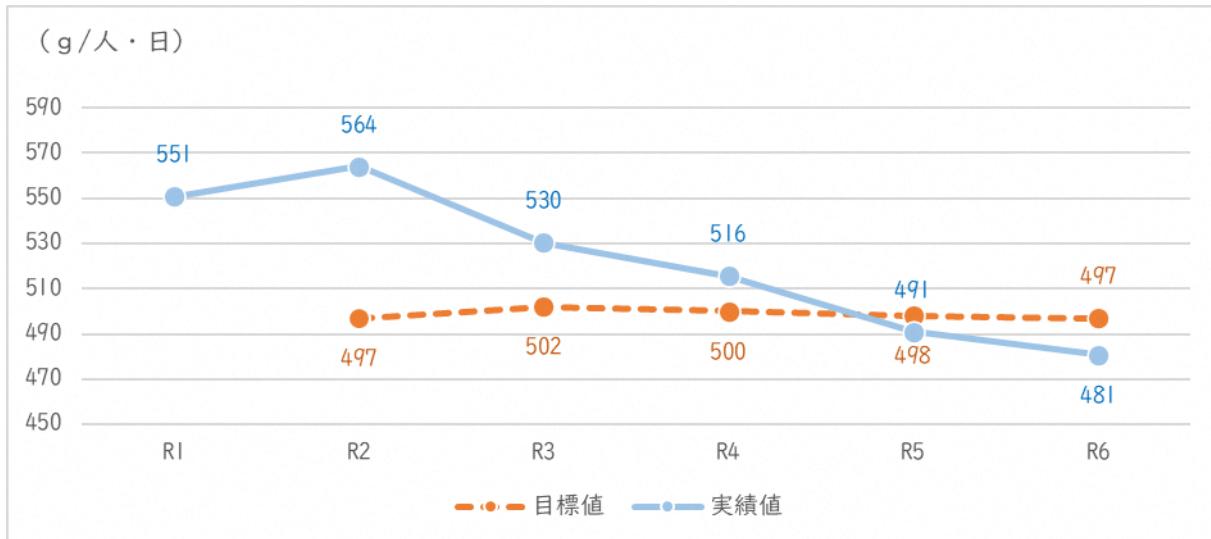


図 3.1.17 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の達成状況

③リサイクル率

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.23 及び、図 3.1.18 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成できていません。令和5年度より焼却灰の溶融処理を開始したことにより資源化量は増加しましたが、資源物として収集されているものの排出量は減少しているため、リサイクル率をあげるためには、さらなる分別排出の徹底が必要となります。

表 3.1.23 リサイクル率の達成状況

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	26.4	22.8	23.1	23.3	23.6
実績値	19.8	19.7	19.9	19.9	20.7	19.8

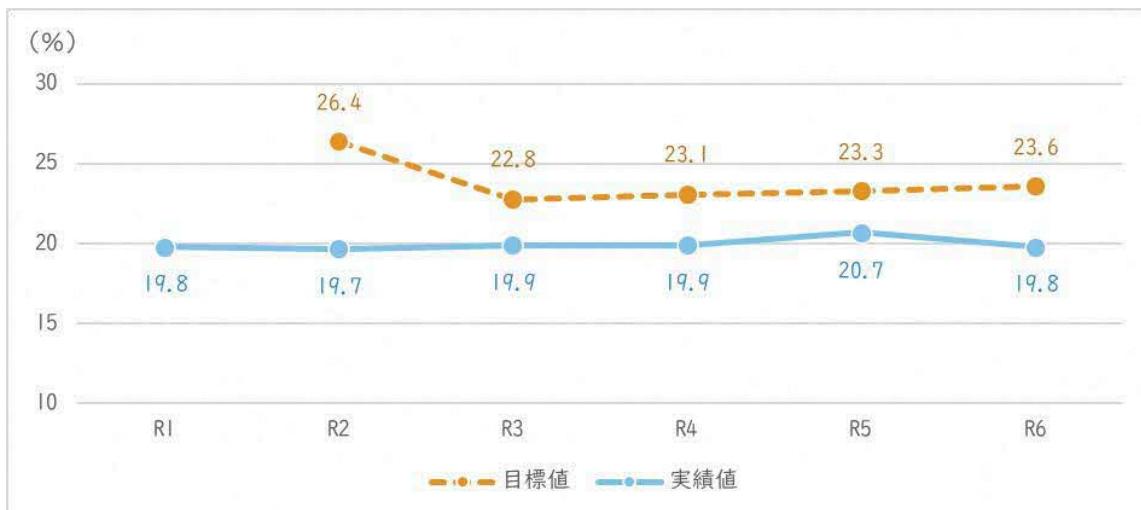


図 3.1.18 リサイクル率の達成状況

④最終処分率

前計画の目標値及び実績値は表 3.1.24 及び、図 3.1.19 に示すとおりです。令和 3 年度以降、目標値を達成しています。令和 5 年度以降は、これまで埋立て処分をしていた焼却残渣の一部を再資源化したことにより、目標値より大幅に下回りました。

表 3.1.24 最終処分率の達成状況

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	9.3	9.3	9.3	9.3	9.2
実績値	9.5	9.6	9.1	9.0	7.9	8.5

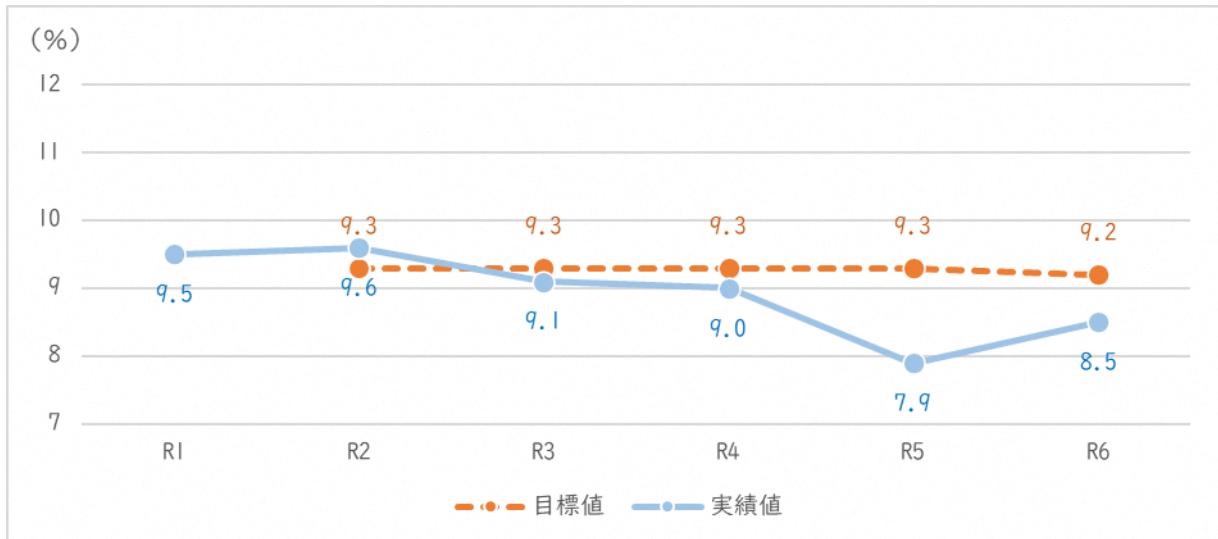


図 3.1.19 最終処分率の達成状況

2) 主な施策の取組状況

① 2Rを意識した3Rの推進に係る施策の取組状況

● リユース品情報コーナー

不要品の交換情報を廃棄物対策課窓口や庁内に設置しているリサイクルコーナーへの掲示、及び市ホームページで公開し、不要品の再利用を支援しています。

リユース品情報コーナーの申込み件数等の推移は、表3.1.25で示すとおりです。

表3.1.25 リユース品情報コーナーの申込み件数等の推移

(単位:件)

	ゆずります		ゆずってください		計	
	登録数	成立数	登録数	成立数	登録数	成立数
R1	115	37	59	6	174	45
R2	106	49	34	6	140	55
R3	49	8	23	2	72	10
R4	34	4	16	1	50	5
R5	72	15	7	2	79	17
R6	29	9	17	3	46	12

● 生ごみ堆肥化事業等への参加

本市では家庭系ごみの減量を目的とし、生ごみ処理容器及び発酵資材を配布しています。また令和4年度より、生ごみから堆肥を作る方法を紹介する「ごみを減らそう講習会」を開催しています。



ごみを減らそう講習会

家庭系ごみの減量への取り組みの一環として、ごみの減量化・リサイクルに関する講習会を開催しています。

講師をお招きし、生ごみから堆肥を作る方法の一例を、実演を交えて紹介したり、参加者同士や講師との交流をとおして、堆肥化における課題の共有や改善の提案を行うことにより、より実践的なごみの減量化について学ぶことができます。



実演の様子

● 集団回収事業への支援

「四街道市再資源化物集団回収事業補助金交付要綱」を定め、再資源化物の回収を行う団体及び回収業者の組合に対し、補助金を交付しています。

集団回収登録団体数の推移は、表 3.1.26 で示すとおりです。

表 3.1.26 集団回収登録団体数の推移

(単位：団体)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
集団回収登録団体数	65	64	63	63	60	55

● 拠点回収

ごみの減量・リサイクルの推進のため、民間事業者との連携等により、集積所だけでなく公共施設でも資源物を回収しています。

回収品目と回収場所は、表 3.1.27 で示すとおりです。

表 3.1.27 拠点回収の回収品目と回収場所

回収品目	回収場所
乾電池	・市役所本庁舎
ペットボトルキャップ	・市役所本庁舎 ・総合福祉センター
使用済みインクカートリッジ	・市役所本庁舎
小型家電 【主なもの】 携帯電話、ゲーム機、ラジオ、DVD デッキ、電卓、時計、ドライヤー、オーディオ機器 等	・市役所本庁舎 ・市役所第二庁舎 ・文化センター ・図書館 ・わろうべの里 ・公民館（四街道、千代田、旭） ・鷹の台郵便局 ・鹿放ヶ丘ふれあいセンター
使い捨てコンタクトレンズの空ケース	・市役所本庁舎 ・わろうべの里

- **家庭系ごみ処理手数料制度の導入**

令和2年9月よりごみ減量化の推進のため、家庭系ごみ（可燃ごみと不燃ごみ）に対して、家庭系ごみ処理手数料制度を導入しました。

制度導入により、市民のごみ減量の意識が高まり、ごみの排出量は年々減少しています。



(四街道市 家庭用可燃ごみ指定袋 家庭用不燃ごみ指定袋)

- **エコショッップよつかいどう認定制度**

ごみの減量化、リサイクル等環境に配慮した活動に取り組んでいる市内の小売店を「エコショッップよつかいどう」として紹介しています。

● 環境学習の推進

若い世代のごみに対する意識を醸成するために、令和元年度から市内小中学校を対象とした「ごみの減量と分別講座」を実施しています。

また、一般市民向け「出前講座」の随時開催や、市民が多く集まるイベントに出展しての啓発を行っています。

四街道市クリーンセンターでは施設見学を受け付けており、市内小学生を対象とした施設見学会には、表 3.1.28 で示すとおり毎年 600 人以上が参加しています。

表 3.1.28 施設見学会等の実施

年度		R1	R2	R3	R4	R5	R6
施設見学会	回数 (単位:回)	10	0	9	11	12	10
	参加者数 (単位:人)	675	0	742	833	895	762

※令和 2 年度は新型コロナウイルスの影響により中止

● 使い捨てのライフスタイルの見直し

プラスチックごみを削減し環境負荷を低減することを目的とし、令和 2 年 7 月から全国でプラスチック製レジ袋が有料化されました。

本市でも買い物袋持参運動を推進するほか、令和 6 年度から市内公共施設を給水スポットとして、マイボトル利用を促進しています。



マイボトルの利用促進

本市では、ウォータースタンド株式会社と「プラスチックごみ削減の推進に関する協定」を締結し、四街道市役所本庁舎 1 階、四街道市立図書館、四街道市総合福祉センターの 3 カ所に給水機を設置しました。また、市内 13 カ所を給水スポットとして運用しています。



給水スポット

②適正処理の構築に係る施策の取組状況

● プラスチック・ビニール類の一括回収

これまで不燃ごみで排出されていた製品プラスチックを、令和6年10月から、「プラスチック・ビニール類」として一括回収を開始し、市民の分別負担を軽減しつつ、リサイクル効率の向上を図っています。

● 粗大ごみシール券の導入

粗大ごみ（戸別収集）回収における料金の納付を、令和5年4月より「納付書（後払い）」から「粗大ごみシール券（前払い）」に変更としました。粗大ごみシール券を導入したことにより、利用者の利便性が高まり、不法投棄の抑制にも寄与しています。

● 雑がみの専用網袋による回収

可燃ごみの減量と資源物のリサイクル推進を図るため、令和5年4月から集積所に雑がみを回収するための網袋（緑色）を設置しています。雑がみは可燃ごみに混入されやすい資源であることから、専用の回収袋を設定し、市民が資源物として排出しやすい体制を整備することで、焼却ごみ量の削減と資源の有効活用を推進しています。

● 最終処分量の減量化

本市では、焼却後に発生する焼却残渣について、適正な処理を行うとともに、令和5年度から焼却灰を溶融処理により資源化しており、最終処分量の減量及び最終処分場の延命化を推進しています。

3) 施策の評価

中間見直し以降の令和3年度から令和6年度の各年度における取組状況を以下に示します。
なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年度公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針Ⅰ 2Rを意識した3Rの推進				
I-1 発生抑制・再使用・資源化の推進	-	-	-	-
(1) 3Rに関する意識啓発活動の推進	-	-	-	-
① 3R意識の向上のための広報活動の実施	◎	◎	◎	
(2)発生抑制・再使用の更なる推進【重点項目】	-	-	-	-
①発生抑制・再使用の推進に繋がる意識啓発の実施	○	○	○	
②発生抑制・再使用の推進のための制度の継続、充実、導入	○	○	○	
(3)資源化の推進	-	-	-	-
①資源化の推進に繋がる意識啓発の実施	◎	◎	◎	
I-2 3R推進のためのしくみづくり	-	-	-	-
(4)発生抑制・再使用のための側面支援【重点項目】	-	-	-	-
①市民・事業者の発生抑制のための自発的活動の側面支援	◎	◎	◎	
②エコショップ制度の側面支援	○	○	○	
③事業系ごみの分別の徹底及び資源ごみの自己処理の要請	○	○	○	
④家庭系ごみの処理手数料制度の導入	◎	◎	◎	
⑤拡大生産者責任の明確化	○	○	○	
⑥リユース品の交換制度の充実	○	○	○	
⑦食べきり協力店制度の側面支援	◎	○	○	
⑧雑がみ分別の支援	○	◎	○	
(5)資源化のための側面支援	-	-	-	-
①広報手法や広報媒体の充実	◎	◎	◎	
②使用済みインクカートリッジの回収	◎	◎	◎	
③廃乾電池の拠点回収の試行実施	◎	◎	◎	

	R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働				
2-1 市民の取組	-	-	-	-
(6)循環型社会を構築するためのライフスタイルの転換	-	-	-	-
①もったいない意識を常に心がける	◎	◎	◎	
②ごみの減量化、資源化等の環境問題に关心を持つ	◎	◎	◎	
③市民団体の生ごみみたい肥化事業等への参加	○	◎	◎	
(7)分別排出への協力	-	-	-	-
①分別を徹底し、異物混入を防止	○	○	○	
②雑がみを資源化するための分別の徹底	○	◎	◎	
(8)不法投棄防止への協力	-	-	-	-
①不法投棄防止の視点での監視、通報の協力	○	○	◎	
2-2 事業者の取組	-	-	-	-
(9)自己処理の原則に基づくごみ排出量減量化への協力	-	-	-	-
①ごみの減量化、資源化計画の策定及び実施	◎	◎	◎	
(10)拡大生産者責任による製品の製造・販売への配慮	-	-	-	-
①不要となった製品の環境負荷に及ぼす影響が最小となる再使用可能な部品の組み込みや処理処分の容易性を配慮して製品の製造・販売	○	○	○	
(11)環境保全・資源保全に関する取組の公表	◎	○	○	-
2-3 行政の取組	-	-	-	-
(12)本計画の基本理念及び基本方針の周知	-	-	-	-
①ごみ処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動	◎	◎	◎	
②拡大生産者責任の働きかけを行う	○	○	○	
③出前講座等による市民・事業者への積極的な啓発活動を継続	◎	◎	◎	
(13)計画達成のための具体的な施策等の実践	-	-	-	-
①ごみ削減アイディア、実践事例を市民・事業者から広く募集し、応募者との意見交換等の交流をとおして情報の共有を行い、実践事例等を市のホームページや産業まつり時に紹介	◎	◎	◎	

	R3	R4	R5	R6
基本方針3 適正処理の構築				
3-1 収集・運搬の検討	-	-	-	-
(14)状況の変化に対応した収集・運搬の検討	-	-	-	-
①家庭系ごみ処理手数料制度導入時の戸別収集の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②粗大ごみの処理券の導入の検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
③プラスチック・ビニール類の一括回収	<input type="checkbox"/>	<input type="circle"/>	<input type="checkbox"/>	
(15)環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	-	-	-	-
①低公害型車両の導入誘導	<input type="checkbox"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	
3-2 中間処理施設の整備	-	-	-	-
(16)新ごみ処理施設の整備の検討	-	-	-	-
①循環型社会推進のためのごみ処理システムの決定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②次期ごみ処理施設の基本計画策定	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(17)エネルギー回収型廃棄物処理施設の整備	-	-	-	-
①エネルギー回収型廃棄物処理施設(次期ごみ処理施設)の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
②生活環境影響調査、発注仕様書作成等エネルギー回収施設整備に係る事業の実施	<input type="circle"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(18)マテリアルリサイクル推進施設の整備	-	-	-	-
①マテリアルリサイクル推進施設(破碎、圧縮、選別、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設)の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
3-3 最終処分の検討	-	-	-	-
(19)最終処分量の減量化の検討	-	-	-	-
①焼却残渣の取扱について検討	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(20)最終処分方法の検討	-	-	-	-
①災害廃棄物の最終処分対応について検討	<input type="checkbox"/>	<input type="circle"/>	<input type="circle"/>	
3-4 適正な事業経営の推進	-	-	-	-
(21)ストックマネジメント体制の整備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(9) 現状と課題

前計画の数値目標や施策の取組状況から現状と課題を以下にまとめます。

I) 2Rを意識した3Rの推進

発生抑制・再使用の推進についての取組

◆現状

- ・総人口は増加していますが、家庭系ごみ処理手数料制度の導入等により、ごみの総排出量は減少傾向となっています。
- ・リユース品情報コーナー制度を活用し、家庭で不要となったもののリユース活動を実施していますが、利用率は減少しています。
- ・小学生向けの授業や講習会等を開催し、市民のごみ減量に関する意識を醸成し、家庭から排出されるごみの発生抑制を促進しています。
- ・市内公共施設を給水スポットとし、マイボトルの利用促進を行う等、ごみを発生させないような仕組みの構築をしています。

◆課題

- ・ごみの排出量をさらに減少させていくために、ごみ減量に関する情報等を積極的に発信していく必要があります。
- ・リユース活動を促進するために、新たな事業を展開していく必要があります。
- ・環境学習の充実を図り、幅広い年代においてごみに対する意識を向上させる必要があります。

資源化についての取組

◆現状

- ・ごみの減量や資源の有効利用を推進するため、集団回収を行っている団体に対して四街道市再資源化物集団回収事業補助金を交付しています。
- ・資源物の回収を促進するため、市内公共施設等での拠点回収を実施しています。
- ・資源化可能な紙類（雑がみ）の回収を促進するため、令和5年度より専用網袋での回収を行っています。
- ・さらなる資源化を推進するため、令和6年度 10 月より従来までの容器包装に加え、製品プラスチックの一部を資源物（プラスチック・ビニール類）として回収を開始しています。

◆課題

- ・集団回収量が減少傾向となっているため、制度のあり方を見直す必要があります。
- ・雑がみについて、組成分析の結果では令和6年度においては約50%が可燃ごみに混在していることから、資源物として排出するよう更なる周知徹底が必要となっています。
- ・排出抑制を推進していく一方、リサイクル率を現状以上に向上させるためには、コストを意識しながらも、効果的な施策を実施していく必要があります。

2) 適正処理の構築

適正な排出、収集・運搬に関する取組

◆現状

- ・市民が適正に排出を行えるよう、「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別アプリ「さんあ～る」の配信を行っています。
- ・不法投棄を防止するため、禁止看板を設置しての啓発活動や、定期的なパトロールを実施しています。
- ・事業系ごみについて、展開検査を行っての分別指導を実施しています。
- ・ごみを排出することが困難な高齢者や障がい者等に対して戸別収集を行っています。
- ・令和5年度より粗大ごみの処理手数料をシール券方式に変更し、利便性の向上を図っています。

◆課題

- ・市民が適切に排出を行えるよう、家庭ごみの正しい出し方・分け方についての周知徹底や情報提供を行っていく必要があります。また近年増加傾向にある外国人に対して、適切な排出方法の周知を行っていく必要があります。
- ・引き続き効果的な収集・運搬体制を検討する必要があります。

中間処理施設整備に関する取組

◆現状

- ・現在の四街道市クリーンセンターは施設稼働から 35 年が経っていますが、精密機能検査において処理能力的には支障なく運転できていることが確認されています。しかし、関係区・自治会との協定により継続操業ができません。

◆課題

- ・次期ごみ処理施設の整備に向けて準備等を行う必要があります。
- ・次期ごみ処理施設整備事業においては、循環型社会形成推進のため、公害防止の徹底を図ったエネルギー回収型廃棄物処理施設の整備とマテリアルリサイクル推進施設（破碎、選別、圧縮、梱包施設、再生、保管、展示等リサイクル推進に資する施設）の整備が必要です。
- ・次期ごみ処理施設が稼働するまでの間、現施設を適切に管理・運営していく必要があります。

最終処分に関する取組

◆現状

- ・現在、市内に最終処分場が無いため、焼却施設から排出される焼却残渣及び、粗大ごみ処理の過程で発生する残渣については、複数の民間最終処分場で埋立処分をしています。なお、市内での最終処分場確保については様々な検討を行ってきましたが、埋立用地の確保は極めて困難です。
- ・焼却残渣の一部からは鉄等の資源回収を行っています。また、令和 5 年度より焼却残渣の一部の溶融処理を行っています。

◆課題

- ・市内に最終処分場を確保することが極めて困難であることから、排出抑制及び資源化を徹底し、最終処分量を減量していくことが必要となります。
- ・最終処分場については今後も検討を継続し、清掃事業の円滑な運営を目指す必要があります。

3) その他の課題

特別管理一般廃棄物について

◆現状と課題

- ・P C B を含んだ製品や感染性一般廃棄物に関しては、適正な処理ルートについて周知していく必要があります。

特別管理一般廃棄物とは

廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジの部品に含まれるP C B、処理能力が1日5トン以上のごみ処理施設の焼却施設から排出されるばいじんの内、集じん設備によって集められたもの、感染性一般廃棄物があります。

適正処理困難物について

◆現状と課題

- ・近年、充電式電池（リチウムイオン電池等）のごみ混入による収集車やごみ処理施設での火災事故が全国で多発し、本市でも分別排出が課題となっています。
- ・リチウムイオン電池等の適正処理困難物の排出方法について、市民への周知徹底を図るとともに、市としても収集運搬ルートを確保する等の検討が必要です。

プラスチック問題への対応について

◆現状と課題

- ・本市は海に面していないものの、市内から排出されるプラスチックは河川を通じて海洋汚染につながるおそれがあります。また、生活排水に含まれるプラスチック片や繊維くずがマイクロプラスチックになることで、自然環境や生態系に影響を与えることが懸念されます。
- ・これらを防ぐために、プラスチックごみ削減や適正排出の徹底、4R（リユース、リデュース、リユース、リサイクル）の実践、環境に配慮した製品選びや地域の清掃活動等、本市全体でプラスチック問題について取組を実践していく必要があります。

災害廃棄物への対策について

◆現状と課題

- ・本市では、平成29年度に「四街道市災害廃棄物処理計画」を策定しました。
- ・「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づき、平時から処理体制の構築や、職員への教育を行うとともに、適宜計画の内容を見直し、改訂を行う必要があります。
- ・災害時のごみの出し方について、「災害時のごみの出し方ガイドブック」を全戸配布するなど啓発を行いましたが、さらなる周知徹底が必要です。

脱炭素社会に向けての取組

◆現状と課題

- ・本市では、「第3次四街道市環境基本計画」や「四街道市地球温暖化防止計画（区域政策編）（事務事業編）」に基づく取組の結果、二酸化炭素排出量は減少傾向となっています。しかし「ゼロカーボンシティ」の達成に向けて、さらなる削減を行っていく必要があります。
- ・ごみを焼却する際に排出される二酸化炭素量を減らすために、さらなるごみの減量やリサイクルの推進、適正な分別の実施等に取り組んでいく必要があります。

3.2 計画の基本的枠組み

(1) 基本理念・基本方針

循環型社会を形成し推進するため、ものを大切に使い、ごみの発生を抑える「Reduce リデュース」、今あるものを繰り返し使う「Reuse リユース」、資源をもう一度原料として使う「Recycle リサイクル」の3つに、ごみとなるものの受け取りを断る「Refuse リフューズ」を加えた4Rを推進することで、更なる減量化を目指し、市民・事業者・行政が協力しながら取り組んでいきます。

加えて、排出されたごみや資源を適正に収集・運搬、中間処理、最終処分を行うことが重要であり、そのための、適正処理の推進を行います。

ごみ処理基本計画体系は、基本理念として「循環型社会形成推進に向けて～みんなで取り組む4R～」を掲げ、基本理念を達成するため「発生回避(Refuse)の推進」、「発生抑制(Reduce)の推進」、「再使用(Reuse)の推進」、「再資源化(Recycle)の推進」、「適正処理の推進」の5つの基本方針を定めます。

循環型社会形成推進に向けて ～みんなで取り組む4R～

基本方針1 発生回避(Refuse)の推進

基本方針2 発生抑制(Reduce)の推進

基本方針3 再使用(Reuse)の推進

基本方針4 再資源化(Recycle)の推進

基本方針5 適正処理の推進

環境への負荷をできる限り低減し、循環型社会を形成していくため、図のような流れで取組んでいきます。



(2) 目標

本計画は、各種施策の実効性をより確実なものとするため、計画の具体的な目標を定めます。目標の指標は1人1日当たり総排出量（総排出量原単位）、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（家庭系ごみ排出量原単位）、リサイクル率、最終処分率とします。

本市では、リサイクル率26%以上とすることを目指します。

数値目標を以下に示します。

	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標年度)
1人1日当たり総排出量 (生活系ごみ+事業系ごみ)	717g/人・日	685g/人・日	672g/人・日
1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	481g/人・日	463g/人・日	451g/人・日
リサイクル率	19.8%	23.4%	26.5%
最終処分率	8.5%	7.8%	7.5%

目標設定算出根拠

①プラスチック類の分別によるリサイクル率の向上

令和6年度のごみ組成調査の結果、可燃ごみのプラスチック類混入率は25.4%でした。

そこで、令和17年度では、プラスチック類混入率を18%以下にすることを目標とし、分別排出の徹底を図ります。

②紙類の分別によるリサイクル率の向上

令和6年度のごみ組成調査の結果、可燃ごみに混入している紙類は、新聞1.5%、段ボール2.3%、雑紙2.0%という結果でした。そこで、令和17年度では、可燃ごみ中に含まれる紙類の分別排出を徹底し、全量資源化することを目標とし、分別排出の徹底を図ります。

③食品ロスの削減

第4章 食品ロス削減推進計画における目標により、厨芥類の減量化を目指します。

(3) 計画実現への取組

基本方針のもとで実施する施策を以下のとおり示します。



図 3.2.1 施策体系図

基本方針Ⅰ 発生回避 (Refuse) の推進

「ごみとなるものを受け取らない」という行動は、ごみを減量するうえで非常に有効となります。

この行動を推進するために、マイバッグやマイボトルの利用促進や過剰包装の辞退等といった取組みを行っていきます。

また、これらの行動は、ごみの減量に加えマイクロプラスチックからなる環境汚染等問題解決にも寄与します。



施策Ⅰ.1 マイバッグ・マイボトル等の利用促進 **【重点施策】**

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- マイバッグやマイボトルの利用促進
- 利用促進のための啓発活動

施策Ⅰ.2 過剰包装の削減

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 購入時の過剰包装の辞退
- 簡易包装の実施
- 詰め替え用商品の利用
- 過剰包装辞退に関する啓発活動の実施

施策Ⅰ.3 不要なものの受け取り辞退

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 店舗での割りばしや試供品などの無料配布物の受け取り辞退
- 無料配布物受け取り辞退に係る啓発活動の実施

基本方針2 発生抑制（Reduce）の推進

ごみの発生を減らすには、市民・事業者・行政が意識を高く持って取り組むことが重要です。情報発信や啓発活動、家庭系ごみ処理手数料制度の適正な運用など、まち全体でごみを減らすことができるような取組を行っていきます。



施策2.1 家庭から排出されるごみの減量

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- ごみ減量に関する講座の開催
- 日用品等の適正な量の購入
- 家庭系ごみの減量に関する啓発活動の実施
- 家庭系ごみ処理手数料制度の適正な運用

施策2.2 事業者から排出されるごみの減量

四街道市 事業者

《主な取組み内容》

- 市内事業者に対して事業系ごみの適正処理に関する情報発信・啓発活動の実施
- 「四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」第5条に規定する多量排出者に該当する者への減量化、資源化計画の提出の要請
- 事業者による小分け販売や量り売りの導入・拡大

施策2.3 食品ロスの削減【重点施策】

四街道市 市民 事業者

詳細は「第4章食品ロス削減推進計画」にて記載。

基本方針3 再使用（Reuse）の推進

ごみとして排出する前に再び使用するリユース活動を積極的に行うことで、ごみ排出量を削減し、全体的なごみの減量につなげる取組みを行います。

リユース活動を活性化させるため、リユース品情報コーナーの運営や民間企業等と協力して活動を促進していきます。



施策3.1 「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクトの推進 **【重点施策】**

四街道市 市民

《主な取組み内容》

- リユース活動を行う団体の紹介・活動支援
- プロジェクトの広報・周知



「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト

本市では、家庭で眠っているおもちゃや本、衣類などを集め、子育て世帯での再使用を促すことで、地域での資源循環を図りつつ、子育て世帯への支援やリユース意識の向上を図ります。



図書館で実施された「だれかのほしいにつなげよう」プロジェクト

施策3.2 リユース品活用の推進

四街道市 市民

《主な取組み内容》

- リユース品情報コーナー制度の周知及び利用促進
- 市民によるリユース品の積極的な利用

施策3.3 民間企業との連携によるリユース活動の促進

四街道市

事業者

《主な取組み内容》

- 民間企業との連携、情報発信
- フリマアプリ等の活用促進のための広報・啓発活動
- リサイクルショップ等の利用促進のための広報活動

基本方針4 再資源化（Recycle）の推進

再資源化を推進することにより、ごみ焼却量や最終処分量を削減することができます。

また、限りある資源をもう一度利用することにより、資源循環の促進も図られます。

リサイクルを推進するため、資源物を回収しやすい環境・制度づくりに努めます。また、情報発信や啓発活動を行うことで、まち全体でこの活動に取り組んでいきます。



施策4.1 資源物の回収による再資源化の推進【重点施策】

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- 専用の網袋による雑がみの分別回収
- 製品プラスチックの一括回収
- 廃食用油のリサイクル回収
- 新たな資源物回収に関する検討
- 再生素材を使用した環境配慮型製品購入（グリーン購入）の促進

施策4.2 集団回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 再資源化物集団回収の参加
- 再資源化物集団回収補助金の交付及び制度の周知・広報の実施

施策4.3 捱点回収の実施

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 小型家電や使い捨てコンタクトレンズの空ケース等拠点回収の積極的な利用
- 拠点回収の更なる推進

施策4.4 店頭回収の周知・推進

四街道市

市民

事業者

《主な取組み内容》

- 食品トレイ等の回収など、店舗で独自に実施している店頭回収の利用
- 店頭回収に関する情報発信

基本方針5 適正処理の推進

市民・事業者による適切な分別排出や、それらを行えるような体制を構築するとともに、次代を担う子どもたちや若年層のごみに対する意識を高めるため、環境学習を行っていきます。

また、安全・安心に暮らせるまちにするため、安全で安定した収集運搬体制の確保や最終処分についての検討、次期ごみ処理施設の整備などに取り組んでいきます。

さらに大規模災害時に備えた処理体制等の構築を行っていきます。



施策 5.1 分別排出の徹底

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の配信によるルールの周知・遵守
- 高齢者等ごみ出しが困難な人への対応
- 適正処理困難物の処理の仕方等に関する周知徹底
- 搬入される事業系ごみの定期的な展開検査の実施
- 事業系ごみに関する組成分析調査の実施
- 事業系ごみの排出ルールの徹底、適正処理に関する指導・啓発

施策 5.2 環境学習の充実 【重点施策】

四街道市 市民

《主な取組み内容》

- 市内小中学生を対象とした授業の実施
- クリーンセンターの施設見学会の実施
- 中学生を対象としたプラスチック・ビニール類の手選別体験会の実施
- 出前講座の開催

施策 5.3 循環型社会推進のためのごみ処理システムの構築

四街道市

《主な取組み内容》

- 効率的な収集・運搬体制の検討
- 収集車における低公害車の導入
- 次期ごみ処理施設の整備によるごみ処理システムの再構築
- 新たなごみ処理施策の調査・検討

施策 5.4 最終処分の検討

四街道市

《主な取組み内容》

- 焼却残渣の資源化
- 最適な最終処分方法の更なる検討

施策 5.5 不法投棄に対する取組

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 定期的なパトロールの実施
- 不法投棄禁止看板等の設置
- 警察と連携した不法投棄への対応

施策 5.6 災害時に備えたルール・体制づくり **【重点施策】**

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 四街道市災害廃棄物処理計画の定期的な見直し
- 四街道市災害廃棄物処理計画に基づく職員研修の実施
- 災害廃棄物の排出ルールの周知徹底
- 災害時の事業者との連携
- 退蔵ごみの適正排出

(4) ごみ処理体制の計画

1) 収集・運搬計画

収集・運搬の主体は、表 3.2.1 で示すとおりです。

ごみの分別品目に応じ、経済的、効率的な収集・運搬体制の構築に努めます。

また、環境への配慮を十分勘案し、車両及び収集経路等を検討します。

表 3.2.1 収集・運搬の主体

区分	収集・運搬の主体
家庭系ごみ	直営※、委託業者、自己搬入
事業系ごみ	許可業者、自己搬入

※直営は高齢者、障がい者世帯を対象とした戸別収集に限ります。

2) 中間処理計画

中間処理の方法は、表 3.2.2 で示すとおりです。

四街道市クリーンセンター及び粗大ごみ処理施設は、施設稼働後約 35 年を経過しています。

今後、長期にわたり、安定的な中間処理を実施するため、次期ごみ処理施設の整備を行う必要があります。

表 3.2.2 中間処理の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	焼却
不燃ごみ	選別
粗大ごみ	破碎、選別
プラスチック・ビニール類	圧縮・梱包
資源物・剪定枝	選別、チップ化

3) 最終処分計画

最終処分の方法は表 3.2.3 で示すとおりです。

今後も最終処分は委託処理を継続します。

将来も安定した最終処分を継続するために、焼却残渣の溶融処理やセメント化等の資源化を進めることで最終処分量削減のための取組や処理残渣の有効利用を検討します。

表 3.2.3 最終処分の方法

項目	処理方式
可燃ごみ	埋立・資源化
不燃ごみ	
粗大ごみ	

第4章 食品ロス削減推進計画

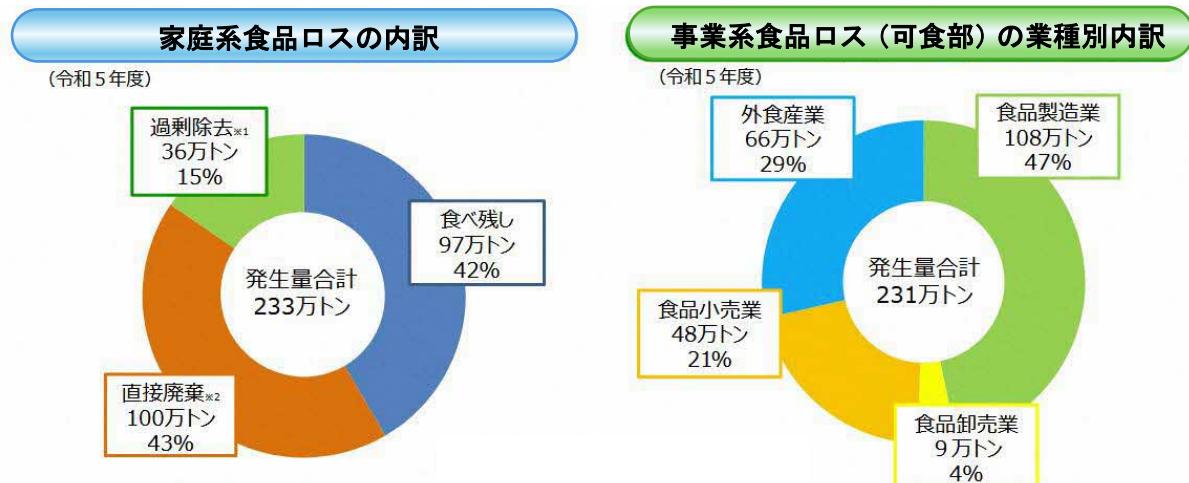
4.1 食品ロスを取り巻く情勢

(1) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるのに捨てられる食品のことを指し、一般家庭における食べ残し、過剰除去、直接廃棄の家庭系食品ロスと、食品関連事業者における規格外品、返品、売れ残り、食べ残し等の事業系食品ロスに分類されます。

(2) 食品ロス問題

日本における食品ロス量は年間約 464 万 t（農林水産省及び環境省における令和 5 年度推計）であり、国民一人当たりに換算すると年間約 37kg（1 人 1 日あたり約 102g）になると言われています。このうち、家庭系食品ロス量は約 233 万 t、事業系食品ロス量は約 231 万 t であり、食品ロス削減には家庭、事業者双方の取組が必要であることがわかります。



※1：野菜の皮を厚くむきすぎるなど、食べられる部分が捨てられている

※2：未開封の食品が食べずに捨てられている

(資料：「食品ロス削減関係参考資料（令和 7 年 6 月 27 日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室)

図 4.1.1 全国における食品ロス発生量

4.2 計画策定の趣旨

(1) 食品ロス削減推進計画の位置づけ

本市における食品ロス削減の取組を充実させ、総合的かつ計画的に推進するため、「食品ロス削減推進計画」を策定します。

なお本市では、本章を「食品ロス削減推進法」第13条の規定に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」を踏まえた「食品ロス削減推進計画」に位置づけます。

(2) 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的として、令和元年10月1日に「食品ロス削減推進法」が施行されました。基本方針では、令和12年（2030年）度において、平成12年（2000年）度と比べ、家庭系食品ロス量を半減、事業系食品ロス量を6割減らすよう取組を推進することを目標と定めています。

表4.2.1 食品ロス削減推進法の概要

国 の 責 務	食品ロス削減に関する施策の策定・実施
地方公共団体の責務	国及び他の地方公共団体と連携し、その地域特性に応じた施策を策定・実施する
事業者の責務	国または地方公共団体が実施する施策に協力し、食品ロス削減に積極的に取り組む
消費者の責務	食品ロス削減についての理解と関心を深め、食品の購入・調理の方法を改善する等により食品ロス削減に自主的に取り組む
食品ロス削減推進月間	食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間（10月）を設ける



（資料：「食品ロス削減関係参考資料（令和7年6月27日版）」消費者庁消費者教育推進課 食品ロス削減推進室）

図4.2.1 食品ロス削減目標

4.3 前計画の評価

(1) 数値目標

前計画の数値目標及び令和2年度、令和6年度の食品ロス量調査結果は、表4.3.1で示すとおりです。

国では、令和5年度の国の推計による国民1人1日当たりの食品ロス量は約102g（資料：農林水産省）とされています。本市では、国が算出している1人1日あたり食品ロス量と比較するに少ないものの、令和6年度現在、目標値を達成できていない状況にあります。

表4.3.1 食品ロス量調査の概要

	令和2年度結果 (令和3年1月実施)	令和6年度結果 (令和7年1月実施)	令和7年度目標 (前計画)
1人1日当たり 食品ロス量	38.5 g/人・日	37.0 g/人・日	29 g/人・日

(2) 主な取組状況

1) 食べきり協力店を通じた啓発

本市では、市内飲食店を対象に小盛メニューの設定や持ち帰りの対応等、外食時の食品ロス削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。「四街道市食べきり協力店」登録店舗数は、表4.3.2で示すとおりです。

なお、食べきり協力店の募集・登録は隨時行っています。

表4.3.2 食べきり協力店登録店舗数の推移

（単位：店舗）

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
登録店	9	11	25	24	24	22

2) 「食材使いきり料理」の紹介による啓発

四街道市産業まつり等のイベント時において、市内の高等学校や大学と連携した「食材使いきり料理」の紹介や使いきりレシピカードの配布を行い、来場者に対する「食品ロス削減」の啓発を行いました。「食材使いきり料理」の紹介実績は、表 4.3.3 で示すとおりです。

表 4.3.3 「食材使いきり料理」の紹介実績

R1	ラスク (市内のパン製造店からいただいた製造過程で廃棄するパンの耳と端を活用して製作)
R2	新型コロナウイルスの影響で実施せず
R3	カップケーキ (普段廃棄される野菜等を活用して製作)
R4	マフィン (処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R5	マフィン (処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)
R6	マフィン (処分される予定の規格外野菜等を活用して製作)

3) 環境学習の推進

若い世代から食品ロス削減に対する意識を高める取組みとして、市内の小中学生を対象に実施している「ごみの減量と分別講座」の中で食品ロスについての授業を行っています。



4.4 食品ロス実態調査

(1) 調査方法

本市では令和3年1月、令和7年1月に家庭から発生する食品ロス量の調査を実施しました。高齢者や単身世帯において食材の使い切りが難しい傾向があり、全国的にも家庭内食品ロスの発生要因となっています。

このような背景を考慮し、本市では、高齢者世帯の多い千代田地区と若い転入者が多いもねの里地区の2地区を対象地域として調査を実施しました。

調査は、2地区のごみ集積所に集積された家庭系ごみ袋を無作為に抽出、回収し、その全てのごみ袋の重量と容量、厨芥類の総重量を計測し、食品ロスの量を算出しました。なお、厨芥類は環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」(令和6年10月)に準じ、厨芥類を食べ残し、直接廃棄、過剰除去等の3つに分類し、直接廃棄に関しては、消費期限・賞味期限表示の有無とその日時を記録しました。

(2) 調査結果

食品ロス実態調査の概要は表4.4.1で示すとおりです。令和7年1月に実施した調査では、試料総量661.81kgに対し、「直接廃棄」と「食べ残し」を合わせた食品ロス量は61.45kgで9.29%の割合となっています。

表4.4.1 食品ロス実態調査の概要

調査年月	令和3年1月	令和7年1月
試料総量	516.64 kg	661.81 kg
食品ロス量	43.82 kg (8.48%) (直接廃棄 29.37 kg (5.68%)、 食べ残し 14.45 kg (2.80%))	61.45 kg (9.29%) (直接廃棄 29.37 kg (4.44%)、 食べ残し 32.08 kg (4.85%))
1人1日当たり 食品ロス量	38.5 g/人・日	37.0 g/人・日

注)「1人1日当たり食品ロス量」の算出方法

【令和3年1月調査】

R2.2～R3.1まで12か月の可燃ごみ年間排出量15,839t、前回の調査による食品ロス量の割合8.48%、R3.2.1時点の人口95,406人、年間日数366日により算出

$$\Rightarrow 15,839 \text{ t} \times 8.48\% \div 95,406 \text{ 人} \div 366 \text{ 日} \times 10^6 = 38.5 \text{ g/人・日}$$

【令和7年1月調査】

R6.2～R7.1まで12か月の可燃ごみ年間排出量14,032t、今回の調査による食品ロス量の割合9.29%、R7.2.1時点の人口96,408人、年間日数365日により算出

$$\Rightarrow 14,032 \text{ t} \times 9.29\% \div 96,408 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} \times 10^6 = 37.0 \text{ g/人・日}$$



図4.4.1 令和7年1月の食品ロス実態調査で見つかった食品

(3) 食品ロス実態調査結果を受けての考察

1) 住民の意識と行動のギャップ

食品ロス削減に関する啓発活動は、食品ロス量が減少していることから一定の効果を上げ、認知度は向上していると考えられるものの、実際の買い物・調理・保存方法などの生活習慣に結びつく行動変容には至っていない層も一定数存在していると考えられます。

また、転入者に対しては、ごみの分別ルールを周知するだけでなく、本市で行っている食品ロス削減対策を併せて周知する必要があります。

2) 生活様式の変化による影響

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により外食機会が減少し、自炊や家庭内飲食が増加しましたが、令和6年度には行動制限の緩和とともに外食・中食の利用が再び増加しており、食品ロスの発生場所や形態が変化したと考えられます。外食・中食の機会の増加により、家庭から排出される食品ロス量は減少したことが想定されます。

3) 食品ロス削減施策の浸透の課題

本市ではフードドライブや生ごみの堆肥化の促進等の取組を進めていますが、周知が限定的であること等、市全体への削減効果にはつながりにくい状況にあることが考えられます。

また、啓発と連動した具体的な行動支援（例：食べ切り運動の実施や生ごみ処理容器・発酵資材の配布等）について、さらなる取組の充実が必要です。

4) データの変動幅の限界

家庭系食品口済量の算定には一定のばらつきが生じます。調査対象の抽出方法、収集日要因等により数グラム単位の差は統計上の誤差の範囲内である可能性があります。

まとめ

食品口済量が大きく減少しなかった背景には、多様な生活習慣、施策の浸透不足、環境変化の影響など複合的な要因があると考えられます。

今後は、行動変容を促す仕組みの強化と、多様なライフスタイルに応じた柔軟な施策の展開が求められます。市民一人ひとりが実践しやすい取組の構築と継続的な効果検証が重要です。

4.5 食品ロス削減推進計画

(1) 基本理念・基本方針

本市では、前計画から引き続き食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス発生量の削減に努めます。そのため、基本理念を以下のとおりとし、3つの基本方針を定めます。

食品ロス0を目指して
～合言葉は「MOTTAINAI」～

基本方針1 食品ロス削減に係る普及啓発

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

基本方針3 循環利用の推進

(2) 目標年次

令和17年度を、本計画の目標年次とします。

(3) 目標

令和6年度の食品ロス実態調査の結果、前計画で目標としていた「1人1日当たり食品ロス量29g/人・日」が未達成であったことから、令和12年度の目標値は引き続き「1人1日当たり食品ロス量29g/人・日」以下とし、令和17年度の目標値は、令和12年度の調査結果と新しい国指標等を基に再設定を行います。なお、その際は29g/人・日を下回ることとします。

表4.5.1 食品ロス量の目標

	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標年度)
1人1日当たり 食品ロス量	37g/人・日	29g/人・日	29g/人・日

(4) 計画実現への取組

基本方針のもとで実施する施策を以下のとおり示します。

基本理念

食品ロス0を目指して ~合言葉は「MOTTAI NAI」~

基本方針1 食品ロス削減に係る普及啓発

施策1.1 食品ロス削減の啓発活動

施策1.2 計画的な買い物の実施

施策1.3 3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

施策2.1 フードドライブの実施 **【重点施策】**

施策2.2 食べきり協力店制度の拡大・充実

施策2.3 行政による食品ロスの発生抑制

施策2.4 食育を通じた周知・啓発

基本方針3 循環利用の促進

施策3.1 生ごみたい肥化容器の配付

施策3.2 生ごみ減量化方法の広報・実践

施策3.3 食品ロス（事業系）の削減

基本方針Ⅰ 食品ロス削減に係る普及啓発

まち全体で「食」を大切にする意識を醸成し、あらゆる場面における食品ロスの削減に向けた具体的な取組の実践・定着につながるよう、情報発信や啓発活動の働きかけを行います。



施策Ⅰ.1 食品ロス削減の啓発活動

四街道市

《主な取組み内容》

- 食品ロス削減のための啓発活動・情報提供 (3010運動、mottECO、全国おいしい食べきりキャンペーン等)
- 産業まつり等のイベントにおける啓発活動
- 定期的な食品ロス量調査の実施
- 計画的な買い物を促進するための啓発活動

施策Ⅰ.2 計画的な買い物の推進

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 買い物リストを利用した計画的な買い物の実施
- 冷蔵庫内やストックしている食品の適正管理
- 小売りや量り売りを活用しての買いすぎの防止

施策Ⅰ.3 3きり（使いきり・食べきり・水きり）の徹底

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 使いきり…食べきれる量だけ調理する、適正な集客予測に基づいた在庫管理、食材使いきりレシピの紹介、使いきりに関する情報発信
- 食べきり…作りすぎ、注文のしすぎ等による食品ロス発生の防止、賞味期限・消費期限の正確な理解、小盛メニュー等の対応、食べきり協力店による「食べ残しぜロ」の啓発活動の実施
- 水きり…生ごみ処理の際にしっかりと水を切ることの実践、水きりについての啓発活動の実施



水きり

生ごみの水分量は70~80%といわれています。生ごみを水きりすることにより、含まれている水分を減量でき、ごみの減量に大きく貢献します。

基本方針2 食品ロス削減に係る仕組みの構築

食品ロスを削減するための仕組みを構築します。

まち全体で食品ロス削減に取り組めるよう、フードドライブの実施や食べきり協力店制度の更なる充実、また、若い世代から「食」を大切にする意識を醸成するため、食育を通じた周知・啓発を行っていきます。



施策2.1 フードドライブの実施 【重点施策】

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 市内店舗に回収ボックスを設置してのフードドライブの実施
- イベント等での出張フードドライブの実施
- フードドライブについての広報活動の実施

施策2.2 食べきり協力店制度の拡大・充実

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 食べきり協力店制度の紹介
- 登録店舗の更なる拡大



食べきり協力店制度

本市では、食品ロスを減らすための取り組みのひとつとして、食べ残しの削減に取り組む飲食店を「四街道市食べきり協力店」として登録しています。

家庭での食品ロスを減らすこととあわせて、外食においても食べ物への「もったいない」という意識を持ってもらうため、市と市民、協力店が一体となって食べきりの推進に取り組んでいます。



施策 2.3 行政による食品ロスの発生抑制

四街道市

《主な取組み内容》

- 防災備蓄品の賞味期限・消費期限の把握
- 防災備蓄品の計画的な使用

施策 2.4 食育を通じた周知・啓発

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- 小中学生を対象とした食品ロスについての授業の実施
- 学校給食を通じた食品ロス削減に関する知識の醸成

基本方針 3 循環利用の促進

食品ロスの削減に努めても、発生が避けられないケースもあります。資源循環の観点から、生ごみ（調理くず等）の排出を抑制し再資源化を推進するために、生ごみ堆肥化容器の配布や講座の開催等、資源を循環させる仕組みを構築、及び取組を促進していきます。



施策 3.1 生ごみ堆肥化容器の配付

四街道市

《主な取組み内容》

- 生ごみ堆肥化容器の配付

施策 3.2 生ごみ減量化方法の広報・実践

四街道市

市民

《主な取組み内容》

- 生ごみの減量・堆肥化に関する講習会の開催
- 生ごみの減量化方法についての情報発信

施策 3.3 食品ロス（事業系）の削減

四街道市

事業者

《主な取組み内容》

- 食品業界における3分の1ルール、販売機会の損失を恐れての大量発注等の商習慣の見直しの呼びかけ
- 食品関連事業者への生ごみリサイクルに関する周知啓発



消費期限・賞味期限

■ 消費期限

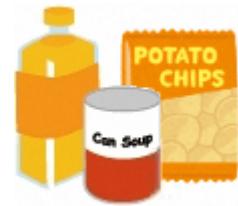
袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「安全に食べられる期限」のこと。お弁当、サンドイッチ、生めん、ケーキなど、いたみやすい食品に表示されています。



■ 賞味期限

袋や容器を開けないままで、書かれた保存方法を守って保存していた場合に、この「年月日」まで、「おいしく食べられる期限」のこと。スナック菓子、カップめん、チーズ、かんづめ、ペットボトル飲料など、消費期限が表示されている食品に比べ、いたみにくい食品に表示されています（作ってから3ヶ月以上もつものは「年月」で表示することもあります）。この期限を過ぎても、すぐに食べられなくなるわけではありません。

食品は表示されている保存方法を守って保存しておくことが大切です。ただし、一度開けてしまった食品は、期限に関係なく早めに食べるようしましょう。



(資料：農林水産省ホームページ)

第5章 生活排水処理基本計画

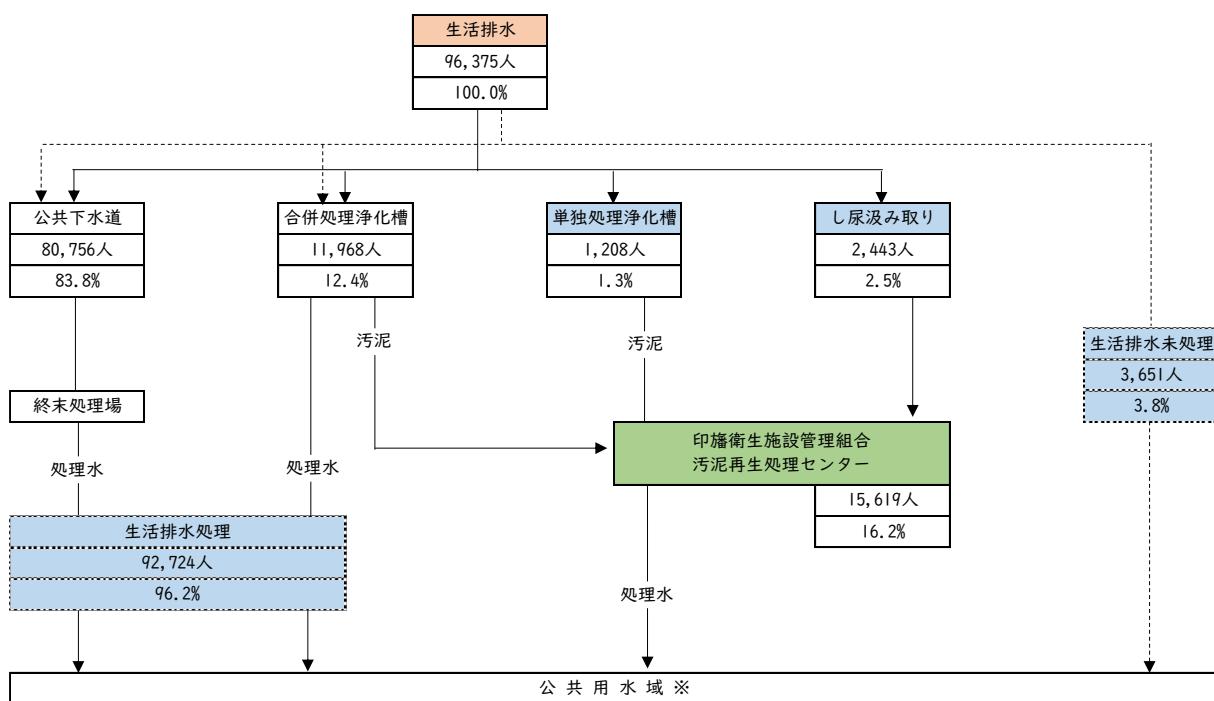
5.1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理フロー

令和6年度の生活排水処理フローは、図5.1.1で示すとおりです。

計画処理区域内人口は96,375人であり、このうち、生活排水処理を行っている人口は、公共下水道に接続している80,756人と合併処理浄化槽による処理を行っている11,968人を合わせた92,724人となり、生活排水処理率は96.2%です。

一方、生活排水が未処理の人口は、単独処理浄化槽でし尿のみを処理している1,208人とし尿汲み取り処理を行っている2,443人を合わせた3,651人となっています。



※公共水域は印旛沼水域で鹿島川、手操川があり、東京湾水系で勝田川流域があります。

凡例

——	し尿
- - - - -	生活排水
■	処理施設名
■	人口
■	%

図5.1.1 生活排水処理フロー（令和6年度）

(2) 生活排水処理等の状況

I) 生活排水処理状況

生活排水処理形態別人口の推移は、表 5.1.1 及び図 5.1.2 で示すとおりです。

生活排水処理人口(表中の水洗化・生活雑排水処理人口)は毎年増加しており、令和元年度に 89,590 人(計画処理区域内人口に占める割合が 94.5%)であったものが、令和 6 年度には 92,724 人(同 96.2%)へと 3,134 人(同 1.7%)の増加となりました。

一方、単独処理浄化槽人口は令和元年度 1,862 人から令和 6 年度 1,208 人へと減少しています。同様に、し尿汲み取り人口は、3,393 人から 2,443 人へと減少しています。

表 5.1.1 生活排水処理形態別人口の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,385	92,228	92,476	92,724
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997	80,756
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,626	11,277	11,479	11,968
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	1,208
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443
し尿汲み取り人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	96.2

※生活排水処理率 = 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

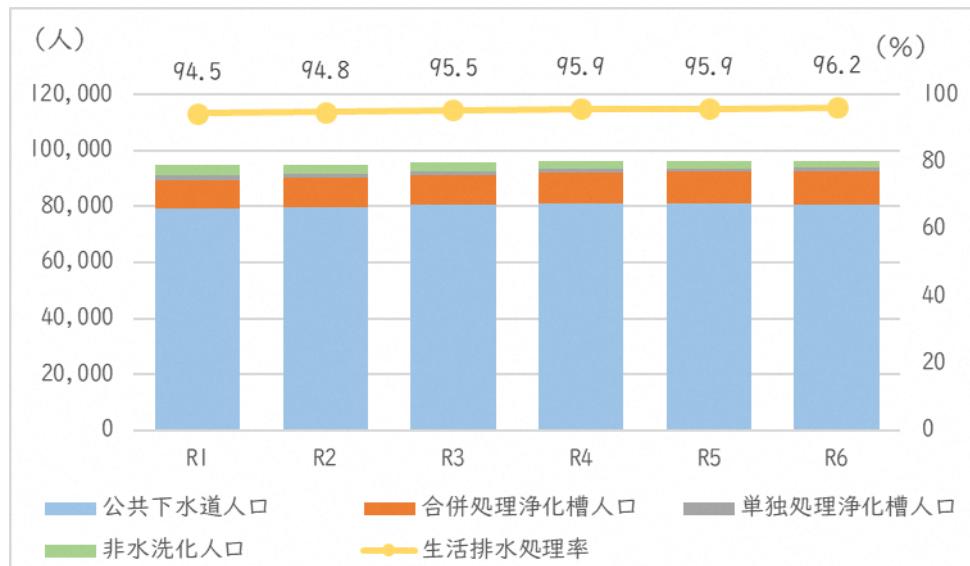


図 5.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

2) し尿・浄化槽汚泥収集状況

し尿と浄化槽汚泥の発生量の推移は、表 5.1.2 及び図 5.1.3 で示すとおりです。

令和元年度に年間 6,062kL であったものが、令和 6 年度には 6,243kL へと増加しています。

表 5.1.2 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	14,932	15,210	15,393	15,619
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443
浄化槽	人	12,170	12,252	11,966	12,536	12,738	13,176
単独処理浄化槽	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	1,208
合併処理浄化槽	人	10,308	10,634	10,626	11,277	11,479	11,968
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	6,243
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613	519
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	5,724
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925	795
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715	4,929
し尿・浄化槽汚泥発生量（1日あたり）	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	17.1
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.4
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	15.7
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	2.2
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	13.5
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.21	1.13	1.11	1.10
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	0.58
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.36	1.24	1.21	1.19
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	1.80
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.30	1.15	1.12	1.13



図 5.1.3 し尿収集量と浄化槽汚泥量の推移

（3）生活排水処理対策の状況

1) 生活排水処理率の向上対策

本市では生活排水処理を推進するため、次の条例等を定め、一定の要件を満たす公共下水道への接続者または高度処理型合併処理浄化槽の転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかけています。

○四街道市水洗便所改造資金助成条例

○四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱

2) し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集運搬体制の確保

し尿の収集・運搬、浄化槽の清掃・汚泥の運搬は、「浄化槽法」、「廃棄物処理法」及び「四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき、2業者に許可しています。

(4) 処理施設整備状況

1) 処理主体

生活排水の処理主体は、表 5.1.3 で示すとおりです。

表 5.1.3 生活排水の処理主体

項目	処理対象とする生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	千葉県
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	浄化槽汚泥及びし尿	印旛衛生施設管理組合

2) 施設整備状況

公共下水道は表 5.1.4 で示すとおり、四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業として事業の実施が行われています。印旛沼流域下水道の概要は、表 5.1.5 で示すとおりです。

また、浄化槽汚泥及びし尿の処理を行っている印旛衛生施設管理組合の概要は表 5.1.6、合併処理浄化槽の設置状況は表 5.1.7 に示すとおりです。

表 5.1.4 四街道市印旛沼流域関連公共下水道事業計画書概要

項目	既認可		
工事完成年度	令和 14 年 3 月 31 日		
事業計画面積	汚水	1,251 ha	
	雨水	976 ha	
計画処理人口	83,730 人		
水洗化人口	79,550 人		
1 人 1 日当たり 汚水量	生活 + 営業	日平均	270 L/人・日
		日最大	360 L/人・日
		時間最大	540 L/人・日
	地下水量		75 L/人・日
計画汚水量	日平均		27,480 m ³
	日最大		34,640 m ³
	時間最大		48,990 m ³

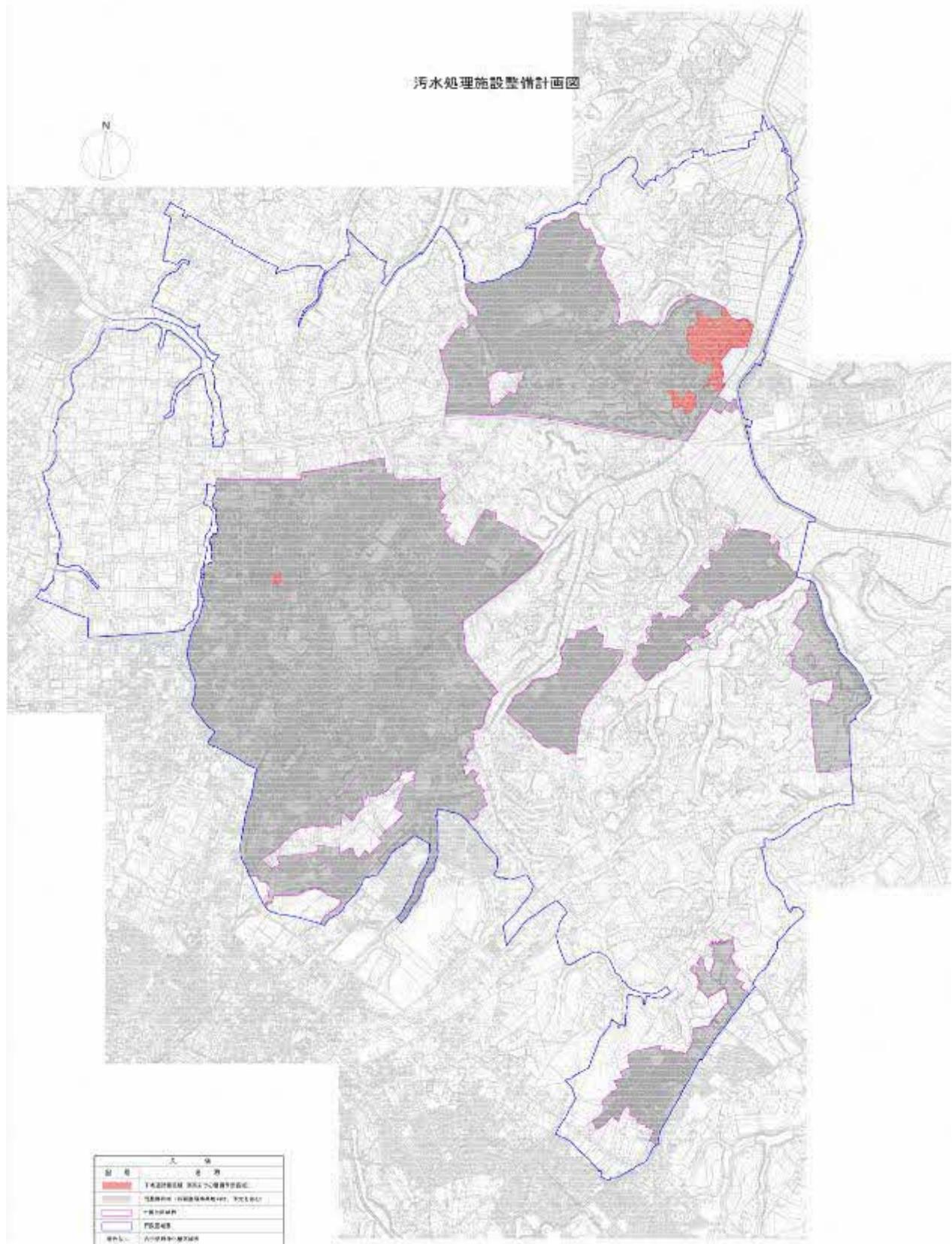


図 5.1.4 四街道市汚水処理施設整備図

表 5.1.5 印旛沼流域下水道の概要

	全体計画		現況 (令和6年3月末時点)
処理面積	24,073ha		18,165.7ha
処理人口	1,308,100人		1,326,062人
処理水量	花見川終末処理場	(処理能力) 日平均 227,860 m ³ 9系列	(令和5年度実績値) 日平均 253,702 m ³ 8系列
	花見川第二終末処理場	(処理能力) 日平均 347,890 m ³ 7系列	(令和5年度実績値) 日平均 161,701 m ³ 3系列
管渠延長	217.6km		166.4km
中継ポンプ場	11ヶ所		10ヶ所
終末処理場	2ヶ所		2ヶ所
排除方式	分流式		分流式
処理方式	凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+急速砂ろ過法		標準活性汚泥法他
処理場敷地面積	花見川終末処理場	約 21ha	約 21ha
	花見川第二終末処理場	約 24ha	約 24ha
計画目標年度	令和31年度		
関連市町村	14市町(13市1町) 千葉市、船橋市、成田市、佐倉市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、 四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、市川市(暫定)		
その他接続関係	成田国際空港株式会社		

(資料: 千葉県ホームページ)

表 5.1.6 印旛衛生施設管理組合の概要

構成団体	佐倉市、四街道市、八街市、富里市、酒々井町(4市1町)
組合設立年月日	昭和38年4月5日
共同処理する事務	し尿及び浄化槽汚泥の処理
敷地面積	23,789.57 m ²
行政区画内人口	401,774人(令和7年3月31日現在)
処理対象人口	97,038人(令和6年3月31日現在)
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理
処理能力	生し尿: 43kL/日 浄化槽汚泥: 日量 152kL/日 合計: 195kL/日
堆肥化設備処理能力	し尿余剰汚泥: 日量 16.2 m ³ (含水率 85%) 好気性発酵処理で有機肥料(水分 35%)

(資料: 印旛衛生施設管理組合ホームページ)

表 5.1.7 合併処理浄化槽の設置状況

(単位：基)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
5人槽	75	121	107	125	124	51
7人槽	4	7	4	4	2	1
10人槽	4	2	5	1	0	2
その他 (11人槽~)	5	2	3	7	6	7
合計	88	132	119	137	132	61
うち補助対象	5	5	1	1	4	2

(資料：千葉県浄化槽台帳)

(5) し尿等処理経費状況

し尿処理経費の推移は、表 5.1.8 及び図 5.1.5 で示すとおりです。

1人当たりのし尿等処理経費は、令和元年度の 3,168 円から令和 6 年度の 3,461 円で推移しています。

また、1kL当たりのし尿等処理経費は、令和元年度の 8,134 円から令和 6 年度の 8,658 円で推移しています

表 5.1.8 し尿等処理経費の推移

区分	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6
し尿及び浄化槽汚泥の処理人口	人	15,563	15,582	15,112	15,210	15,393	15,619
総処理量	kL	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	6,243
し尿及び浄化槽汚泥の処理経費	千円	49,308	50,116	49,346	50,204	52,398	54,054
建設・改良費	千円	0	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	千円	49,308	50,116	49,346	50,204	52,398	54,054
その他	千円	0	0	0	0	0	0
1人当たりのし尿等処理経費 ^{※1}	円	3,168	3,216	3,265	3,301	3,404	3,461
1kL当たりのし尿等処理経費 ^{※2}	円	8,134	8,066	7,470	7,992	8,380	8,658

※1 1人当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ し尿及び浄化槽汚泥の処理人口

※2 1kL当たり = し尿及び浄化槽汚泥の処理経費 ÷ 総処理量

(資料：一般廃棄物処理実態調査(環境省))



図 5.1.5 し尿等処理経費の推移

(6) 前計画の評価

I) 数値目標

前計画では、令和7年度において生活排水処理率を94.8%まで向上させることを目標としていました。前計画の中間目標年度である令和2年度、目標年度である令和7年度の目標値（前計画の抜粋）の比較は、表5.1.9で示すとおりです。

表5.1.9 前計画における数値目標

項目	H32(R2)年度 (中間目標年度)	R7年度 (目標年度)
公共下水道接続人口	79,351人	79,699人
合併処理浄化槽人口	10,590人	11,452人
単独処理浄化槽人口	1,846人	1,763人
し尿汲み取り人口	3,362人	3,204人
生活排水処理率	94.5%	94.8%

※公共下水道接続人口、合併処理浄化槽人口は数値目標を上回ること、単独処理浄化槽人口、し尿汲み取り人口は下回ることを目指します。

（資料：四街道市一般廃棄物処理基本計画（中間見直し）抜粋、一部加筆）

①公共下水道人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.10 及び、図 5.1.6 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.10 公共下水道人口の達成状況

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	79,351	79,421	79,490	79,560	79,629
実績値	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997	80,756

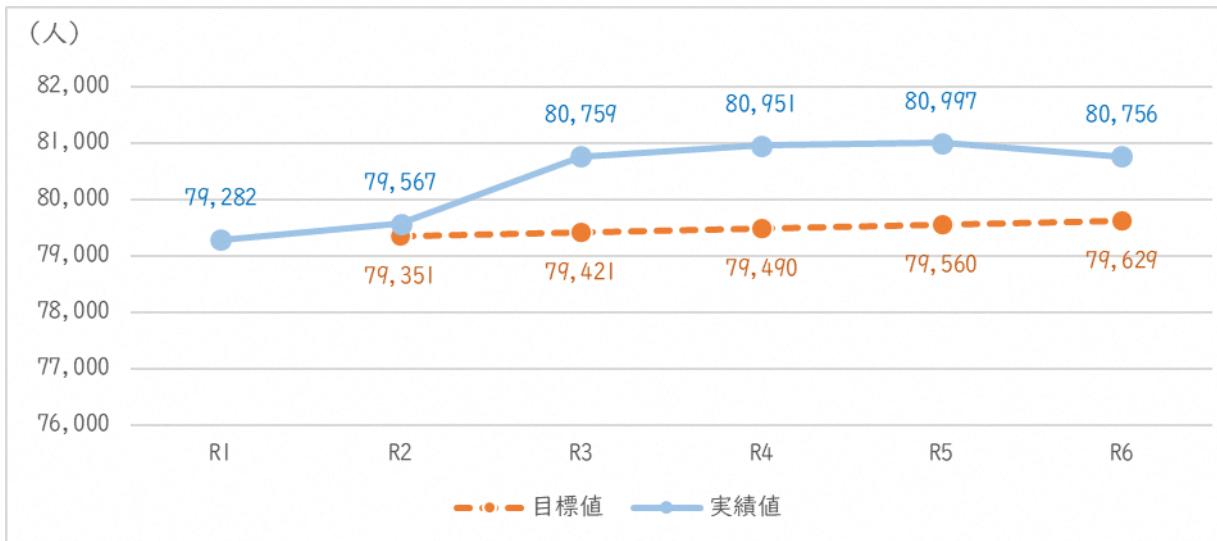


図 5.1.6 公共下水道人口の達成状況

②合併処理浄化槽人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.11 及び、図 5.1.7 に示すとおりです。令和 3 年度を除き、いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.11 合併処理浄化槽人口の達成状況

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	10,590	10,763	10,935	11,108	11,280
実績値	10,308	10,634	10,626	11,277	11,479	11,968

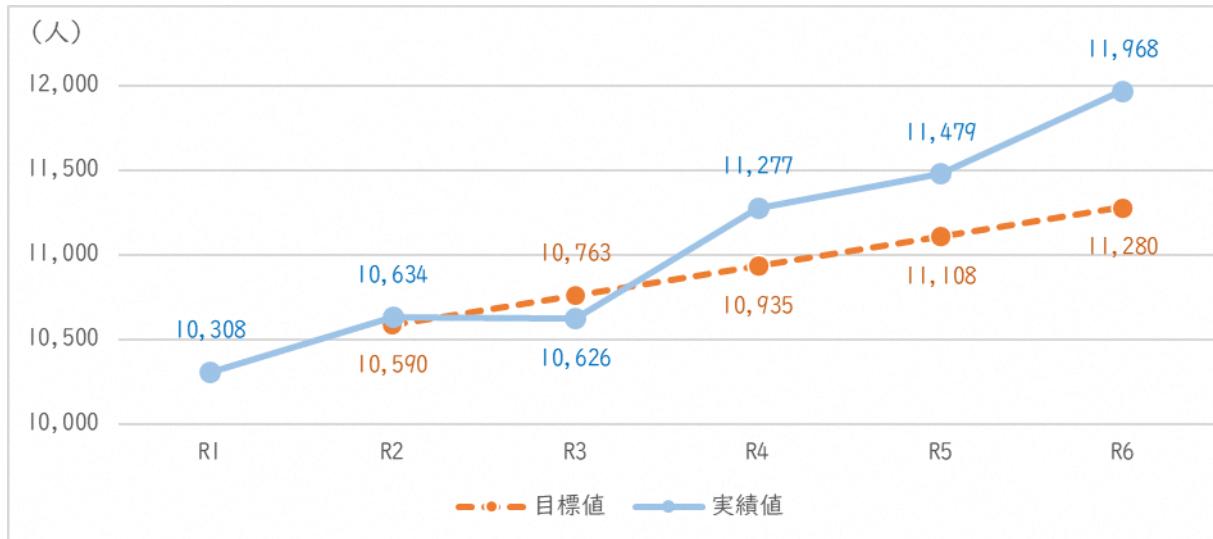


図 5.1.7 合併処理浄化槽人口の達成状況

③単独処理浄化槽人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.12 及び、図 5.1.8 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.12 単独処理浄化槽人口の達成状況

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	1,846	1,829	1,813	1,796	1,780
実績値	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	1,208

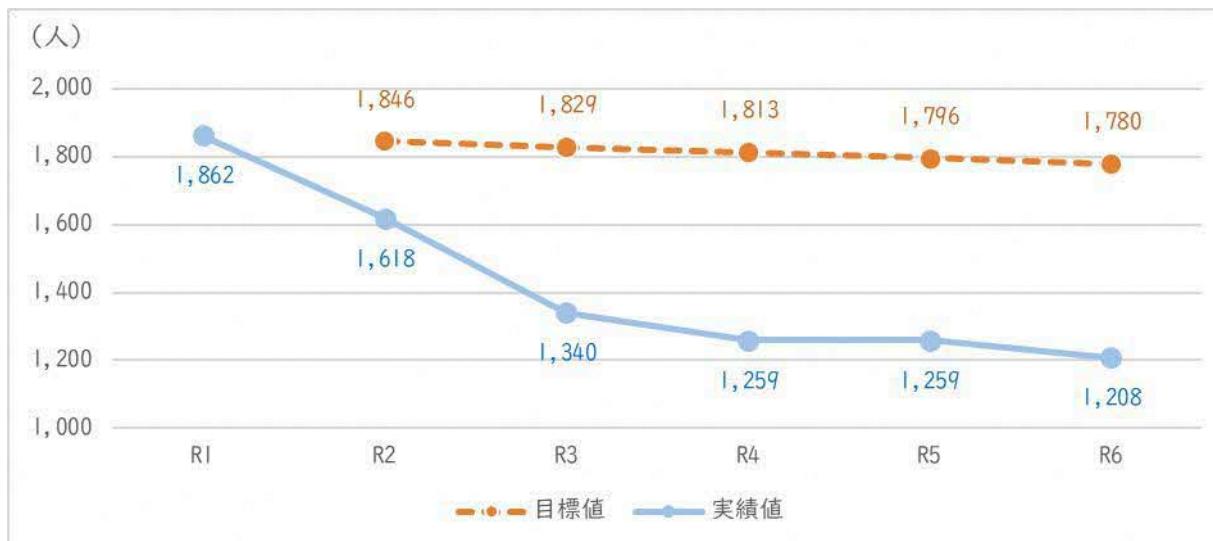


図 5.1.8 単独処理浄化槽人口の達成状況

④し尿汲み取り人口

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.13 及び、図 5.1.9 に示すとおりです。いずれの年度においても目標値を達成しています。

表 5.1.13 し尿汲み取り人口の達成状況

(単位：人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	3,362	3,330	3,299	3,267	3,236
実績値	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443

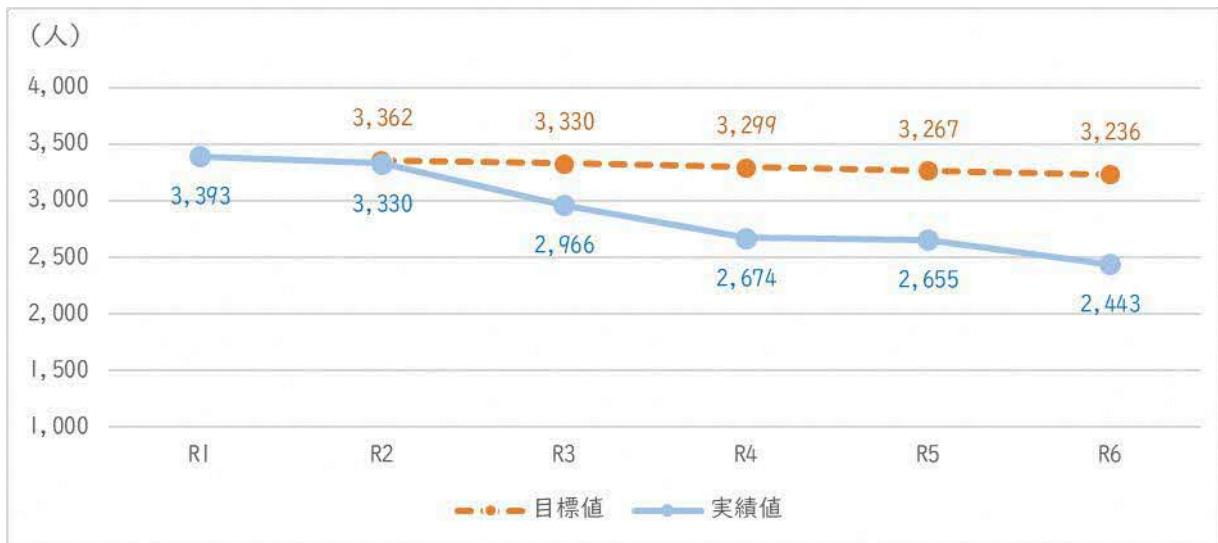


図 5.1.9 し尿汲み取り人口の達成状況

⑤生活排水処理率

前計画の目標値及び実績値は表 5.1.14 及び、図 5.1.10 に示すとおりです。令和6年度の生活排水処理率の目標値 94.8%に対し、実績は 96.2%と目標より 1.4%高い状況にあり、目標を達成しています。

表 5.1.14 生活排水処理率の実績と目標の比較

(単位：%)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
目標値	-	94.5	94.6	94.6	94.7	94.8
実績値	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	96.2

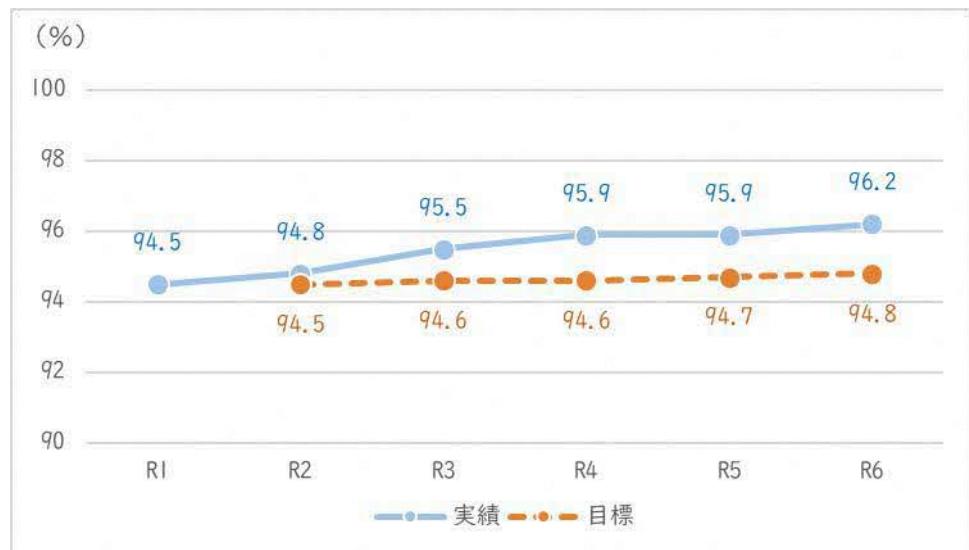


図 5.1.10 生活排水処理率の実績と目標の比較

2) 施策の取組状況

前計画では、基本方針1、基本方針2、基本方針3に基づき取り組むべき施策を掲げています。

基本方針1 生活排水処理の推進

基本方針2 市民・事業者・行政の協働

基本方針3 適正維持管理の推進

中間見直し以降の令和3年度から令和6年度の各年度における取組状況を以下に示します。

なお、取組の詳細は、「四街道市一般廃棄物処理基本計画 年次報告書」で毎年公表しています。

【点検・評価の方法】

◎	実施又は実施中(順調に進捗している)
○	実施又は実施中(改善の余地あり)
△	実施に向け準備中
□	調査検討中又は未実施

	R3	R4	R5	R6
基本方針1 生活排水処理の推進				
I-1 公共下水道の普及	-	-	-	-
(1)経済的助成制度	-	-	-	-
①公共下水道供用開始区域での早期接続を誘導するため、「四街道市水洗便所改造資金助成条例」の周知を働きかける	□	◎	◎	
(2)水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
①公共下水道の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	◎	◎	◎	
I-2 高度処理型合併処理浄化槽の普及	-	-	-	-
(3)経済的助成制度の周知	-	-	-	-
①公共下水道供用開始区域外での高度処理型合併処理浄化槽への転換設置を誘導するため、「四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金交付要綱」に基づき、転換設置者に対して経済的助成制度の活用を働きかける	○	◎	◎	
(4)水環境の保全意識の向上	-	-	-	-
①高度処理型合併処理浄化槽の普及が、水環境の改善及び保全に役立つことを、啓発活動をとおして呼びかける	◎	◎	◎	

	R3	R4	R5	R6
基本方針2 市民・事業者・行政の協働				
2-1市民の取組	-	-	-	-
(5)循環型社会のライフスタイルの転換	-	-	-	-
①大量消費、大量廃棄の生活スタイルから資源を大切にし、資源の循環に配慮した消費活動やライフスタイルへ転換し、水環境の保全に努める	○	◎	◎	
②家庭でできる身近な生活排水対策を実践し、環境負荷の軽減に努める	◎	◎	◎	
③水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力			◎	
(6)生活排水対策の実施	-	-	-	-
①公共下水道供用開始区域については下水道への早期接続、区域外については高度処理型合併処理浄化槽の設置等、適正な生活排水対策に努める	◎	◎	◎	
2-2事業者の取組	-	-	-	-
(7)自己処理の原則に基づく適正処理	-	-	-	-
①自己処理の原則に基づく、適正な排水処理及び環境負荷の低減	○	◎	◎	
(8)環境保全・資源保全意識の向上	-	-	-	-
①事業者として環境保全意識及び資源保全意識の向上	○	◎	◎	
②水環境の保全を目的とした地域の環境美化活動への協力	◎	◎	◎	
2-3行政の取組	-	-	-	-
(9)本計画での基本理念及び基本方針の周知	-	-	-	-
①生活排水処理の基本理念及び基本方針を市民、事業者に周知と行政の積極的行動	○	△	○	
②環境保全、生活排水処理に関する情報の提供	◎	◎	◎	
(10)計画達成のための施策等の決定	-	-	-	-
①各種施策の実施計画の策定及び予算の確保	○	◎	◎	

	R3	R4	R5	R6
基本方針 3 適正維持管理の推進				
3-1 適正な収集・運搬体制の維持	-	-	-	-
(11) 状況変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持	-	-	-	-
① し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した、適正な収集・運搬体制を維持	◎	◎	◎	
(12) 環境と安全に配慮した収集・運搬の実施	-	-	-	-
① 環境と安全に配慮した収集・運搬効率の向上	○	○	◎	
3-2 中間処理施設の適正管理	-	-	-	-
(13) 浄化槽の適正な維持管理の推進	-	-	-	-
① 法的に義務付けられている設置者の責務等について周知及び浄化槽の適正な維持管理の推進	◎	◎	◎	
(14) し尿・浄化槽汚泥の中間処理施設の適正な維持管理の推進	-	-	-	-
① 汚泥再生処理センターの適正な維持管理及び機能の保全	◎	◎	◎	
② 受入品質の変化に対応した適正処理（し尿の減少、浄化槽汚泥の增量に適正に対応）	◎	◎	◎	
(15) 公共広域下水道施設の適正な維持管理	-	-	-	-
① 公共広域下水道処理施設の適正な維持管理	◎	◎	◎	

(7) 生活排水処理の課題

I) 生活排水処理の推進

汲み取り便槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続の推進

◆現状

- 市内のし尿汲み取り人口は、令和元年度の3,393人(計画処理区域内人口に占める割合が3.6%)から令和6年度の2,443人(同2.5%)へと徐々に減少しています。(950人(同1.1ポイント)の減少)

◆課題

- 水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続の推進

◆現状

- 市内の単独処理浄化槽人口は、令和元年度の1,862人(計画処理区域内人口に占める割合が2.0%)から令和6年度の1,208人(同1.3%)へと徐々に減少しています。(654人(同0.7ポイント)の減少)

◆課題

- 水環境の保全の見地からも、更なる高度処理型合併処理浄化槽への転換、または公共下水道への接続が必要です。

健全な水循環の保全に配慮したライフスタイルへの転換

◆現状

- ・市内を流れる4河川 12地点について水質調査を実施していますが、BOD75%値(環境評価基準)は、鹿島川、手縫川、小名木雨水幹線、勝田川ともおおむね環境基準に適合しています。詳細は資料編「資料6 水質汚濁状況」に示しています。

◆課題

- ・現状の水環境を維持・保全していくために、適正な生活排水処理を継続していくことが必要です。また、市民一人ひとりが環境保全意識を持ち、水循環の保全に配慮したライフスタイルへ転換していくことが必要です。

2) 適正維持管理の推進

適正な生活排水処理施設の維持管理

◆現状

- ・本市のし尿・浄化槽汚泥は、印旛衛生施設管理組合の施設において広域で処理を行っています。印旛衛生施設管理組合の汚泥再生処理センターは、施設稼働から22年経過しています。汚泥再生処理センターの耐用年数は、一般的に20~30年程度とされており、老朽化が進んでいます。
- ・定期的な点検・修繕により下水道管の維持管理を図っているものの、経年劣化や損傷が見受けられる下水道管に関して、点検・調査から修繕・改築までの中長期的な計画が必要となります。

◆課題

- ・老朽化したし尿等処理施設について、計画的な設備改修等により、適正な施設の維持管理が必要です。
- ・今後、優先順位を設定し施設を計画的かつ効率的に管理するために、「下水道ストックマネジメント計画」が必要です。

5.2 生活排水処理基本計画

(1) 基本理念・基本方針

水環境を保全していくためには、し尿の処理を含めた生活排水処理の推進と、処理施設の適正な維持管理の推進が大切です。そのためには、市民・事業者・行政が協働してそれぞれの役割を分担して取り組むことが必要となります。

このことから、「水環境の保全に向けて～みんなで取り組む生活排水処理率100%～」を基本理念として掲げ、基本理念を達成するため「生活排水処理の推進」と「適正維持管理の推進」の2つの基本方針を定めます。

水環境の保全に向けて ～みんなで取り組む生活排水処理率100%～

基本方針1 生活排水処理の推進

基本方針2 適正処理の推進

(2) 目標

生活排水処理の向上を目指して、公共下水道への接続、高度処理型合併処理浄化槽への転換を図るものとし、生活排水処理率の目標は、表 5.2.1 のとおり設定します。

表 5.2.1 生活排水処理率の目標

	令和6年度 (実績)	令和12年度 (中間目標値)	令和17年度 (目標年度)
生活排水処理率	96.2%	97.8%	98.6%

目標の算出根拠

生活排水について、過去5年間の実績を基に将来推計を行いました。

本市の目標の設定方法を以下に示します。

①公共下水道接続人口

公共下水道処理率は令和元年度から令和5年度にかけて0.4%増加しています。今後も1年で0.1%ずつ公共下水道処理率が増加するものと仮定し、計画処理区域内人口に公共下水道処理率を乗じた人口とします。

②合併処理浄化槽人口

合併処理浄化槽人口は、公共下水道への接続人口、それ以外の区域での汲み取り便槽、単独処理浄化槽から転換した人口等により推計されます。

本計画では、合併処理浄化槽人口は、行政区域内人口から上記公共下水道への接続人口と、次に述べる単独処理浄化槽の予測人口、し尿汲み取りの予測人口を差し引いて求めた人口とします。

③単独処理浄化槽人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定して推計します。

④し尿汲み取り人口

過去の減少傾向から、計画期間内の0人達成は困難と考えられるため、これまでの減少傾向が将来においても続くと仮定して推計します。

⑤し尿・浄化槽汚泥量

し尿収集量、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽から排出される汚泥量は、令和3年度から令和5年度までの実績平均の原単位を用いて推計します。

(3) 計画実現への取組

各基本方針のもとで実施する各施策を以下のとおり示します。

基本理念

水環境の保全に向けて ～みんなで取り組む生活排水処理率100%～

基本方針1 生活排水処理の普及・推進

施策1.1 公共下水道の普及・促進

施策1.2 高度処理型合併処理浄化槽の普及・促進

施策1.3 生活排水対策の実施

基本方針2 適正処理の推進

施策2.1 適正な収集・運搬体制の維持

施策2.2 中間処理施設の維持管理

施策2.3 下水道設備の適正管理

施策2.4 災害対策

基本方針Ⅰ 生活排水処理の普及・推進

生活排水処理の適正処理を実施し、水環境の保全を推進するために、公共下水道への接続の啓発や高度処理型合併処理浄化槽の普及促進等を行います。

また、啓発活動を実施するとともに、浄化槽の適正な維持管理を徹底する等の対策を行い、生活排水適正処理の向上を目指します。



施策Ⅰ.1 公共下水道の普及・促進

四街道市

《主な取組み内容》

- 四街道市水洗便所改造資金助成条例の周知

施策Ⅰ.2 高度処理型合併処理浄化槽の普及・促進

四街道市

《主な取組み内容》

- 四街道市高度処理型合併処理浄化槽補助金の周知

施策Ⅰ.3 生活排水対策の実施

四街道市 市民 事業者

《主な取組み内容》

- 油や洗剤等の適正使用
- 生活排水対策の重要性についての周知・啓発活動の実施
- 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃、法定検査等）の徹底

基本方針2 適正処理の推進

環境と安全に配慮しながら、し尿及び浄化槽汚泥の適正な収集・運搬体制の維持や中間処理施設の適正な維持管理を行い、生活排水を適正に処理できる体制を確保します。

また、市民が安心して生活できるよう、公共下水道設備の計画的な更新等、適正管理を行います。



施策2.1 適正な収集・運搬体制の維持

四街道市

《主な取組み内容》

- し尿及び浄化槽汚泥の収集量の変化に対応した適正な収集・運搬体制の維持

施策2.2 中間処理施設の維持管理

四街道市

《主な取組み内容》

- 汚泥再生処理センターの適正な維持管理・施設改修
- 受入品質の変化に対応した適正処理の実施

施策2.3 下水道設備の適正管理の実施

四街道市

《主な取組み内容》

- ストックマネジメントによる計画的な設備の更新・改修
- 適正管理についての情報提供

施策2.4 災害対策

四街道市

《主な取組み内容》

- 「四街道市災害廃棄物処理計画」に基づく仮設トイレのし尿を衛生的に処理できる体制の整備

資料編

資料Ⅰ 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 47 年 3 月 24 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)その他別に定めるものほか、一般廃棄物等の収集、運搬及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 12 条例 51・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において「廃棄物」、「一般廃棄物」及び「産業廃棄物」とは、法第 2 条各項に掲げるものをいう。

(事業者の責務)

第 2 条の 2 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、原材料の合理的な使用及びその事業活動に伴つて生じた廃棄物の再生利用を図る等減量化に努めなければならない。

3 事業者は、廃棄物の処理施設を損壊するおそれのある包装品の容器類及びその処理を妨げるような誇大包装等の回避に努めるとともに、自ら下取りによる回収再生利用による販売を行う等、その廃棄物を少なくする措置を講じなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(清潔の保持)

第 2 条の 3 土地又は建物の占有者(占有者がない場合は管理者とする。以下同じ。)は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。

2 法第 16 条に規定する投棄禁止区域においては、土地又は建物の占有者は境界に板塀、有刺鉄線等で囲を設ける等みだりに廃棄物が捨てられないよう適正管理に努めなければならない。

(平 3 条例 24・一部改正)

(市民の協力義務)

第 2 条の 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内的一般廃棄物のうち生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するように努めると共に自ら処分することの困難な一般廃棄物については市長が定めた分別区分及び排出方法に従い、所定の場所に集める等市が行う一般廃棄物の収集運搬及び処理に協力しなければならない。

(昭 59 条例 15・平 31 条例 10・一部改正)

(再利用による減量)

第 2 条の 5 市長は、一般廃棄物のうち、再利用(廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。以下同じ。)できるもの(以下「資源物」という。)については、その再利用を促進し、一般廃棄物の減量に努めなければならない。

(平 17 条例 3・追加)

(資源物の所有権)

第 2 条の 6 第 2 条の 4 の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市長が指定する事業者以外の者は、資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(平 17 条例 3・追加)

(一般廃棄物処理計画の告示)

第 3 条 市が法第 6 条第 1 項の規定により定める一般廃棄物の処理計画は、市長が区域、種類及び収集処分の方法を定めて毎年度初めに告示する。

(平 3 条例 24・一部改正)

(一般廃棄物の処理基準)

第 4 条 法第 6 条第 1 項の区域内の土地又は建物の占有者(占有者がない場合は管理者とする。以下同じ。)が、その土地又は建物内的一般廃棄物を自ら処理するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第 3 条の基準に準じて処理しなければならない。

(多量排出の範囲)

第5条 法第6条の2第5項の規定により運搬すべき場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。

常時の場合 1日平均排出量 100kg 以上

臨時の場合 一時的排出量 300kg 以上

2 市長は、一般廃棄物について事業者に自らの責任において処理させが必要と認めた場合は、その処理をさせることができる。

(平9条例5・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(特定家庭用機器廃棄物処理手数料)

第6条の2 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下「再商品化法」という。)第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第3のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(指定一般廃棄物処理手数料)

第6条の3 法第6条の3第1項の規定により指定された一般廃棄物(以下「指定一般廃棄物」という。)の収集、運搬及び処分についての手数料は、別表第4のとおりとする。

(平12条例51・追加、平31条例10・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物の種類)

第7条 法第11条第2項の規定により、市が一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物は、固形状のもので一般廃棄物と併せて処理することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障のない量のものとし、市長がその都度指示するものとする。

2 前項の廃棄物については自ら運搬し、かつ、所定の場所に搬入しなければならない。

(平3条例24・平24条例42・一部改正)

(産業廃棄物の処理費用)

第8条 前条の規定による産業廃棄物の処理に要する費用は、別表第5のとおりとする。

(平12条例51・平31条例10・一部改正)

(手数料及び費用の減免)

第9条 市長は、天災その他の事情によりやむを得ないと認める者に対して、第6条及び第8条の規定による手数料及び費用を減免することができる。

(一般廃棄物処理業許可申請)

第10条 法第7条に規定する一般廃棄物処理を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出して許可を受けなければならない。

(平3条例24・一部改正)

(浄化槽清掃業許可申請)

第11条 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条に規定するし尿浄化槽清掃を業として行おうとする者又は継続してその業を行おうとする者は、規則で定める申請を市長に提出し、許可を受けなければならない。

(昭60条例31・平3条例24・一部改正)

(一般廃棄物処理業許可証の交付及び許可申請手数料)

第12条 第10条及び第11条の申請に対し市長が適当と認め、法第7条第1項及び浄化槽法第35条第1項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。

2 前項の許可証の有効期間は、2年とする。

3 許可業者は第1項の許可証を亡失し、又はき損したときは、その再交付を30日以内に受けなければならない。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請するときに納入しなければならない。

(1) 一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者 10,000円

(2) 浄化槽清掃業の許可を受けようとする者 10,000円

(3) 許可証の再交付を受けようとする者 5,000円

(昭60条例31・平9条例5・平10条例8・一部改正)

(営業の休止及び廃止)

第13条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その営業の全部又は一部を休止及び廃止しようとするときは、30日前までに届け出なければならない。

(昭60条例31・一部改正)

(許可業者の遵守事項)

第 14 条 一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者は、その許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
(昭 60 条例 31・一部改正)

(環境指導員)

第 15 条 本市に生活環境保全のため、清掃思想の普及向上、処理業者の指導、立入検査等を行う環境指導員を置くことができる。

2 環境指導員は市職員であつて環境衛生業務に相当の経験を有する者又は適格と認められる者を市長が任命する。

3 前項の指導員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人から求められたときは、これを提示しなければならない。

(昭 59 条例 15・旧第 16 条繰上、平 3 条例 24・一部改正)

(行政処分)

第 16 条 第 10 条及び第 11 条の申請事項に違反した場合において警告を発したにもかかわらず、なお継続して違反行為を行つた者に対しては、市長は期間を定めてその業務の停止又は第 12 条の規定による許可を取り消すことができる。

(昭 59 条例 15・旧第 17 条繰上)

(技術管理者の資格)

第 17 条 法第 21 条第 3 項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)第 2 条第 1 項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。)

(2) 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(3) 2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者

(4) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処

理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 学校教育法による大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(6) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(9) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(10) 10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(平 24 条例 42・追加)

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 59 条例 15・旧第 18 条繰上、平 9 条例 5・一部改正、平 24 条例 42・旧第 17 条繰下)

附則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行前に改正前の四街道町清掃条例の規定によつてした処分、手続きその他の行為は、改正後の四街道町廃棄物の処理及び清掃に関する条例中に、これに相当する規定があるときは、改正後の同条例によつしたものとみなす。

附則(昭和49年条例第11号)

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附則(昭和50年条例第45号)

この条例は、昭和51年1月1日から施行する。

附則(昭和56年条例第8号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附則(昭和59年条例第15号)

この条例は、昭和59年7月1日から施行する。

附則(昭和60年条例第31号)

この条例は、昭和60年10月1日から施行する。

附則(平成元年条例第31号)

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附則(平成3年条例第24号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附則(平成9年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成10年条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成10年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(以下「改正後の条例」という。)

別表第1及び別表第2の規定は、平成10年10月1日

以後の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用について適用し、同日前の収集、運搬及び処分に係る手数料又は費用については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1のその他の一般廃棄物(粗大ごみ)で市が収集運搬した場合の手数料は、平成10年10月1日以後に市が収集運搬の依頼を受け、これを行つた場合について適用する。

附則(平成12年条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料について適用し、同日前の申請並びに収集、運搬及び処分に係る手数料については、なお従前の例による。

附則(平成17年条例第3号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附則(平成18年条例第10号)

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

附則(平成24年条例第11号)

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

附則(平成24年条例第42号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

附則(平成31年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成32年9月1日から施行する。ただし、第2条の4の改正規定は、平成31年4月1日から、別表第2の改正規定(「第4条」を「第3条」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附則(令和5年条例第6号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第6条)

(平31条例10・追加、令5条例6・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
可燃ごみ	市長が指定する袋(以下「指定ごみ袋」という。)	容量が 45 リットル相当のもの1枚につき 54 円 容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36 円 容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24 円 容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12 円 容量が 5 リットル相当のもの1枚につき 6 円
不燃ごみ	指定ごみ袋	容量が 30 リットル相当のもの1枚につき 36 円 容量が 20 リットル相当のもの1枚につき 24 円 容量が 10 リットル相当のもの1枚につき 12 円

別表第 2(第 6 条)

(平 3 条例 24・全改、平 9 条例 5・平 10 条例 8・平 12 条例 51・平 18 条例 10・平 24 条例 11・一部改正、平 31 条例 10・旧別表第 1 線下)

種別	取扱区分	手数料
犬、ねこ等の死体	自ら市の施設に搬入した場合	頭につき 1,050 円
	市が収集運搬した場合	1 頭につき 2,100 円
その他の一般廃棄物	一般家庭から排出される粗大ごみで市が収集運搬した場合	1 回につき 800 円に品目別に規則で定める額を加算した額
	一般家庭から排出されるごみで自ら市の施設に搬入した	1 回につき 10kg までごとに 200 円

	場合	
	事業所から排出されるごみで市の施設に搬入した場合	1 回につき 10kg までごとに 300 円

別表第 3(第 6 条の 2)

(平 12 条例 51・追加、平 31 条例 10・旧別表第 2 線下・一部改正)

種別	取扱区分	手数料
特定家庭用機器	再商品化法第43条に定める特定家庭用機器廃棄物管理票(家電リサイクル券)を添付したものを自ら市の施設に搬入した場合	規則で定める額
特定家庭用機器	市が収集運搬した場合	一回につき 800 円に品目別に規則で定める額を加算した額

別表第 4(第 6 条の 3)

(平 12 条例 51・追加、平 31 条例 10・旧別表第 3 繰下)

種別	取扱区分	手数料
指定一般 廃棄物	市が収集運 搬した場合	一回につき 800 円に品 目別に規則で定める額 を加算した額
	一般家庭か ら排出され るごみで自 ら市の施設 に搬入した 場合	規則で定める額

別表第 5(第 8 条)

(平 3 条例 24・全改、平 10 条例 8・一部改正、平 12 条
例 51・旧別表第 2 繰下・一部改正、平 18 条例 10・平
24 条例 11・一部改正、平 31 条例 10・旧別表第 4 繰下)

取扱区分	費用
第 7 条第 1 項の規定に より市長が指示した産 業廃棄物を市の施設へ 搬入した場合	1 回につき 10kg までご とに 350 円

資料2 関連計画

1) 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月閣議決定）

循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。同法の中で、本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされており、令和6年8月に第五次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定されました。

循環経済への移行は、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止等の環境面の課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障といった社会課題の同時解決にもつながるものであり、国家戦略として取り組むべき重要な政策課題です。

こうした観点から、本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として以下の5つを掲げています。

- ①循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- ②資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- ④資源循環・廃棄物管理基盤の強靭化と着実な適正処理・環境再生の実行
- ⑤適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

2) 廃棄物処理基本方針（令和7年2月改定）

国においては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号、令和5年改正）において、減量化目標値を以下の通り設定しています。

令和12年度目標値	
排 出 量	約9%削減（R4比）
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量*	478g/人・日
再 生 利 用 率	約26%
最 終 处 分 量	約5%削減（R4比）

*家庭排出ごみ=生活系ごみ-集団回収量-資源ごみ

3) 第10次千葉県廃棄物処理計画

千葉県では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）」に基づき、廃棄物処理計画を策定し、廃棄物の減量化や資源化を進めてきており、持続可能な循環型社会の構築に向け、令和3年度から7年度までを計画期間とする「第10次千葉県廃棄物処理計画」を令和3年3月に策定しました。

①計画について

廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5の規定により、都道府県が策定する法定計画で、県内の廃棄物に関する施策の基本方針を示すものです。

また、今回策定した計画では、新たに、食品ロスの削減を推進するため、食品ロスの削減の推進に関する法律第12条に基づく千葉県食品ロス削減推進計画としても位置付けています。さらに、ごみ処理の広域化やごみ処理施設の集約化を促進するため、千葉県ごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化計画としても位置付けています。

②計画期間

令和3年度から令和7年度まで

③基本方針

- みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築
- 多様化する新たな課題への対応
- 県民の安全・安心の確保に向けた体制強化

④計画目標

	基準年度（平成30年度）	目標年度（令和7年度）
排出量（万トン）	206	183以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（グラム）	507	440以下
出口側の循環利用率（%）	22.4	30以上
最終処分量（万トン）	14.3	12以下

⑤展開する施策

- 3Rの推進
- 適正処理の推進
- 適正処理体制の整備
- 万全な災害廃棄物処理体制の構築

4) 四街道市総合計画

四街道市では、市政における最上位の計画として、総合計画を定め、諸政策の推進を図ってきました。

令和6年に策定した総合計画（HAPPY SMILE PLAN - 笑顔と笑顔をつなぐ街 四街道 -）では、四街道の歴史と文化を継承しながら“四街道らしさ”をさらに磨き上げ、持続可能なまちづくりをより前に進めるため、四街道の地名発祥の地である四街道十字路になぞらえて、新たなまちづくりの方向性を「幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -」と定めました。

「幸せつなぐ 未来への道しるべ」とは、現役世代をはじめ、子どもから高齢者まで、さまざまな年代や立場からみたそれぞれが想う幸せな未来へとつなぐため、4つのまちづくりの道を設定し、行政のほか、市民や地域の団体、事業者など、四街道のまちづくりに関わる全ての人たちが手を携えながら、未来に向けたまちづくりを進めます。

概要	
計画期間	基本構想：令和6年度～令和25年度 基本計画（第1期）：令和6年度～令和10年度
まちづくりの方向性	「幸せつなぐ 未来への道しるべ - Yotsukaido Happy Road -」
重点プロジェクト	<ul style="list-style-type: none">● 未来を応援する道● ふるさとを誇れる道● こどもがまんなかの道● 人によりそうやさしい道
関連政策	<p>政策12 地球にやさしい地域社会を構築する 成果指標：1人1日当たりのごみ排出量 現状値（令和4年度実績）765グラム 目標値（令和10年度）755グラム以下</p> <p>施策12-3 循環型社会の推進</p> <ul style="list-style-type: none">● ごみ処理に伴う環境への負荷低減のため、ごみの減量化やリサイクルに関するイベント・講座を開催するなど、市民や事業者の4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識の啓発を図ります。● 環境に配慮したクリーンセンターの安全で安定した運営やごみの適正処理に取り組みます。● 安定的なごみ処理を実現するためのごみ処理施設の早期整備を図ります。● ごみ処理施設整備を契機とした地域振興を実施します。

資料3 計画人口

「四街道市人口ビジョン」における推計をもとに、令和元年度から令和6年度の人口実績（住民基本台帳）を用いて、以下の通り将来人口を推計しました。

また、「四街道市人口ビジョン」では図3.2に示すとおり、高齢者人口の推計がなされており、令和37年度をピークに高齢化率が上昇する予測となっています。

表3.1 本計画における将来人口

(単位：人)

	実績	将来人口
R1	94,845	
R2	95,149	
R3	95,691	
R4	96,161	
R5	96,390	
R6	96,375	
R7		96,375
R8		95,951
R9		95,527
R10		95,103
R11		94,679
R12	-	94,255
R13		94,000
R14		93,746
R15		93,491
R16		93,237
R17		92,982

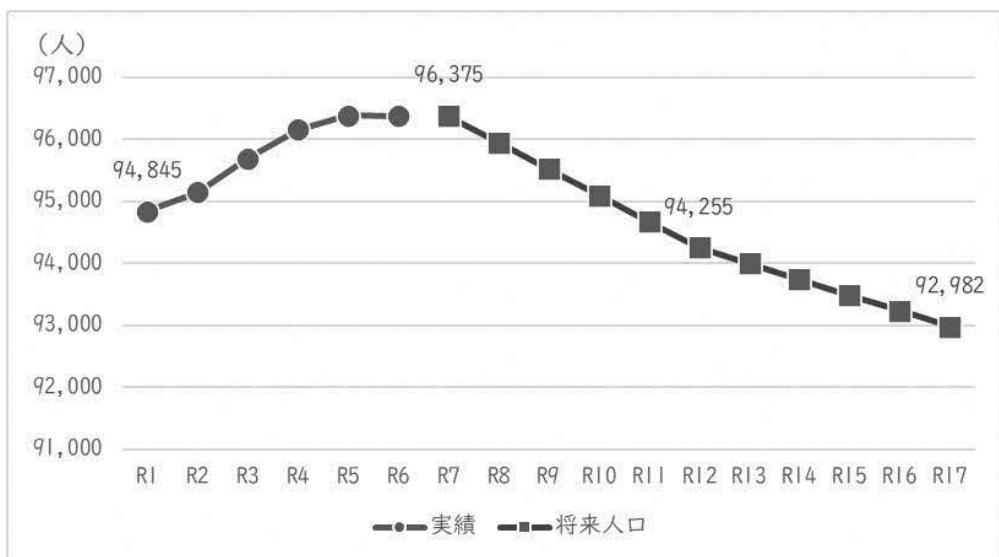


図3.1 本計画における将来人口

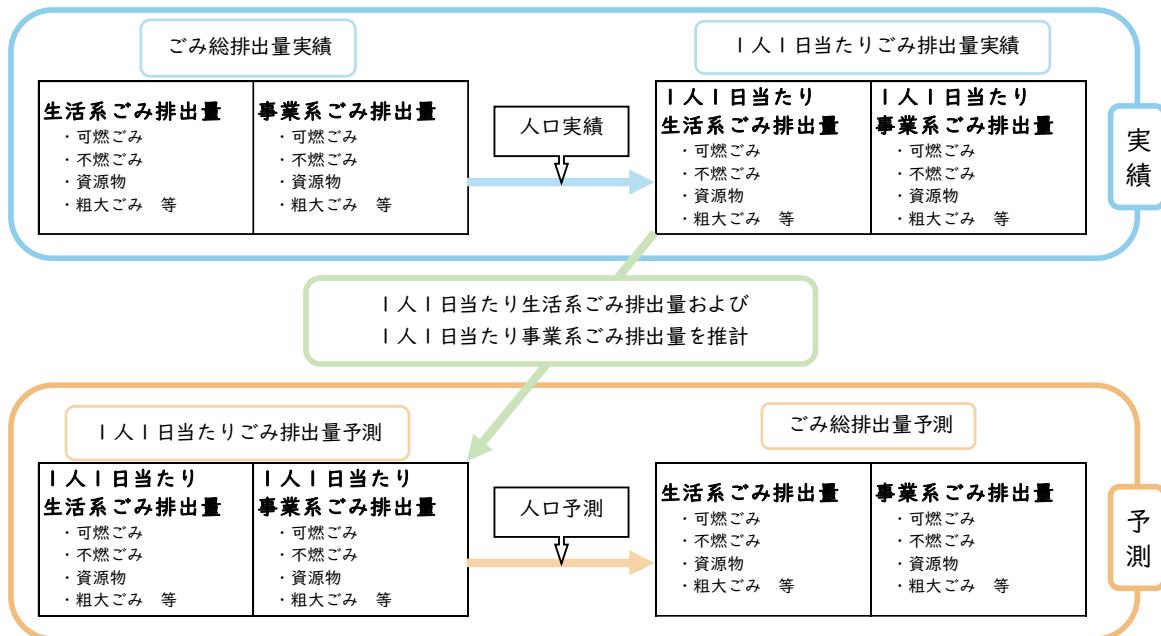


(資料：四街道市人口ビジョン 令和7年3月)

図 3.2 高齢者人口の推計

資料4 ごみ排出量の予測方法

ごみ排出量について、「一般廃棄物処理基本計画策定指針」に基づいて、過去5年間の実績とともに将来推計を行いました。ごみ排出量の将来予測の考え方を以下に示します。



5つの推計式によって5通りの予測値を算出し、このうち過去の実績をできるだけ良好に再現し、将来におけるトレンドの動きが理論的矛盾をきたさないこと等を考慮して、最も妥当と判断されるものを採用します。実績傾向を良好に反映した予測結果が得られない場合は、近年の実績を参考に予測値を決定し、将来推計値（以下、「単純推計」という。）を設定します。

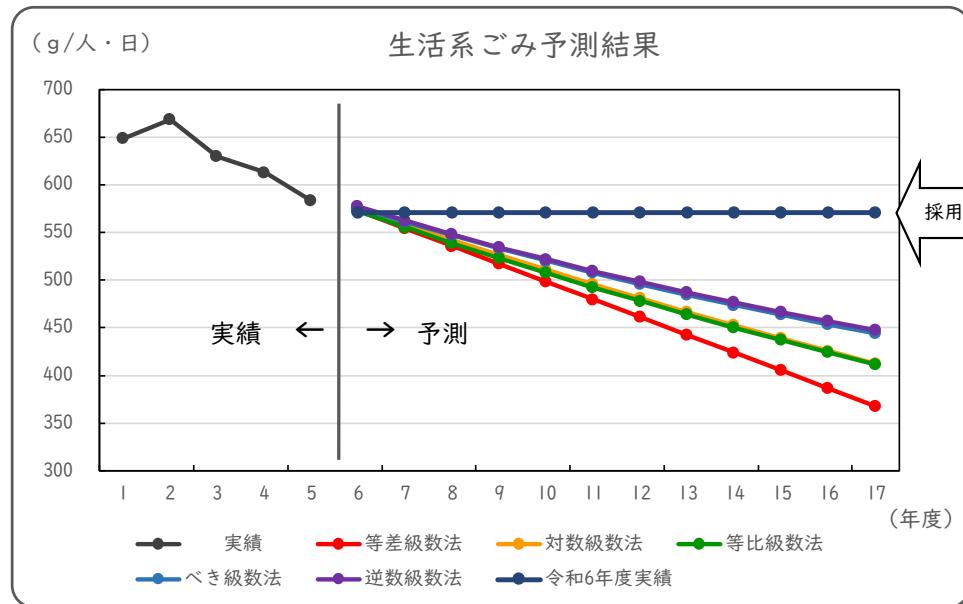
名称	推計式	備考
等差級数法	$Y = a + bx$	
対数級数法	$Y = a + b \times \ln x$	Y ：推計値 a 、 b ：係数
等比級数法	$Y = a \times e^{bx}$	\ln 、 e ：自然対数、逆対数
べき級数法	$Y = a \times x^b$	x ：年度
逆数級数法	$Y = a + b \div x$	

資料5 ごみ排出量の予測結果

I) 生活系ごみ

(単位: g/人・日)

年度	実績	年度	予測結果					
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法	令和6年度実績
1	648.40	6	572.66	574.92	572.09	576.45	577.09	570.68
2	668.48	7	554.04	558.21	555.18	561.19	562.14	570.68
3	629.74	8	535.43	541.96	538.77	546.73	547.97	570.68
4	612.84	9	516.81	526.12	522.85	533.00	534.52	570.68
5	583.13	10	498.19	510.69	507.39	519.95	521.75	570.68
		11	479.57	495.63	492.40	507.53	509.60	570.68
		12	460.95	480.94	477.85	495.70	498.03	570.68
		13	442.34	466.60	463.72	484.41	487.00	570.68
		14	423.72	452.59	450.02	473.63	476.47	570.68
		15	405.10	438.89	436.72	463.33	466.40	570.68
		16	386.48	425.49	423.81	453.46	456.78	570.68
		17	367.86	412.38	411.29	444.01	447.56	570.68
式	$y=ax+b$	$y=a\ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})^b$	$y=(x^a)^b$	$y=(a/x)+b$			
a=	-18.618	-609.614	-0.03	-0.979	19924.375			
b=	1242.91	2759.48	1684.61	19247.8	23.64			
r=	-0.898	-0.892	-0.901	-0.895	0.886			
$r^2=$	0.806	0.796	0.812	0.801	0.784			
採否								採用



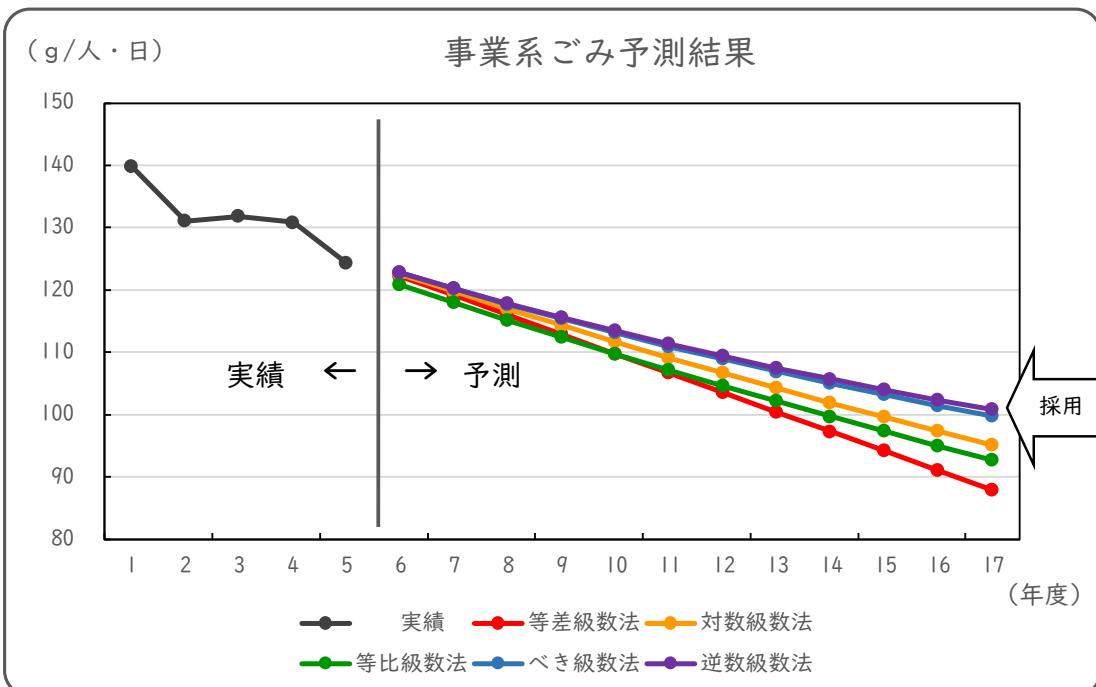
【採用理由】

いずれにおいても比較的相関性が高いが、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度にかけての減少率が今後も継続していくことは現実的でないことから、令和6年度実績を採用した。

2) 事業系ごみ

(単位: g/人・日)

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	139.72	6	122.21	122.51	120.80	122.80	122.81
2	131.07	7	119.09	119.70	117.93	120.20	120.27
3	131.85	8	115.98	116.96	115.14	117.73	117.86
4	130.94	9	112.86	114.29	112.41	115.37	115.58
5	124.27	10	109.75	111.68	109.74	113.12	113.41
		11	106.64	109.15	107.14	110.96	111.34
		12	103.52	106.67	104.60	108.90	109.37
		13	100.41	104.25	102.12	106.92	107.50
		14	97.29	101.89	99.70	105.02	105.71
		15	94.18	99.58	97.33	103.20	104.00
		16	91.07	97.32	95.02	101.45	102.36
		17	87.95	95.11	92.77	99.76	100.80
式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y=(e^{(ax)})*b$	$y=(x^a)*b$	$y=(a/x)+b$		
a=	-3.114	-102.759	-0.024	-0.779	3385.827		
b=	234.31	490.75	286.61	2002.36	28.76		
r=	-0.897	-0.898	-0.898	-0.899	0.899		
$r^2=$	0.804	0.806	0.806	0.808	0.808		
採否						採用	



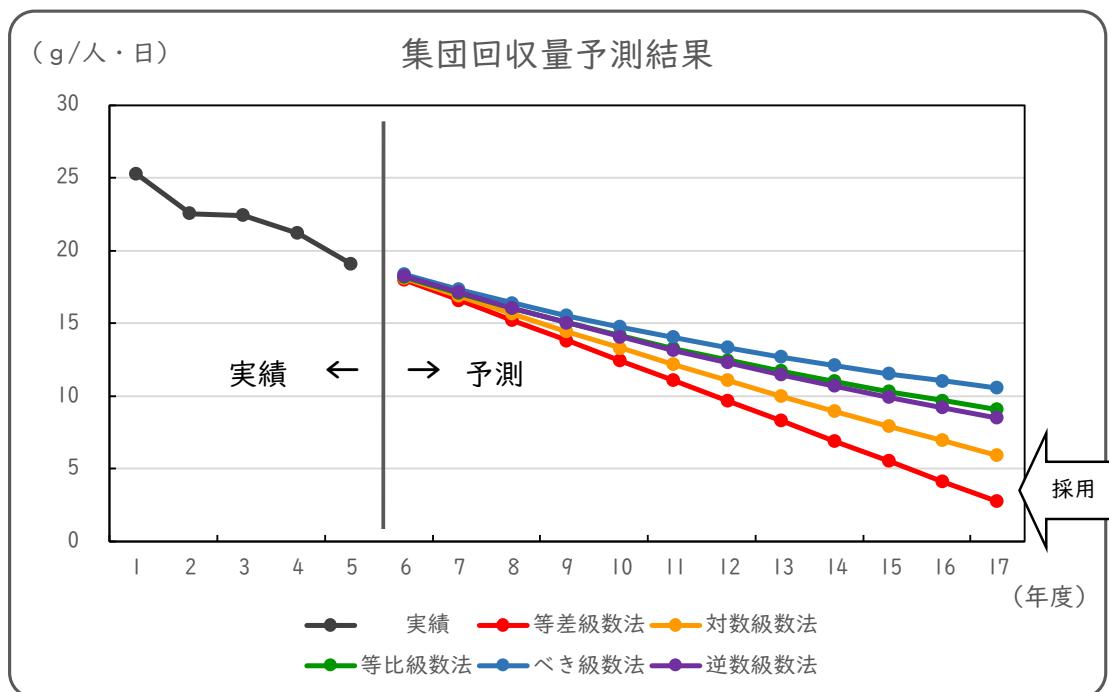
【採用理由】

相関性の高いべき級数法、逆数級数法のうち、減少率の低い逆数級数法を採用した。

3) 集団回収量

(単位: g/人・日)

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	25.26	6	17.94	18.08	18.16	18.31	18.22
2	22.55	7	16.56	16.83	17.05	17.30	17.09
3	22.42	8	15.18	15.62	16.01	16.37	16.03
4	21.20	9	13.79	14.43	15.03	15.51	15.02
5	19.02	10	12.41	13.28	14.12	14.72	14.05
		11	11.03	12.16	13.25	13.99	13.14
		12	9.64	11.06	12.44	13.31	12.27
		13	8.26	9.98	11.68	12.67	11.44
		14	6.88	8.94	10.97	12.08	10.65
		15	5.50	7.91	10.30	11.53	9.89
		16	4.11	6.91	9.67	11.02	9.16
		17	2.73	5.93	9.08	10.54	8.47
式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})*b$	$y= (x^a)*b$	$y= (a/x)+b$		
a=	-1.383	-45.58	-0.063	-2.072	1499.779		
b=	67.73	181.42	175.43	30720.75	-23.44		
r=	-0.964	-0.964	-0.964	-0.963	0.963		
$r^2=$	0.929	0.929	0.929	0.927	0.928		
採否	採用						



【採用理由】

近年は全国的にみても集団回収量が減少していること、相関性が最も高いことから等差級数法を採用した。

4) ごみ排出量 (単純推計)

	単位	実績						予測										備考		
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,375	95,951	95,527	95,103	94,679	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	a : 将来人口	
生活系ごみ	t/年	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701	20,658	20,520	20,437	20,241	20,104	19,966	19,919	19,763	19,664	19,562	19,515	b : e~l合計	
(家庭系ごみ)	t/年	19,120	19,596	18,528	18,102	17,318	16,911	16,902	16,829	16,801	16,679	16,606	16,530	16,531	16,441	16,398	16,353	c : b-d		
(資源物)	t/年	4,265	4,403	4,250	4,152	3,925	3,790	3,756	3,691	3,636	3,562	3,498	3,436	3,388	3,322	3,266	3,209	3,162	d : i+j+k+l	
可燃	t/年	16,213	16,432	15,610	15,300	14,669	14,483	14,353	14,290	14,266	14,164	14,101	14,037	14,038	13,962	13,924	13,886	e : ai×a×u÷1000000		
プラスチック・ビニール類	t/年	1,575	1,639	1,608	1,560	1,481	1,461	1,465	1,459	1,457	1,446	1,440	1,433	1,433	1,425	1,422	1,418	f : aj×a×u÷1000000		
不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	582	580	579	574	572	569	569	566	565	563	g : ak×a×u÷1000000		
粗大	t/年	669	756	624	595	564	395	502	500	499	495	493	491	491	488	487	486	h : al×a×u÷1000000		
資源物	t/年	3,356	3,587	3,438	3,380	3,227	3,135	3,152	3,138	3,133	3,110	3,096	3,083	3,083	3,066	3,058	3,049	3,049	i : am×a×u÷1000000	
有害ごみ	t/年	32	33	29	27	26	28	20	20	20	20	20	20	20	20	19	19	j : an×a×u÷1000000		
搬点回収	t/年	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	k : ao×a×u÷1000000		
集団回収	t/年	877	783	783	744	671	626	583	532	482	431	381	332	284	235	188	140	93	l : ap×a×u÷1000000	
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,231	4,128	4,041	3,937	3,848	3,763	3,698	3,617	3,549	3,483	3,430	m : n-q合計	
可燃	t/年	4,844	4,544	4,601	4,592	4,383	4,518	4,231	4,128	4,041	3,937	3,848	3,763	3,698	3,617	3,549	3,483	3,430	n : ar×a×u÷1000000	
プラスチック・ビニール類	t/年	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o : as×a×u÷1000000		
粗大	t/年	0	2	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	p : at×a×u÷1000000		
資源物	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	q : au×a×u÷1000000		
災害廃棄物	t/年	324	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
年間量	生活系ごみ	t/年	23,385	23,999	22,778	22,254	21,243	20,701	20,658	20,520	20,437	20,241	20,104	19,966	19,919	19,763	19,664	19,562	19,515	r : b
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,231	4,128	4,041	3,937	3,848	3,763	3,698	3,617	3,549	3,483	3,430	s : m	
合計	t/年	28,235	28,551	27,383	26,850	25,627	25,221	24,889	24,648	24,478	24,178	23,952	23,729	23,617	23,380	23,213	23,045	22,945	t : b+m	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	366	365	365	365	365	365	365	365	365	u : 年間日数		

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
家庭系不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	582	580	579	574	572	569	566	565	563	563	v : g	
委託	t/年	657	757	680	639	603	572	579	577	576	571	569	566	563	562	560	560	w : v×過去3年間平均割合	
家庭系直搬	t/年	2	8	5	5	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	x : v×過去3年間平均割合	
不法投棄	t/年	4	4	1	3	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	y : v×過去3年間平均割合	
資源ごみ	t/年	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	3,135	3,152	3,138	3,133	3,110	3,096	3,083	3,083	3,066	3,058	3,049	3,049	z : i+q
委託	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,146	3,132	3,127	3,104	3,090	3,077	3,077	3,060	3,052	3,043	3,043	aa : z×過去3年間平均割合
事業	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ab : z×過去3年間平均割合	
家庭系直搬	t/年	18	58	5	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	ac : z×過去3年間平均割合	

	単位	実績						予測										備考	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,375	95,951	95,527	95,103	94,679	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	ad : a
生活系ごみ	g/人・日	673.66	691.03	652.16	634.04	602.15	588.48	587.26	585.92	584.53	583.10	581.75	580.36	578.97	577.57	576.25	574.82	573.44	ae : af+aq
生活系ごみ (集団回収除く)	g/人・日	648.40	668.48	629.74	612.84	583.13	570.68	570.68	570.68										

	単位	実績						予測												備考
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
焼却施設	焼却処理対象	t/年	21,635	21,459	20,582	20,117	19,299	19,085	19,006	18,838	18,726	18,518	18,363	18,213	18,149	17,989	17,883	17,778	17,725	ay : az~be合計
	可燃(草木類除く) *	t/年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	18,752	18,584	18,418	18,307	18,101	17,949	17,800	17,736	17,579	17,473	17,369	17,316	az : e+n
	家庭系直接搬入	t/年	6	12	6	8	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	ba : x+y
	可燃残渣(粗大ごみ)	t/年	413	441	367	364	354	190	287	286	285	283	282	281	279	279	278	278	bb : bo	
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	138	106	98	90	90	91	90	90	90	89	89	88	88	88	88	bc : bp	
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	bd : cj
	災害廃棄物	t/年	237	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	be	
	資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	214	213	212	211	210	209	208	208	208	207	206	bf : bg~bi合計
	チップ	t/年	57	33	41	75	75	76	75	75	74	73	73	73	72	72	71	71	bg : ay×過去3年間平均割合	
	鉄	t/年	70	66	50	47	42	42	38	38	37	37	37	36	36	36	36	35	bh : ay×過去3年間平均割合	
	灰溶融処理	t/年	-	-	-	-	288	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	bi : 各年度100t	
	最終処分量	t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,649	1,633	1,623	1,604	1,589	1,576	1,570	1,555	1,545	1,536	1,531	bj : ay×過去3年間平均割合-bi
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	t/年	2,268	2,461	2,242	2,164	2,051	1,863	1,973	1,965	1,962	1,947	1,939	1,930	1,930	1,919	1,915	1,910	1,910	bk : bl~bn合計
	粗大ごみ	t/年	669	758	627	597	565	397	502	500	499	495	493	491	491	488	487	486	486	bl : h+p
	プラスチック・ビニール類	t/年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461	1,465	1,459	1,457	1,446	1,440	1,433	1,433	1,425	1,422	1,418	1,418	bm : f+o
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t/年	21	61	7	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	bn : ab+ac
	外部焼却	t/年	451	615	601	573	561	561	552	550	549	545	543	540	540	537	536	535	535	bo : bm×過去3年間平均割合
	可燃残渣(粗大)	t/年	413	441	367	364	354	190	287	286	285	283	282	281	279	279	278	278	bp : bl×過去3年間平均割合	
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	141	106	98	90	90	91	90	90	89	89	88	88	88	88	88	bq : bm×過去3年間平均割合	
	資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,053	1,048	1,047	1,039	1,035	1,030	1,030	1,024	1,021	1,019	1,019	br : bs~bv合計
	粗大から	t/年	284	317	259	233	211	207	215	214	214	212	211	210	210	209	208	208	208	bs : bl×過去3年間平均割合
	プラ・ビニから	t/年	9	6	4	4	5	5	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	bt : bm×過去3年間平均割合	
資源ごみ(委託選別)	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)から	t/年	19	61	5	7	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	bu : bn×過去3年間平均割合	
	容り協	t/年	961	880	897	885	825	833	828	824	823	817	814	810	810	805	803	801	801	bv : bm×過去3年間平均割合
	最終処分量	t/年	46	57	55	53	53	59	53	53	53	53	52	52	52	52	52	52	bw : bk×過去3年間平均割合	
	資源ごみ(委託選別)	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,146	3,132	3,127	3,104	3,090	3,077	3,077	3,060	3,052	3,043	3,043	bx : aa
	資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,058	3,045	3,039	3,017	3,003	2,991	2,991	2,974	2,965	2,958	2,958	by : bz~ch合計
	カレット・ピン	t/年	581	608	599	607	551	513	541	539	538	534	531	529	529	526	525	523	523	bz : bx×過去3年間平均割合
	鉄	t/年	92	101	91	80	79	76	76	75	75	74	74	74	74	73	73	73	73	ca : bx×過去3年間平均割合
	アルミ	t/年	155	168	167	161	151	145	148	147	147	146	145	145	145	144	143	143	143	cb : bx×過去3年間平均割合
	段ボール	t/年	647	755	779	762	732	718	717	714	713	708	705	702	702	698	696	694	694	cc : bx×過去3年間平均割合
	古紙	t/年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023	989	997	993	991	984	980	975	975	970	967	965	965	cd : bx×過去3年間平均割合
(不燃ごみ選別)	ウエス	t/年	249	254	283	277	258	258	258	257	256	255	253	252	252	251	250	250	250	ce : bx×過去3年間平均割合
	ペットボトル	t/年	298	307	322	312	318	326	308	307	306	304	303	302	302	300	299	298	298	cf : bx×過去3年間平均割合
	廃食用油	t/年	0	13	12	12	13	10	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	cg : bx×過去3年間平均割合	
	その他	t/年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ch : bx×過去3年間平均割合	
	最終処分量	t/年	109	132	101	96	97	95	88	87	88	87	87	86	86	86	87	85	ci : bx-by	
	不燃ごみ(委託選別処理)	t/年	657	757	680	639	603	572	579	577	576	571	569	566	566	563	562	560	560	cj : w
	返却焼却	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	ck : cj×過去3年間平均割合
	資源化量	t/年	49	62	54	43	38	45	37	37	37	37	36	36	36	36	36	36	36	cl : cm
	小型家電	t/年																		

5) ごみ排出量 (目標値)

	単位	実績						予測										備考	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,375	95,951	95,527	95,103	94,679	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	a : 将来人口
生活系ごみ	t/年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	20,701	20,537	20,429	20,208	20,046	19,883	19,854	19,715	19,631	19,547	19,517	b : e～l合計	
(家庭系ごみ)	t/年	19,120	19,596	18,527	18,102	17,318	16,911	16,902	16,703	16,549	16,305	16,109	15,912	15,831	15,664	15,542	15,418	15,340	c : b-d
(資源物)	t/年	4,266	4,403	4,250	4,152	3,925	3,799	3,834	3,880	3,903	3,937	3,971	4,023	4,051	4,089	4,129	4,177	d : i+j+k+l	
可燃	t/年	16,213	16,432	15,610	15,300	14,669	14,483	14,353	14,035	13,739	13,391	13,066	12,761	12,558	12,271	12,037	11,787	11,592	e : ai×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	1,575	1,639	1,608	1,560	1,481	1,461	1,465	1,588	1,732	1,845	1,978	2,091	2,213	2,339	2,453	2,582	2,699	f : aj×a×u÷1000000
不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	582	580	579	574	572	569	566	565	563	563	563	g : ak×a×u÷1000000
粗大	t/年	669	756	623	595	564	395	502	500	499	495	493	491	488	487	486	486	486	h : al×a×u÷1000000
資源物	t/年	3,356	3,587	3,438	3,380	3,227	3,135	3,152	3,221	3,299	3,357	3,424	3,491	3,573	3,634	3,705	3,776	3,854	i : am×a×u÷1000000
有害ごみ	t/年	32	33	29	27	26	28	20	20	20	20	20	20	20	19	19	19	j : an×a×u÷1000000	
搬点回収	t/年	l	0	0	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	k : ao×a×u÷1000000	
集團回収	t/年	877	783	783	744	671	626	626	592	560	525	492	459	429	396	364	333	303	l : ap×a×u÷1000000
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,231	4,114	4,014	3,897	3,795	3,697	3,633	3,552	3,484	3,419	3,366	m : n～q合計
可燃	t/年	4,844	4,544	4,601	4,592	4,383	4,518	4,231	4,114	4,014	3,897	3,795	3,697	3,633	3,552	3,484	3,419	3,366	n : ar×a×u÷1000000
プラスチック・ビニール類	t/年	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	o : as×a×u÷1000000	
粗大	t/年	0	2	2	2	l	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	p : at×a×u÷1000000	
資源物	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	q : au×a×u÷1000000	
災害廃棄物	t/年	324	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
年間量	生活系ごみ	t/年	23,386	23,999	22,777	22,254	21,243	20,701	20,537	20,429	20,208	20,046	19,883	19,854	19,715	19,631	19,547	19,517	r : b
事業系ごみ	t/年	4,850	4,552	4,605	4,596	4,384	4,520	4,231	4,114	4,014	3,897	3,795	3,697	3,633	3,552	3,484	3,419	3,366	s : m
合計	t/年	28,236	28,551	27,382	26,850	25,627	25,221	24,932	24,651	24,443	24,105	23,841	23,580	23,487	23,267	23,115	22,966	22,883	t : b+m
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	366	365	366	365	366	365	366	365	366	u : 年間日数	

	単位	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
家庭系不燃	t/年	663	769	686	647	604	572	582	580	579	574	572	569	569	566	565	563	563	v : g
委託	t/年	657	757	680	639	603	572	579	577	576	571	569	566	563	562	560	560	w : v×過去3年間平均割合	
家庭系直搬	t/年	2	8	5	5	l	l	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	x : v×過去3年間平均割合	
不法投棄	t/年	4	4	l	3	0	0	l	l	l	l	l	l	l	l	l	l	y : v×過去3年間平均割合	
資源ごみ	t/年	3,359	3,590	3,440	3,382	3,227	3,135	3,152	3,221	3,299	3,357	3,424	3,491	3,573	3,634	3,705	3,776	3,854	z : i+q
委託	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,146	3,215	3,292	3,350	3,417	3,484	3,566	3,627	3,698	3,768	3,846	aa : z×過去3年間平均割合
事業	t/年	3	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ab : z×過去3年間平均割合	
家庭系直搬	t/年	18	58	5	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	ac : z×過去3年間平均割合	

	単位	実績						予測										備考	
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,375	95,951	95,527	95,103	94,679	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	ad : a
生活系ごみ	g/人・日	673.69	691.03	652.13	634.04	602.15	588.48	588.48	586.40	584.31	582.15	580.07	577.94	577.08	576.17	575.28	574.38	573.50	ae : af+aq
生活系ごみ(集團回収除く)	g/人・日	648.43	668.48	629.71	612.84	583.13	570.68	57											

	単位	実績						予測												備考
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17		
		t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年		
焼却施設	焼却処理対象	t/年	21,635	21,459	20,582	20,117	19,299	19,085	19,006	18,577	18,189	17,729	17,309	16,912	16,652	16,290	15,995	15,687	15,446	ay : az~be合計
	可燃(草木類除く) *	t/年	20,727	20,757	20,046	19,599	18,747	18,752	18,584	18,149	17,753	17,288	16,861	16,458	16,191	15,823	15,521	15,206	14,958	az : e+n
	家庭系直接搬入	t/年	6	12	6	8	1	1	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	ba : x+y
	可燃残渣(粗大ごみ)	t/年	413	441	367	364	354	190	287	286	285	283	282	281	279	279	278	278	278	bb : bo
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	138	106	98	90	90	91	98	107	114	123	130	137	145	152	160	167	bc : bp
	可燃残渣(不燃ごみ委託から)	t/年	95	111	57	48	40	52	41	41	41	40	40	40	40	40	40	40	40	bd : cj
	災害廃棄物	t/年	237	-	-	-	67	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	be	
	資源化量	t/年	127	99	91	122	405	217	214	211	209	206	204	202	200	198	196	194	193	bf : bg~bi合計
	チップ	t/年	57	33	41	75	75	76	76	74	73	71	69	68	67	65	64	63	62	bg : ay×過去3年間平均割合
	鉄	t/年	70	66	50	47	42	42	38	37	36	35	35	34	33	32	31	31	31	bh : ay×過去3年間平均割合
	灰溶融処理	t/年	-	-	-	-	288	99	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	bi : 各年度100t
	最終処分量	t/年	2,204	2,179	2,016	1,966	1,627	1,774	1,649	1,609	1,573	1,531	1,492	1,456	1,432	1,399	1,372	1,343	1,321	bj : ay×過去3年間平均割合-bi
粗大ごみ処理施設	粗大ごみ処理施設	t/年	2,268	2,461	2,241	2,164	2,051	1,863	1,973	2,094	2,238	2,347	2,478	2,589	2,711	2,834	2,947	3,076	3,193	bk : bl~bn合計
	粗大ごみ	t/年	669	758	626	597	565	397	502	500	499	495	493	491	491	488	487	486	486	bl : h+p
	プラスチック・ビニール類	t/年	1,578	1,642	1,608	1,560	1,481	1,461	1,465	1,588	1,732	1,845	1,978	2,091	2,213	2,339	2,453	2,582	2,699	bm : f+o
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)	t/年	21	61	7	7	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	7	8	8	bn : ab+ac
	外部焼却	t/年	451	615	601	573	561	561	552	599	653	696	746	788	834	882	925	973	1018	bo : bm×過去3年間平均割合
	可燃残渣(粗大)	t/年	413	441	367	364	354	190	287	286	285	283	282	281	279	279	278	278	278	bp : bl×過去3年間平均割合
	可燃残渣(プラ・ビニ)	t/年	157	141	106	98	90	90	91	98	107	114	123	130	137	145	152	160	167	bq : bm×過去3年間平均割合
	資源化量	t/年	1,273	1,264	1,165	1,129	1,046	1,050	1,053	1,122	1,205	1,267	1,342	1,404	1,474	1,545	1,608	1,683	1,749	br : bs~bv合計
	粗大から	t/年	284	317	259	233	211	207	215	214	214	212	211	210	210	209	208	208	208	bs : bl×過去3年間平均割合
	プラ・ビニから	t/年	9	6	4	4	5	5	4	5	5	6	6	6	7	7	8	8	bt : bm×過去3年間平均割合	
	資源ごみ(事業系、家庭系直搬)から	t/年	19	61	5	7	5	5	6	6	7	7	7	7	7	7	8	8	bu : bn×過去3年間平均割合	
	容り協	t/年	961	880	897	885	825	833	828	897	979	1,042	1,118	1,181	1,250	1,322	1,386	1,459	1,525	bv : bm×過去3年間平均割合
	最終処分量	t/年	46	57	55	53	53	59	53	57	60	63	67	70	73	77	80	83	86	bw : bk×過去3年間平均割合
資源ごみ(委託選別)	資源ごみ(委託選別)	t/年	3,338	3,529	3,433	3,375	3,222	3,122	3,146	3,215	3,292	3,350	3,417	3,484	3,566	3,627	3,698	3,768	3,846	bx : aa
	資源化量	t/年	3,229	3,397	3,332	3,279	3,125	3,035	3,058	3,128	3,206	3,265	3,332	3,399	3,481	3,542	3,613	3,685	3,763	by : bz~ch合計
	カレット・ピン	t/年	581	608	599	607	551	513	541	539	538	534	531	529	526	525	523	523	523	bz : bx×過去3年間平均割合
	鉄	t/年	92	101	91	80	79	76	76	75	75	74	74	74	73	73	73	73	73	ca : bx×過去3年間平均割合
	アルミ	t/年	155	168	167	161	151	145	148	147	147	146	145	145	144	143	143	143	143	cb : bx×過去3年間平均割合
	段ボール	t/年	647	755	779	762	732	718	717	747	779	806	835	863	896	923	952	981	1,013	cc : bx×過去3年間平均割合
	古紙	t/年	1,197	1,191	1,079	1,068	1,023	989	997	1,043	1,092	1,134	1,179	1,222	1,271	1,313	1,359	1,405	1,451	cd : bx×過去3年間平均割合
	ウエス	t/年	249	254	283	277	258	258	258	257	256	255	253	252	251	250	250	250	250	ce : bx×過去3年間平均割合
	ペットボトル	t/年	298	307	322	312	318	326	308	307	306	304	303	302	300	299	298	298	298	cf : bx×過去3年間平均割合
	廃食用油	t/年	0	13	12	12	13	10	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12	cg : bx×過去3年間平均割合
	その他	t/年	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	ch : bx×過去3年間平均割合
	最終処分量	t/年	109	132	101	96	97	95	88	87	86	85	85	85	85	85	85	83	83	ci : bx-by
不燃ごみ(選別)	不燃ごみ(委託選別処理)	t/年	657	757	680	639	603	572	579	577	576	571</td								

資料6 水質汚濁状況

本市では、市内4河川12地点において水質試料を採取し、河川水質調査を実施しています。この調査では、水質汚濁に係る環境基準の項目（生活環境の保全に関する項目（生活項目）及び人の健康の保護に関する項目（健康項目））について分析し、水質濃度及び汚濁負荷量を調査しました。

令和5年度に実施した調査の回数や項目等の概要は、以下のとおりです。

表6.1 各測定地点の測定回数（令和6年度）

（単位：回）

水域	水系(類型指定) 及び雨水幹線	調査地点名	生活項目	健康項目
印旛沼	鹿島川水系 (A類型)	上流 馬渡	4	-
		下流 亀崎	4	-
		支流 1 成山	4	-
		支流 2 吉岡	4	2
	小名木雨水幹線	上流 鹿渡	4	-
		下流 山梨	4	2
	手織川水系 (C類型)	上流 緑ヶ丘	4	-
		下流 内黒田	4	2
東京湾	勝田川水系 (類型なし)	上流 桜ヶ丘	4	-
		下流 大作岡	4	2
		支流 1 桜ヶ丘	4	-
		支流 2 中志津	4	-

表6.2 調査項目（令和6年度）

調査項目	調査内容
生活環境項目 (5項目)	pH(水素イオン濃度)、BOD(生物化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、DO(溶存酸素量)、大腸菌群数
その他項目	COD(化学的酸素要求量)、全窒素、全りん、硝酸性窒素、流量
健康項目 (27項目)	カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン



図 6.1 調査地点位置

(Ⅰ) 鹿島川

鹿島川は千葉市緑区土気地区に端を発し、四街道市と佐倉市の境を流下し、西印旛沼に流入しています。千葉市若葉区下泉町から西印旛沼の流入地点までの 18.9km は一級河川に指定されています。鹿島川の大部分が水田地帯を流れていますが、4河川のうち最も流量が多く、四街道市付近では川幅 10~20m と広くなっています。

また、調査を行なった支流1成山、支流2吉岡等一部コンクリート3面張りとなっており、川幅 1~3m で流量も少ないです。

平成18年度から令和6年度までの鹿島川における BOD 年間平均値の推移は図 6.2 で示すとおりです。

平成18年度から令和6年度までは増減を繰り返し推移しており、令和6年度は 0.8mg/L となっています。

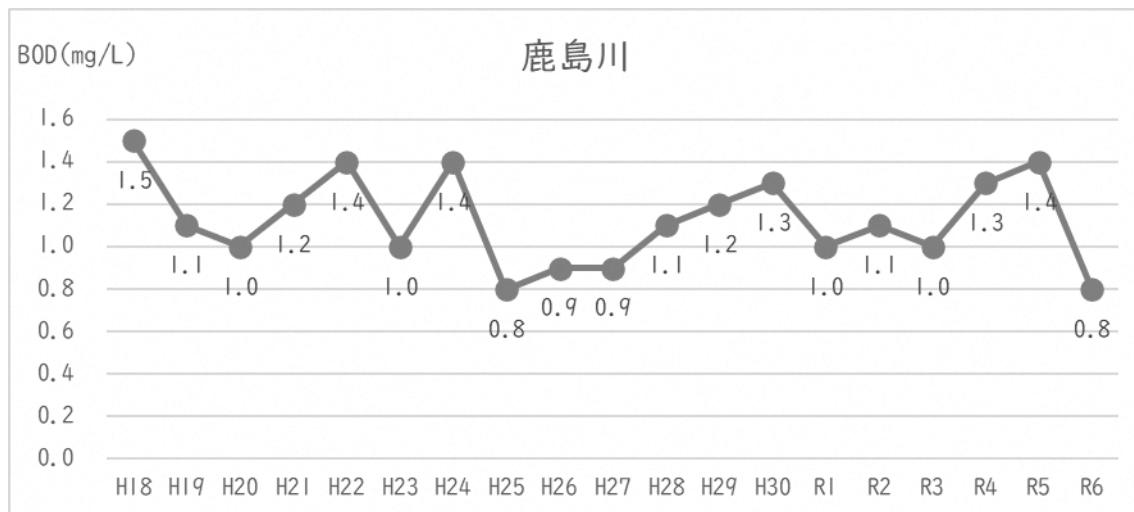


図 6.2 BOD 年間平均値の推移(鹿島川)

(2) 手縫川

手縫川は四街道市市街地に端を発し、鹿島川同様に西印旛沼に流入しています。

上流はコンクリート3面張りで市街地を流れる排水路となっており、流量は少ないです。下流は水田地帯を流下し、自然護岸となっています。

平成18年度から令和6年度までの手縫川におけるBOD年間平均値の推移は図6.3で示すとおりです。

平成30年度から令和3年度までは減少傾向に推移していましたが、令和4年度及び5年度は一時的に増加しました。令和6年度は0.7mg/Lとなっています。

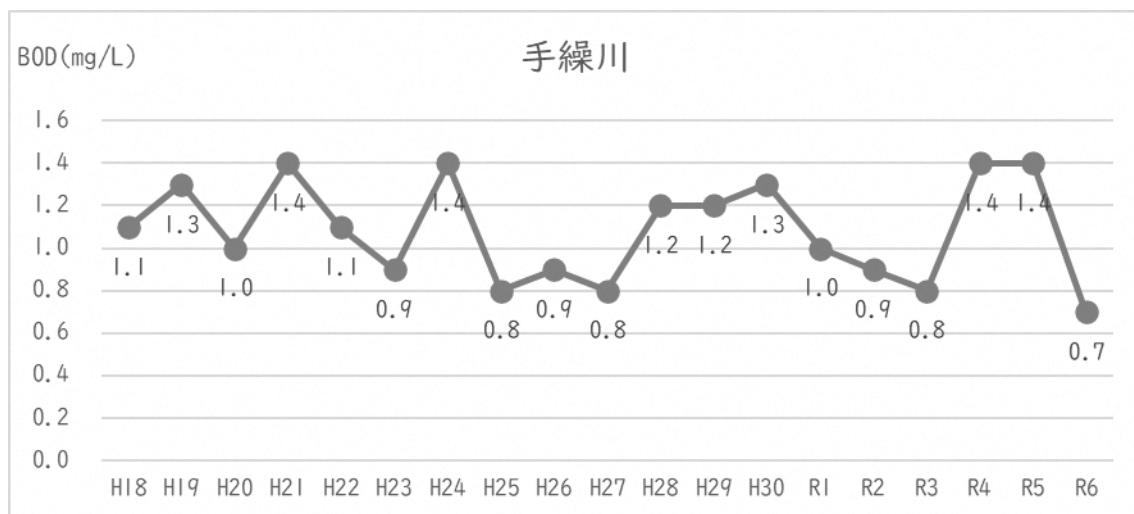


図6.3 BOD年間平均値の推移(手縫川)

(3) 小名木雨水幹線

小名木雨水幹線は、四街道市物井で鹿島川に流入しています。

四街道市と千葉市若葉区若松町の境界付近に端を発し、上流は水田の排水路として利用されています。下流と流入水路はコンクリート3面張りとなっており、底部は1年を通して多量の川藻が繁殖しています。

平成18年度から令和6年度までの小名木雨水幹線におけるBOD年間平均値の推移は図6.4で示すとおりです。

増減を繰り返して推移していますが令和2年度までは減少し、それ以降は増加傾向となっており令和6年度では1.1mg/Lとなっています。

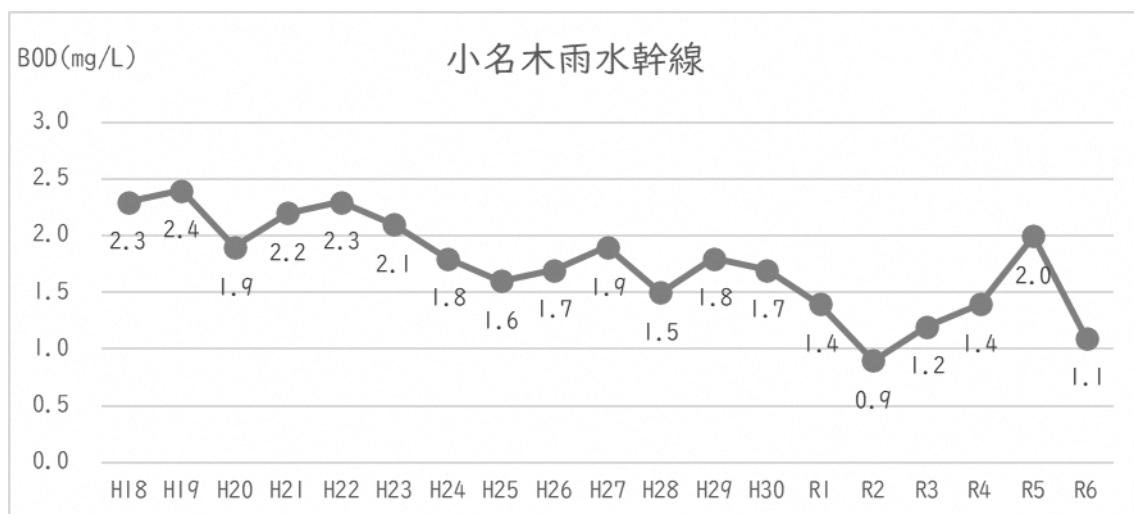


図6.4 BOD年間平均値の推移(小名木雨水幹線)

(4) 勝田川

勝田川は四街道市と千葉市若葉区、千葉市稻毛区の境界付近に端を発し、花見川に流入した後、東京湾へ流入しています。四街道市域では上流から下流までコンクリート3面張りの約3m幅の水路となっています。上流では住宅地域内を流下し、生活雑排水の排水路として利用されており、川底にはヘドロが堆積しています。下流は水田地帯を流下し、途中に数箇所の水門が設置されています。

平成18年度から令和6年度までの勝田川におけるBOD年間平均値の推移は図6.5で示すとおりです。

平成21年度から平成23年度までは減少傾向に推移していましたが、平成24、25年度で増加しています。平成25年度以降は概ね減少傾向にありました。令和5年度から大幅に増加し、令和6年度は7.1mg/Lとなっています。

本市における水質調査4河川のうちBOD値が高い傾向にあります。

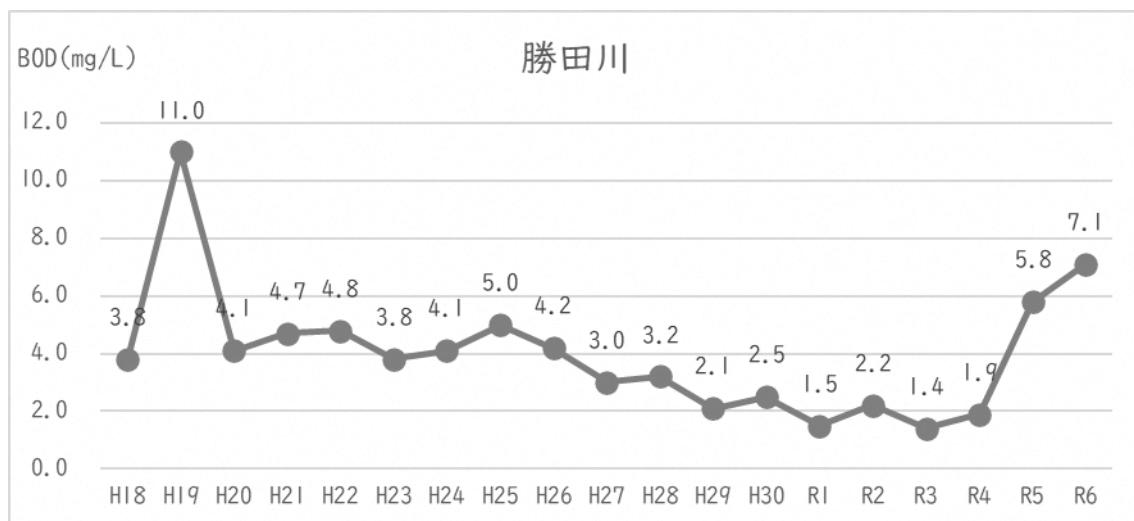


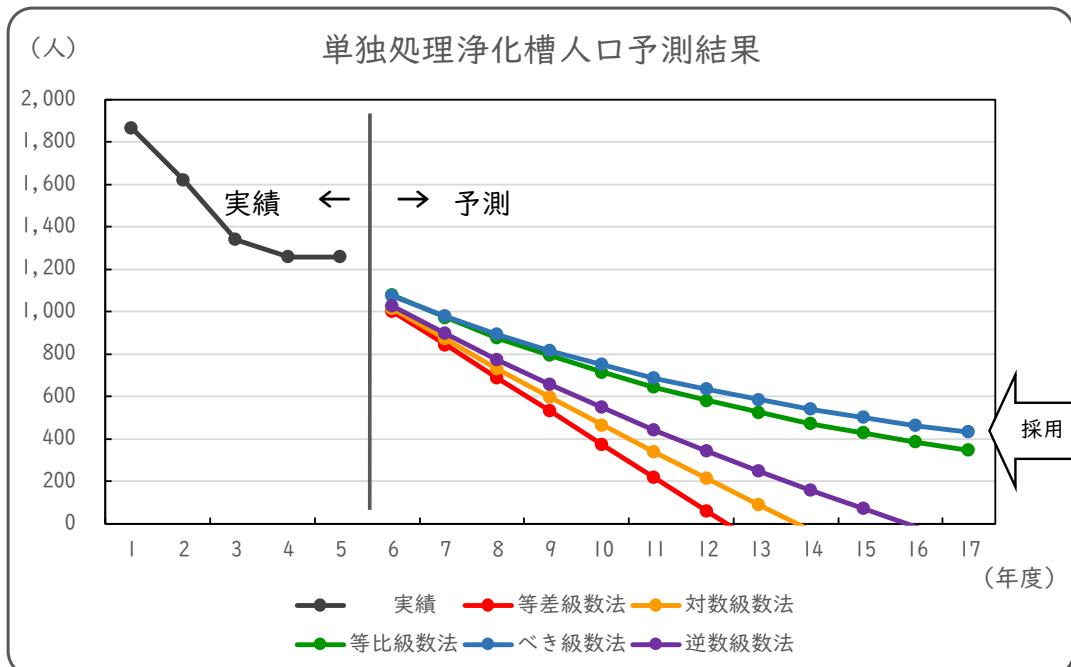
図6.5 BOD年間平均値の推移(勝田川)

資料7 生活排水処理の現状及び予測

I) 単独処理浄化槽人口推計結果

(単位：人)

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	1,862	6	998	1,011	1,077	1,073	1,024
2	1,618	7	842	869	971	977	895
3	1,340	8	685	730	876	892	773
4	1,259	9	529	596	791	816	657
5	1,259	10	372	464	713	748	546
		11	216	336	643	687	442
		12	59	211	580	633	342
		13	-97	89	524	584	246
		14	-254	-31	472	540	156
		15	-410	-147	426	500	69
		16	-567	-261	384	463	-14
		17	-723	-373	347	431	-94
式	$y=ax+b$	$y=a\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})*b$	$y= (x^a)*b$	$y= (a/x)+b$		
a=	-156.5	-5191.553	-0.103	-3.426	171915.987		
b=	6632.1	19615.13	43899.86	230489427.9	-3751.57		
r=	-0.933	-0.939	-0.941	-0.946	0.945		
$r^2=$	0.87	0.881	0.885	0.895	0.892		
採否					採用		

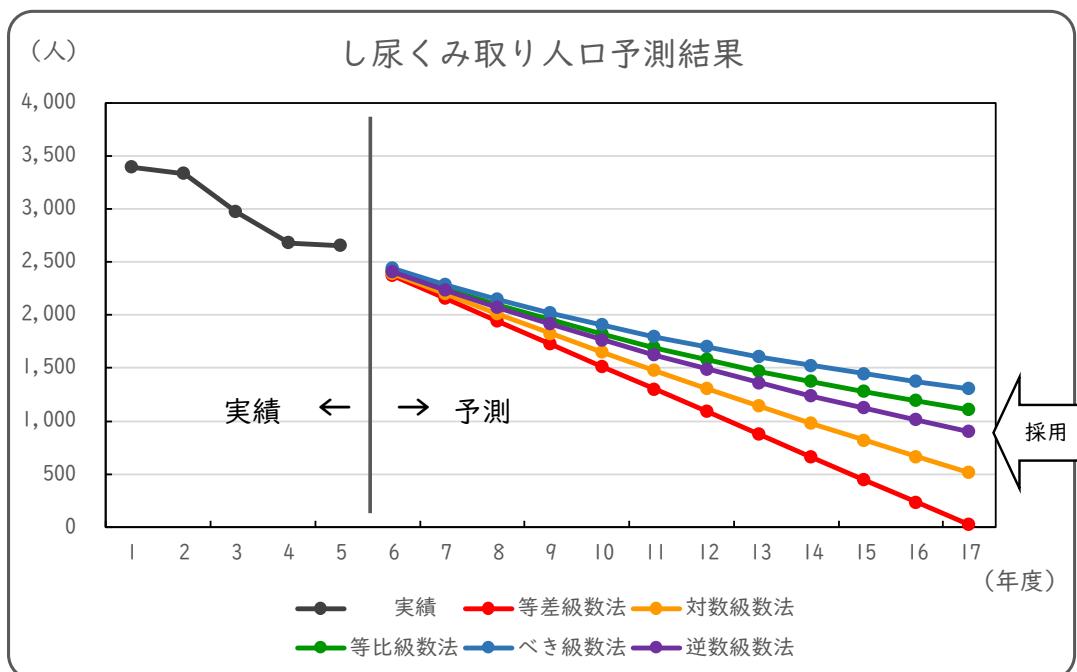


【推計理由】

等差級数法、対数級数法、逆数級数法は令和17年度において0人を下回るため、除外した。
等比級数法、べき級数法のうち相関性の高いべき級数法を採用した。

2) し尿くみ取り人口推計結果

年度	実績	年度	予測結果				
			等差級数法	対数級数法	等比級数法	べき級数法	逆数級数法
1	3,393	6	2,364	2,385	2,414	2,433	2,406
2	3,330	7	2,151	2,192	2,248	2,282	2,232
3	2,966	8	1,938	2,005	2,094	2,143	2,067
4	2,674	9	1,724	1,822	1,951	2,017	1,911
5	2,655	10	1,511	1,644	1,817	1,901	1,762
		11	1,298	1,470	1,692	1,794	1,621
		12	1,085	1,301	1,576	1,696	1,487
		13	872	1,135	1,468	1,605	1,358
		14	658	974	1,368	1,521	1,236
		15	445	816	1,274	1,443	1,119
		16	232	661	1,187	1,370	1,007
		17	19	510	1,105	1,303	900
式	$y=ax+b$	$y=a*\ln(x)+b$	$y= (e^{(ax)})*b$	$y= (x^a)*b$	$y= (a/x)+b$		
a=	-213.2	-7033.306	-0.071	-2.341	231608.944		
b=	10039.2	27589.14	31098.97	10700021.43	-4027.78		
r=	-0.963	-0.964	-0.964	-0.964	0.965		
r^2=	0.928	0.93	0.929	0.93	0.931		
採否						採用	



【推計理由】

相関性の最も高い逆数級数法を採用した。

	単位	実績						将来予測											
		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	
計画処理区域内人口	人	94,845	95,149	95,691	96,161	96,390	96,375	96,375	95,951	95,527	95,103	94,679	94,255	94,000	93,746	93,491	93,237	92,982	
水洗化・生活雑排水処理人口	人	89,590	90,201	91,385	92,228	92,476	92,724	92,896	92,742	92,568	92,376	92,310	92,135	92,058	91,970	91,872	91,767	91,651	
公共下水道人口	人	79,282	79,567	80,759	80,951	80,997	80,756	81,148	80,887	80,625	80,362	80,098	79,834	79,712	79,590	79,467	79,345	79,221	
コミュニティ・プラント	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農業集落排水人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合併処理浄化槽人口	人	10,308	10,634	10,626	11,277	11,479	11,968	11,748	11,855	11,943	12,014	12,212	12,301	12,346	12,380	12,405	12,422	12,430	
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	1,208	1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431	
非水洗化人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900	
し尿汲み取り人口	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900	
自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計画処理区域外人口	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水洗化率	%	96.4	96.5	96.9	97.2	97.2	97.5	97.5	97.7	97.8	98.00	98.3	98.4	98.6	98.7	98.8	98.90	99	
非水洗化率	%	3.6	3.5	3.1	2.8	2.8	2.5	2.5	2.3	2.2	2.0	1.7	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.0	
公共下水道処理率	%	83.6	83.6	84.4	84.2	84.0	83.8	84.2	84.3	84.4	84.5	84.6	84.7	84.8	84.9	85.0	85.1	85.2	
浄化槽普及率	%	12.8	12.9	12.5	13.0	13.2	13.7	13.3	13.4	13.4	13.5	13.7	13.7	13.8	13.8	13.8	13.8	13.8	
うち合併処理	%	10.9	11.2	11.1	11.7	11.9	12.4	12.2	12.4	12.5	12.6	12.9	13.1	13.1	13.2	13.3	13.3	13.4	
生活排水処理率	%	94.5	94.8	95.5	95.9	95.9	96.2	96.4	96.7	96.9	97.1	97.5	97.8	97.9	98.1	98.3	98.4	98.6	
し尿・浄化槽収集人口	人	15,563	15,582	14,932	15,210	15,393	15,619	15,227	15,064	14,902	14,741	14,581	14,421	14,288	14,156	14,024	13,892	13,761	
し尿	人	3,393	3,330	2,966	2,674	2,655	2,443	2,406	2,232	2,067	1,911	1,621	1,487	1,358	1,236	1,119	1,007	900	
浄化槽	人	12,170	12,252	11,966	12,536	12,738	13,176	12,821	12,832	12,835	12,830	12,960	12,934	12,930	12,920	12,905	12,885	12,861	
単独処理浄化槽	人	1,862	1,618	1,340	1,259	1,259	1,208	1,073	977	892	816	748	633	584	540	500	463	431	
合併処理浄化槽	人	10,308	10,634	10,626	11,277	11,479	11,968	11,748	11,855	11,943	12,014	12,212	12,301	12,346	12,380	12,405	12,422	12,430	
し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,062	6,213	6,606	6,282	6,253	6,243	6,420	6,357	6,316	6,238	6,209	6,136	6,107	6,045	6,001	5,957	5,930	
し尿収集量	kL/年	718	772	651	631	613	519	553	513	477	439	373	342	313	284	257	232	208	
浄化槽汚泥量	kL/年	5,344	5,441	5,955	5,651	5,640	5,724	5,867	5,844	5,839	5,799	5,836	5,794	5,794	5,761	5,744	5,725	5,722	
単独処理浄化槽汚泥	kL/年	1,197	1,056	921	906	925	795	764	695	637	581	532	451	417	384	356	330	308	
合併処理浄化槽汚泥	kL/年	4,147	4,385	5,034	4,745	4,715	4,929	5,103	5,149	5,202	5,218	5,304	5,343	5,377	5,377	5,388	5,395	5,414	
し尿・浄化槽汚泥発生量(1日あたり)	kL/日	16.6	17.0	18.1	17.2	17.1	17.1	17.6	17.4	17.3	17.1	17.0	16.8	16.7	16.6	16.4	16.3	16.2	
し尿収集量	kL/日	2.0	2.1	1.8	1.7	1.7	1.4	1.5	1.4	1.3	1.2	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7	0.6	0.6	
浄化槽汚泥量	kL/日	14.6	14.9	16.3	15.5	15.4	15.7	16.1	16.0	16.0	15.9	16.0	15.9	15.8	15.8	15.7	15.7	15.6	
単独処理浄化槽汚泥	kL/日	3.3	2.9	2.5	2.5	2.5	2.2	2.1	1.9	1.7	1.6	1.5	1.2	1.1	1.1	1.0	0.9	0.8	
合併処理浄化槽汚泥	kL/日	11.3	12.0	13.8	13.0	12.9	13.5	14.0	14.1	14.2	14.3	14.5	14.6	14.7	14.7	14.8	14.8	14.8	
し尿・浄化槽汚泥排出原単位	L/人・日	1.06	1.09	1.21	1.13	1.11	1.10	1.16	1.16	1.16	1.16	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.17	1.18	
し尿収集量	L/人・日	0.58	0.64	0.60	0.65	0.63	0.58	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	0.63	
浄化槽汚泥量	L/人・日	1.20	1.22	1.36	1.24	1.21	1.19	1.25	1.24	1.24	1.23	1.23	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	1.22	
単独処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.76	1.79	1.88	1.97	2.01	1.80	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	1.95	
合併処理浄化槽汚泥	L/人・日	1.10	1.13	1.30	1.15	1.12	1.13	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	1.19	
年間日数	日	366	365	365	366	366	365	365	365	366	365	365	366	365	366	365	366	366	

用語集

あ行

一般廃棄物

廃棄物処理法においては産業廃棄物（後述）以外の廃棄物と定義されています。「一般廃棄物」は、一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系一般廃棄物」と、商店、オフィス、飲食店等の事業活動によって生じた紙ごみ、生ごみ等の「事業系一般廃棄物」に分類されます。また、汲取り便槽から収集される「し尿」、「浄化槽や農業集落排水処理施設において発生する汚泥」等が対象になります。

か行

買い物袋持参運動

買い物袋を持って行き、レジ袋を使わないようにすることをいいます。マイバッグを持参、またはレジ袋を使わなかった時にスタンプを押して、スタンプが溜まったら商品券と引き換える運動です。

合併処理浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて生活雑排水を処理し、下水道以外に放流するための設備又は施設です。

家電4品目

エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目を指します。これらは家電リサイクル法の対象であり、家庭から排出される際にリサイクルが義務付けられています。

環境基本法

平成5年（1993年）に制定された環境に関する分野について国の政策の基本的な方向を示す法律です。基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」、「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」、「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」の3つが定められており、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにしています。

感染性廃棄物

感染性病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物又はこれらのおそれがある廃棄物をいいます。

許可業者

市から許可を得てごみの収集運搬が行える業者です。

下水道

家庭、工場などの排水や雨水を処理し排除する施設の総称です。

減量化

ごみの量を減らすことです。3Rの推進等により発生量・排出量を減らすことをいいます。

ごみ質

可燃ごみの三成分（水分、灰分、可燃分）比率、構成品目である紙・布類、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等の構成比率及び発熱量等で表されるごみの性質のことです。

ごみ処理経費

ごみの収集や焼却・リサイクル・埋立などにかかる費用の「処理費」とごみ処理施設の建設や修繕費などの「建設改良費」、「その他の経費」を合計したものといいます。

さ行

最終処分

再使用や再資源化できないごみや、中間処理後の残渣などを埋立処分すること。埋立処分を行う施設を最終処分場といいます。

最終処分率

最終処分量をごみ総排出量で除した値のこと、ごみ総排出量のうち最終処分された割合を指します。

最終処分量 ÷ ごみ総排出量 × 100

産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法及び同法施行令により20種類が指定されています。指定された20種類は、①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック ⑦紙くず ⑧木くず ⑨繊維くず ⑩動物性残渣 ⑪動物性固形不要物 ⑫ゴムくず ⑬金属くず ⑭ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑮鉛さい ⑯がれき類 ⑰動物のふん尿 ⑱動物の死体 ⑲ばいじん ⑳上記 19種類の産業廃棄物を処分するために処理したものです。

3010 運動

宴会や会食時に、乾杯後30分間は席を立たずに料理を楽しみ、お開き10分前には席に戻って残りの料理を楽しむことで、食べ残しを減らし、食品ロスを削減する取組です。

事業系ごみ

事業活動に伴って生じた資源化可能な古紙類や食品残渣、産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

集団回収

自治会、PTA、子供会等の団体が、古紙やアルミ缶等の資源物を回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことをいいます。

循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。循環型社会形成推進基本法では、第一に製品等が廃棄物等になることを抑制すること、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用すること、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針等を定めています。

食品ロス

まだ食べられるのに廃棄される食品のことです。

食品ロス削減推進法

令和元年10月1日に施行された、「食品ロスの削減の推進に関する法律」のことであり、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律です。

3R

廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表す言葉の頭文字を取った造語です。①廃棄物の発生抑制 (Reduce:リデュース)、②資源や製品の再使用 (Reuse:リユース)、③再生利用 (Recycle:リサイクル) の順で、リサイクルよりもリデュースを優先します。3Rに、不要なものをもらわない・買わない (Refuse:リフューズ)、修理して使う (Repair:リペア) を加えて4Rや5Rと呼ぶこともあります。

生活系ごみ

一般家庭の日常生活に伴って発生する廃棄物を生活系ごみ（生活系一般廃棄物）といいます。

生活雑排水

日常生活によって排出される生活排水のうち、し尿と水洗便所からの排水以外のものです。

生活排水

日常生活によって、台所・便所・浴室などから河川等の公共用水域あるいは下水道に排出される汚水のことです。

生活排水処理率

計画処理区域内人口に対する生活排水処理人口（下水道人口、農業集落排水人口、合併処理浄化槽人口の合計）の割合です。

た行

脱炭素社会

二酸化炭素の排出量を実質ゼロにする社会のことです。二酸化炭素の排出量を減らすだけでなく、どうしても排出せざるを得ない二酸化炭素を回収・貯留するなどして、排出量と吸収量のバランスをゼロにする状態を目指す社会のことです。

ごみ処理においても、ごみ焼却時の温室効果ガスの発生だけでなく、焼却にも、ごみ処分場への運搬にも多くのエネルギーが使われており、深く関係のある課題です。

単独処理浄化槽

便所からの排水のみを処理する浄化槽です。生活雑排水を処理しないため、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

中間処理

収集したごみをリサイクルや埋立処分するために行う処理を指します。可燃ごみの焼却、不燃ごみの破碎、選別などにより、できるだけごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋め立てた後も環境に悪影響を与えないように処理すること、さらに、鉄やアルミ、ガラスなど再利用できるものを選別・回収する機能もあります。

特別管理一般廃棄物

一般廃棄物の中でも、人の健康や生活環境に被害を及ぼすおそれがあるため、特別の基準で管理・処理する必要がある廃棄物のことです。具体的には、感染性一般廃棄物（感染性病原体を含むもの）や、ダイオキシン特措法で指定された施設から排出されるばいじん・燃え殻・汚泥などが該当します。

特別管理産業廃棄物

廃棄物処理法で定められた「爆発性、毒性、感染性など、人の健康や生活環境に被害を与えるおそれのある性状を有する廃棄物」のことです。通常の産業廃棄物よりも厳しい管理基準が設けられており、排出事業者には厳格な義務が課されています。

な行

生ごみ処理容器

自然界の微生物を利用して生ごみ等を発酵分解し、ごみの容量を減少させ、堆肥化することを目的として製造された物をいいます。

は行

廃棄物

廃棄物処理法において廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他汚物又は不要物であり、固形状又は液状のものをいいます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をすることを目的とした法律で、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理業者に対する規制等を内容とします。

排出抑制

不要となったものを再使用や再生利用するなど、ごみとして排出される量を減らすことを指します。

1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)

原単位とも言い、以下の計算によって算出されます。

$$\text{ごみ発生量 (t/年)} \div \text{総人口 (人)} \div \text{年間日数 (日)} \times 1,000,000$$

不法投棄

家庭や会社等から排出される廃棄物を山林や河川敷等の処理場として定められた場所以外に廃棄することをいいます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められており、法律に違反した場合の罰則も定められています。

プラスチック資源循環促進法

プラスチック資源の効率的利用を推進し、環境負荷を軽減や循環型社会の構築を目指すことを目的として令和4年4月1日に制定された法律です。

や行

四街道市災害廃棄物処理計画

非常災害発生時において、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に行い、市民の生活環境や衛生面での安全・安心を確保することを目的として、平成29年9月策定しました。

また、東日本大震災及び近年全国各地で発生した大雨、竜巻、台風等への対応から得た経験や知見を踏まえた、災害廃棄物処理指針(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)に基づき、四街道市地域防災計画との整合を図っています。

四街道市地球温暖化防止実行計画

四街道市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の規定により、市域から排出される温室効果ガスを抑制するとともに、進行しつつある地球温暖化へ対応するために、市民、事業者、市等の各主体が総合的かつ計画的に取り組むことを目的として、地球温暖化防止実行計画（区域施策編）を令和5年3月に策定しています。

また、市役所も1つの事業所であり消費者でもあるという立場から、市が行う事務及び事業によって排出される温室効果ガスの抑制等に取り組むために地球温暖化防止実行計画（事務事業編）を令和4年8月に改訂しています。

ら行

リサイクル

ごみを原材料として再利用することです。大きく原材料として再利用するマテリアルリサイクル（再生利用・再資源化）と、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル（熱回収）の2種類があります。

リサイクル率

資源化量をごみ総排出量で除した値のことで、ごみ総排出量のうち再生利用された割合を指します。

$$\text{総資源化量} \div \text{ごみ総排出量} \times 100$$

リデュース

ごみの発生自体を抑制することをいいます。事業者は、原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るすべての段階での取組が求められます。消費者は、使い捨て製品や不要な物を購入しない、過剰包装の拒否、よい品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般に渡る取組が必要です。

リフューズ

要らないものやごみになるものを買わない、もらわないようにすることで、ごみを増やさないための取組です。具体的には、マイバッグを持ち歩いてレジ袋を使わないようにしたり、使い捨ての箸ではなくマイ箸を使うなど、ごみになるものをそもそも買わないように心がけることです。

リユース

使用済みとなった製品の中でもう一度使えるものはごみとして廃棄せずそのまま再使用することをいいます。具体的には、①ユーザーから回収された使用済み機器をそのまま、もしくは修理などを施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、②製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、③ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、もしくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」などがあります。

令和7年度 第2回四街道市ごみ処理対策委員会 意見・質問対応表

指摘箇所	指摘内容	対応
P1 18行目	「事業者の責務がより強く求められています。」の後のかっこ部分は法律が改正されたわけではないため必要ない。記載するのなら例示を記載して分かりやすくしてはどうか。	ご指摘部分について削除及び修正を行いました。
P1 下から4行目	計画策定の必要性についての記載は表現を整理した方が良いのでは。	ご指摘のとおり修正しました。
P5	計画の推進体制について、一段落目に記載されている文章が、各施策に結び付くようになると良い。	3.2 計画の基本的枠組みで記載されている各施策に、誰が取り組む内容かを記載しております。なお、これらは食品ロス削減推進計画や生活排水処理基本計画も同様となっています。
P5	計画の推進体制について、2段落目は記載する必要が無いのでは。	ご指摘部分について削除しました。
P16	ごみ処理体制について、現在の体制を記載する箇所のため、今後のことについての記載は必要無いのでは。	ご指摘のとおり、文章を修正しました。
P19、P20	説明文について表3.1.7には拠点回収が入っていないが、表3.1.8には記載があるため説明文を整理した方が良い。	拠点回収量が他と比べて少ないため、資源物に含ませていただきました。また、P19の表記を修正しました。
P28	ごみ処理経費の表について、令和6年度が空白になっているが対応はどうするのか。	廃棄物処理実態調査を基に作成している部分になり、令和6年度実績の公表が策定に間に合わないため、令和6年度の行は削除します。
P52	目標値について、国が示している数値と乖離している部分について、理由を明示した方が良いのでは。	今回の目標は四街道市の課題であるリサイクル率を向上させることを第一としています。そのため、リサイクル率の目標値を設定し、それにあわせて他の値の目標値も設定しています。
P54	施策1.2「過剰包装の削減」について包装料金の表示を法律で義務化するよう働きかけはどうか。	現状、国に対しての要望については全国都市清掃会議や千葉県環境衛生促進協議会を利用し行っています。今後も国への要望は内容を精査しながら、継続して行っています。
P68	食品ロス削減推進計画の基本理念のサブタイトルについて数字の“0”をローマ字表記にした方が良いのでは。	事務局で再度検討した結果、原案の数字での記載のままにすることとしました。
P73	賞味期限についての正しい知識の教育と情報の発信を行った方が良い。あわせて国へ対しての要望も行ってほしい。	食品ロス削減の啓発活動時や環境学習時に正しい知識について情報を発信していきます。(該当箇所: ごみ処理基本計画 施策5.2)

指摘箇所	指摘内容	対 応
		<p>環境学習の充実、食品ロス削減推進計画 施策 2.4 食育を通じた周知・啓発）また、計画内にはコラムとして賞味期限・消費期限について記載しております。</p> <p>国についての要望については全国都市清掃会議や千葉県環境衛生促進協議会を通じて、内容を精査しながら行なっていきます。</p> <p>実施した施策については年次報告書で報告、公表します。</p>
-	地域における外国人へのごみ出しルールの周知・徹底について	<p>施策 5.1 分別排出の徹底の主な取組み内容に記載されている「家庭ごみの正しい分け方・出し方」の配布やごみ分別促進アプリ「さんあ～る」の配信によるルールの周知・遵守」に内包しているとお考え下さい。実施した取組については年次報告書で報告、公表します。なお、今回の計画では、主な取り組みを記載しているため、具体的な施策の記載はしておりません。</p>
-	不法投棄の対応について	<p>不法投棄への対応については、基本方針5 施策 5.5 に記載しております。行った取組については、年次報告書で報告、公表します。なお、今回の計画では、主な取り組みを記載しているため、具体的な施策の記載はしておりません。</p>
-	周知方法について、ホームページ以外にも検討すべきでは。	<p>現在の主な周知方法は、市ホームページ、市政だより、市 Facebook ですが、今後は広報媒体を拡大し、実施する施策に合わせて適したもので周知を行っていく予定です。</p>
-	ルール遵守を図るため、条例に罰金を設けてはどうか。	<p>今後の施策立案の参考とさせていただきます。</p>